

（ 関 連 資 料 ）

(こども家庭庁設立について)

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**こどもの年齢及び発達**の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の**こどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに**、当該任務に関連する特定の**内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける**ことを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- こどもの保育及び養護
- こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- こどもの保健の向上
- こどもの虐待の防止
- いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- こども大綱の策定及び推進

等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- 子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- 令和5年4月1日
- 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の概要

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
 (内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 (幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

こども政策に関わる各府省大臣

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

- 性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のための115の死亡検証

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事案に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
 (制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

(こども家庭庁の組織定員について)

こども家庭庁組織体制の概要

※ 組織の名称は仮称

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関 (国立児童自立支援施設)			合計
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官(こども成育局担当)、審議官(こども支援局担当)※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】。

※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房 (企画立案・総合調整部門)

- 長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

こども支援局

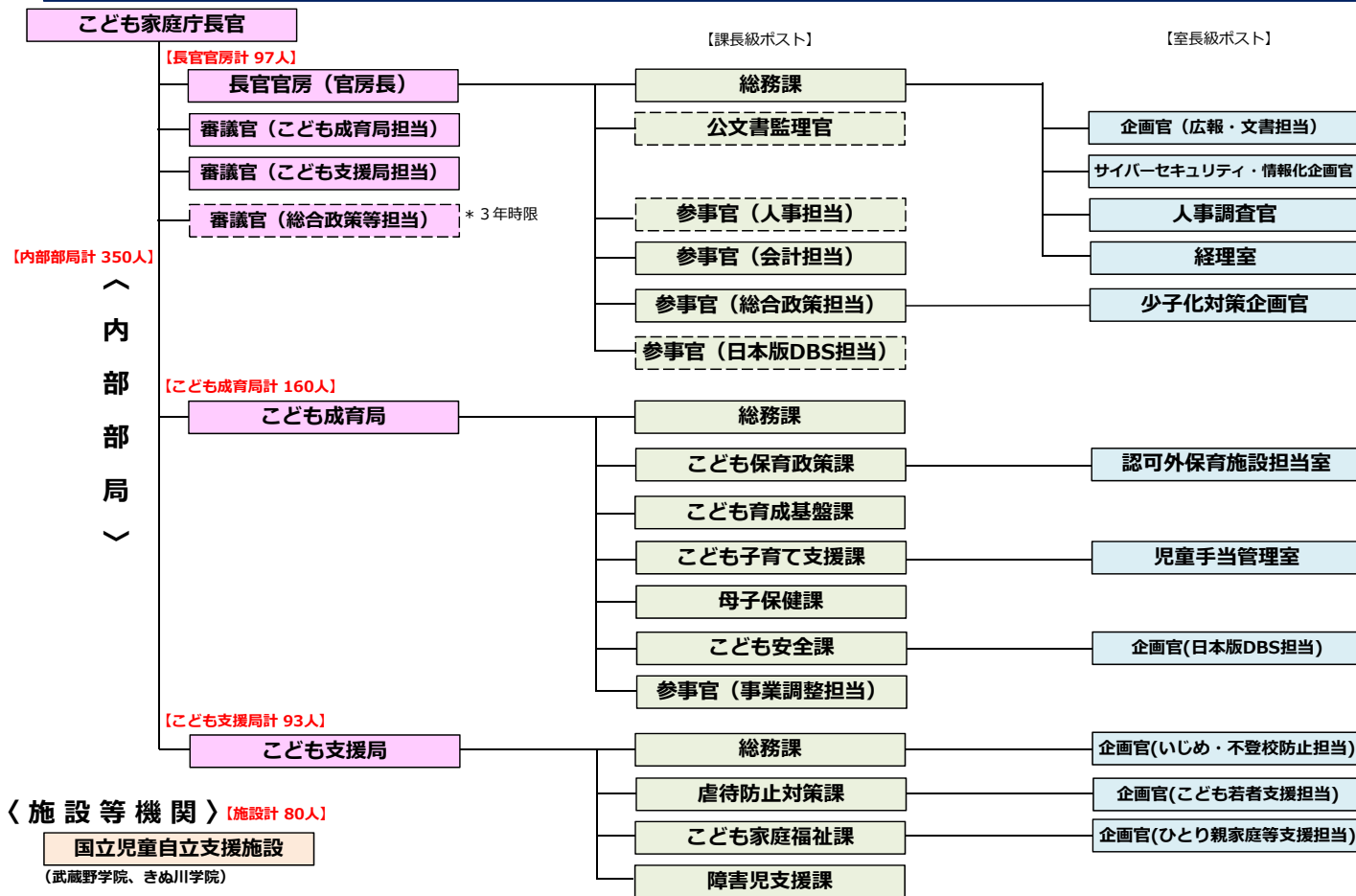
- 局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 116 ➢ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

子ども家庭庁組織図概要

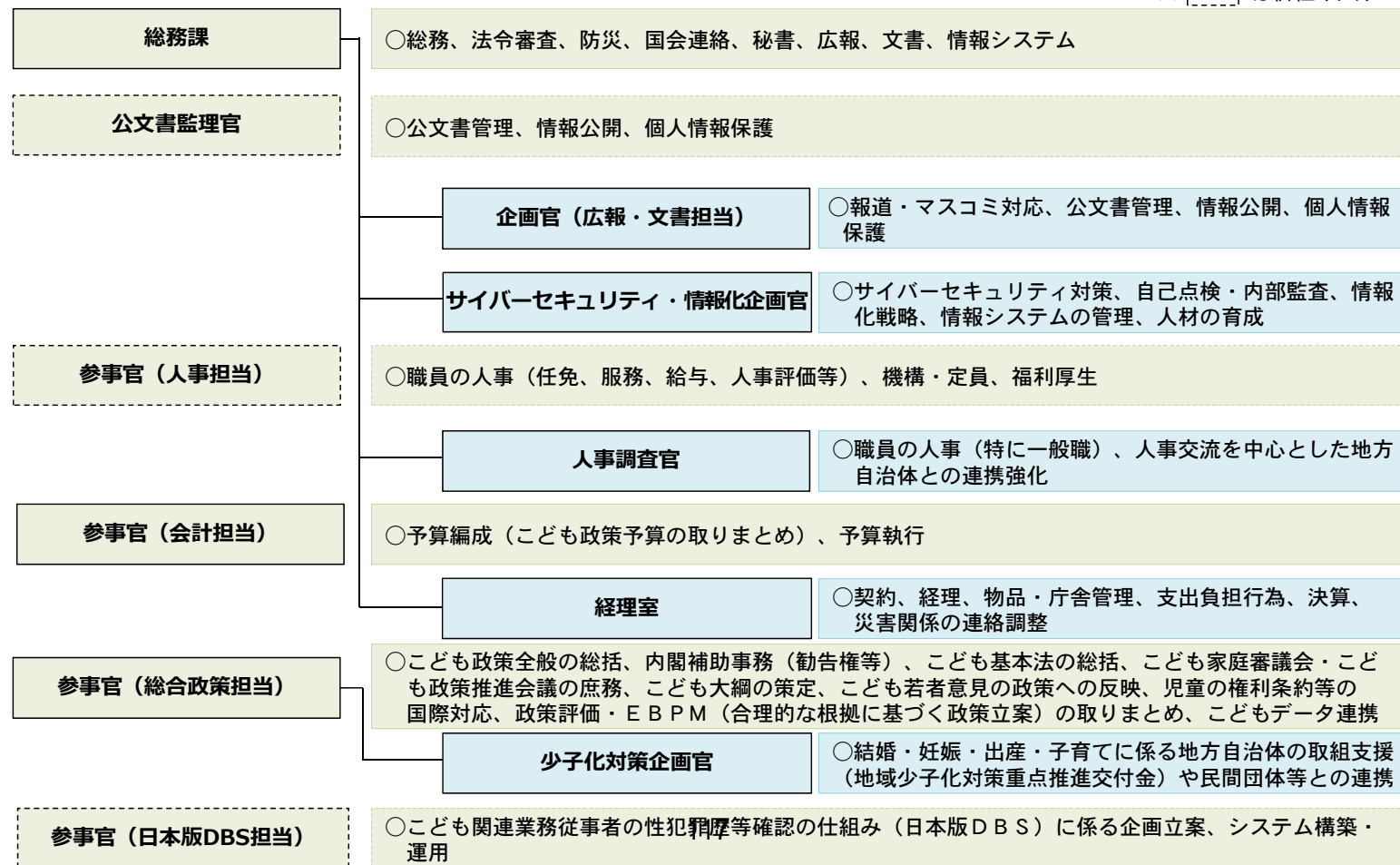
※ 組織の名称は仮称 【別紙】

- 長官をトップに、長官官房、子ども成育局、子ども支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。※ [] は併任ポスト
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。



各組織の主な所掌事務 (①長官官房)

※ [] は併任ポスト



各組織の主な所掌事務（②こども成育局）

総務課	○こども成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、こども支援局との調整		
こども保育政策課	○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関すること等）		
	<table border="1"> <tr> <td>認可外保育施設担当室</td> <td>○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画・立案等、指導監督</td> </tr> </table>	認可外保育施設担当室	○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画・立案等、指導監督
認可外保育施設担当室	○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画・立案等、指導監督		
こども育成基盤課	○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園の指導監督等に係る文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案		
こども子育て支援課	○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員		
	<table border="1"> <tr> <td>児童手当管理室</td> <td>○児童手当制度の総括、企画立案</td> </tr> </table>	児童手当管理室	○児童手当制度の総括、企画立案
児童手当管理室	○児童手当制度の総括、企画立案		
母子保健課	○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給		
こども安全課	○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止		
	<table border="1"> <tr> <td>企画官（日本版DBS担当）</td> <td>○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用</td> </tr> </table>	企画官（日本版DBS担当）	○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用
企画官（日本版DBS担当）	○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用		
参事官（事業調整担当）	○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金		

各組織の主な所掌事務（③こども支援局）

総務課	○こども支援局の総括、いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、こども成育局との調整		
	<table border="1"> <tr> <td>企画官（いじめ・不登校防止担当）</td> <td>○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応</td> </tr> </table>	企画官（いじめ・不登校防止担当）	○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応
企画官（いじめ・不登校防止担当）	○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応		
虐待防止対策課	○児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、こどもの支援に携わる人材の確保・養成（相談業務研修、アウトリーチ研修等）、一時保護所、保護者への指導・支援		
	<table border="1"> <tr> <td>企画官（こども若者支援担当）</td> <td>○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援</td> </tr> </table>	企画官（こども若者支援担当）	○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援
企画官（こども若者支援担当）	○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援		
こども家庭福祉課	○里親支援、児童養護、社会的養育（国立児童自立支援施設に係る事務を含む）		
	<table border="1"> <tr> <td>企画官（ひとり親家庭等支援担当）</td> <td>○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策</td> </tr> </table>	企画官（ひとり親家庭等支援担当）	○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策
企画官（ひとり親家庭等支援担当）	○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策		
障害児支援課	○障害児支援施策に係る企画立案		

(こども家庭庁の予算について)

令和5年度 こども家庭庁関連予算の全体像

○令和5年度のこども家庭庁当初予算案(一般会計・特別会計)は、**4.8兆円**。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、**5.2兆円**規模。

(単位: 億円)

区 分	令和5年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合 計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1) 対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

(参考2) 上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

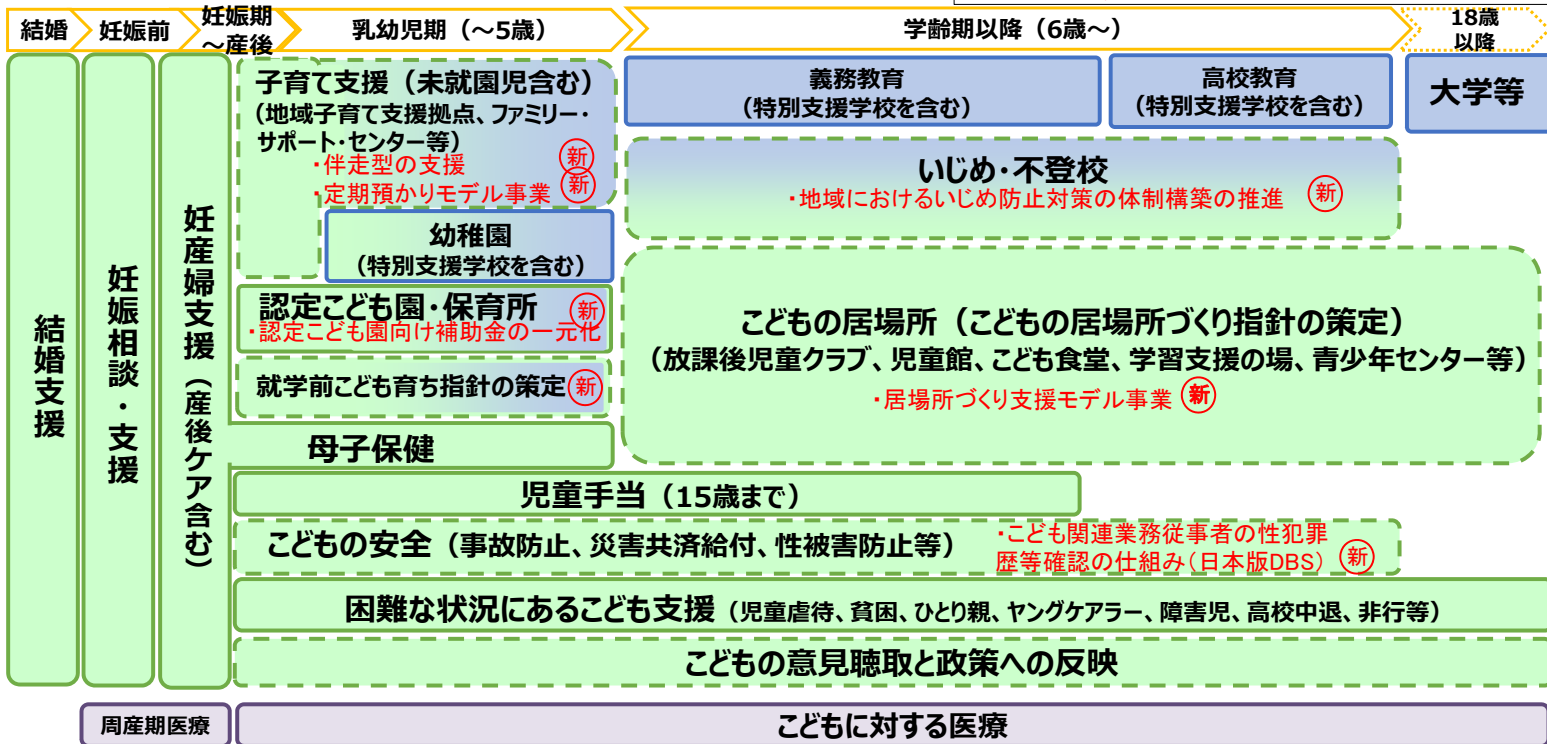
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

■ は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・赤字は主な新規事業



令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイント

※金額は、令和5年度当初予算案と令和4年度第2次補正予算の合計

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行	結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服
<ul style="list-style-type: none"> ○ こども大綱の策定・推進 1.4 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信 ▶地方自治体こども計画策定支援事業 ○ こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発 0.3 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討 ○ こどもの意見聴取と政策への反映 2.3 億円 (うちR4補正0.5 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶こども・若者意見反映推進事業 (一部補正) ○ こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実 0.5 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情や課題に応じた少子化対策 100 億円 (うちR4補正90 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶地域少子化対策重点推進交付金 (一部補正) ○ 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 2.5 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等 ○ 妊娠から子育て期の包括的な切れ目ない支援 1,905 億円 (うちR4補正1,374 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続 ▶全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援 ▶都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援 ▶母子保健情報デジタル化実証事業の実施 (補正) 等 ○ 高等教育の無償化 5,311 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶高等教育の修学支援新制度の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な子育て支援 3兆6,050 億円 (うちR4補正1,920 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶子ども・子育て支援新制度の推進 (一部補正) ▶子どものための教育・保育給付等 (チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減) ▶保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善 (※) <ul style="list-style-type: none"> 令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度 (月額9千円) の処遇改善の満年度化 (※) 放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。 ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進 (一部補正) ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等 (一部補正) ▶チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進 (再掲) ▶保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等 ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進 (補正) ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化 (一部補正) ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等 ○ こどもの居場所づくり支援 1,438 億円の内数 (うちR4補正58 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進 (一部補正)(再掲) ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施 (補正) ▶「こども食堂」等に対する支援 (一部補正) ○ こどもの安全・安心 286 億円 (うちR4補正262 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み (日本版DBS) の導入に向けた検討 ▶災害共済給付事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶予防のためのこどもの死亡検証 (Child Death Review) のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進 ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進 (補正) ▶児童福祉施設等の災害復旧への支援 (補正) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,721 億円の内数 (うちR4補正45 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化 ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進 (補正) ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施 ○ ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,694 億円 (うちR4補正30 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援 (補正) ○ 障害児支援体制の強化 4,745 億円の内数 <ul style="list-style-type: none"> ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等 ○ 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 2.1 億円 <ul style="list-style-type: none"> ▶首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言 ○ ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 216 億円の内数 <ul style="list-style-type: none"> ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等 ○ 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進 12 億円 (うちR4補正12 億円) <ul style="list-style-type: none"> ▶潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業 (補正)

<参考> この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金 (医療保険制度) の増額 (42万円→50万円) を実施。また、育児休業給付 (0.8兆円) を確保。

1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

2. 施策の内容

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援します。

(1) 地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、子育て支援パスポート、子育て支援情報の「見える化」支援 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

・一般コース（補助率：1/2）

【対象世帯所得】400万円未満 → 500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：30万円 → 60万円

夫婦共に30～39歳：30万円

【参考】令和4年度第2次補正予算（概要）90億円

① 地域少子化対策重点推進事業

(1) 地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）

・重点メニュー（補助率：2/3 → 3/4）

(2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）【新規】

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

・重点メニュー（補助率：2/3）

② 結婚新生活支援事業

・一般コース（補助率：1/2）

・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

※対象世帯所得及び交付上限額は令和5年度当初予算案に同じ。

3. 実施主体等

① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

出産・子育て応援交付金

1. 事業の目的

○ 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

○ こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する。

2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

（妊婦8～10週前後）

妊娠期

（妊婦32～34週前後）

出産・産後

産後の育児期

面談

（*1）

面談

（*2）

面談

（*3）

随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施（*4）

【実施主体】子育て世代包括支援センター（市町村）
（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨）

伴走型相談支援

（*2～4）SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

（*1）子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

（*2）夫の育児取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

（*3）子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育児給付や保育園入園手続きの紹介 等

・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出後（5万円相当）の経済的支援

「経済的支援の実施方法」

出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村（民間等への委託も可）

4. 補助率

○ 伴走型相談支援：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○ 経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

1. 施策の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱えている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）
- ※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

2. 施策の内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリー型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

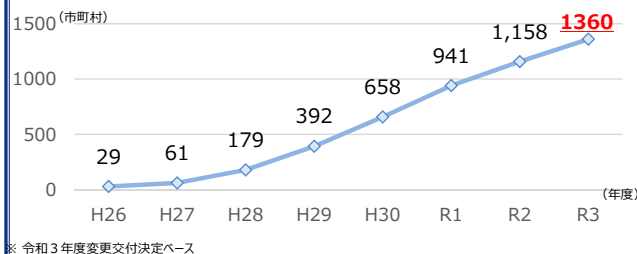
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

3. 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリー型	1施設あたり月額	1,696,000円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額	2,474,700円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）	1回あたり	2,500円
(4) 24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,715,600円
- ※ (1) 及び (2) の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

4. 実施自治体



産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

別紙

令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、**利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。**

① 非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



② 全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)

※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、**市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法**などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、**利用料の金額設定を引き下げる方法**も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

1. 施策の目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

2. 施策の内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。
ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

- 要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること
- 要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

- 本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。
- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
 - (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度(各種子育て支援事業の利用料減免制度など)を案内することで、必要な支援に効果的につなげる。
 - (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

3. 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村(伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。)
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

子どものための教育・保育給付交付金

1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2. 令和5年度予算案の主な内容

- 新子育て安心プランに基づく保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数の増(+1.7万人)
- 保育士・幼稚園教諭等の3%程度(月額9千円)の処遇改善に係る満年度化、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応
- チーム保育推進加算の充実
比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、子どもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。
(※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経年数(12年以上)等に一定の要件あり。
- 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設
0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②3人以上の0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、新型コロナウイルス感染症による利用控えが想定される令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。
- 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長
処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

3. 実施主体等

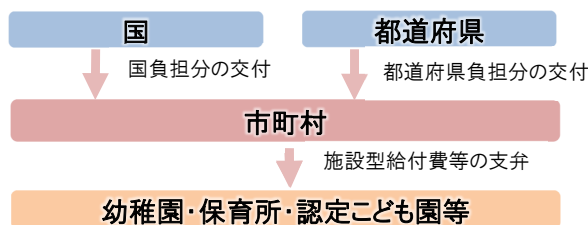
【実施主体】市町村

【負担割合】

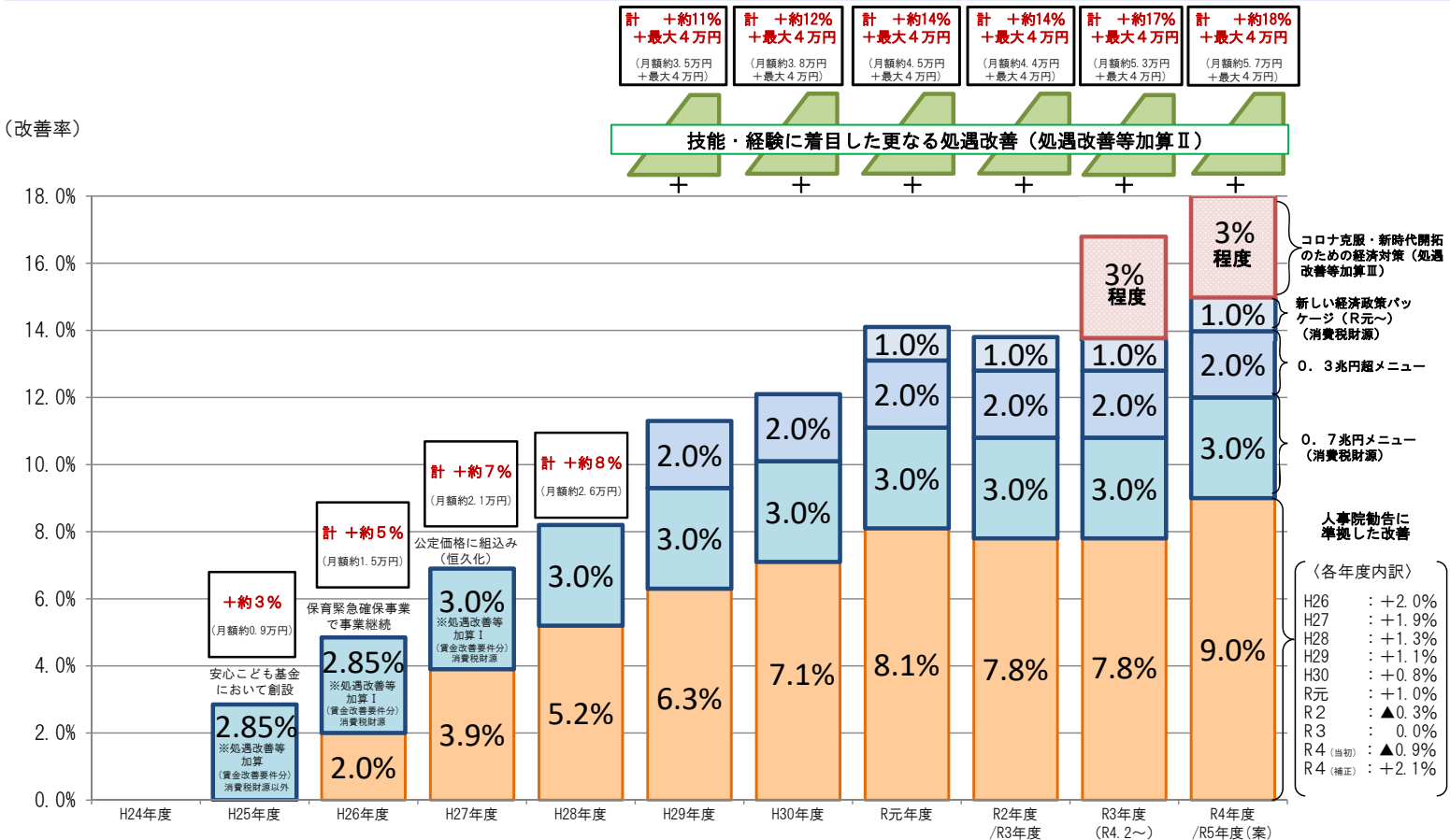
	国	都道府県	市町村
施設型給付(私立)	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付(公私共通)	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置
※0~2歳児相当については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

123



保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

拡充 保育体制強化事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

○ 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

- 保育支援者の配置**
 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。
 ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ
 エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- 児童の園外活動時の見守り等**
 保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。
- スポット支援員の配置**
 既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※（1）と合わせて補助する場合は、（1）の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

- 【実施主体】 市区町村が認めた者
- 【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円
 ※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円
 ・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加
 *保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする
 ※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円
 ※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
 国：1/2、市区町村：1/2
- 【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園
 ⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充】
 ⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様
- 【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の**積極的な利用を促進する**。
- ・集団における子どもの育ちに着目した**支援計画を作成し**、適切な保育を行うとともに、**保護者に対しては、定期的な面談**などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、**情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し**、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

- 【補助単価】
- ①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 - ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 - ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 - ② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

令和5年度当初予算（案） 295億円

1. 施策の目的

○ 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型） **※保育所や認定こども園向け補助金の一元化**
- ・公立認定こども園整備事業
- ・小規模保育整備事業
- ・防音壁整備事業
- ・防犯対策強化整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】（私立）市区町村

【設置主体】（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

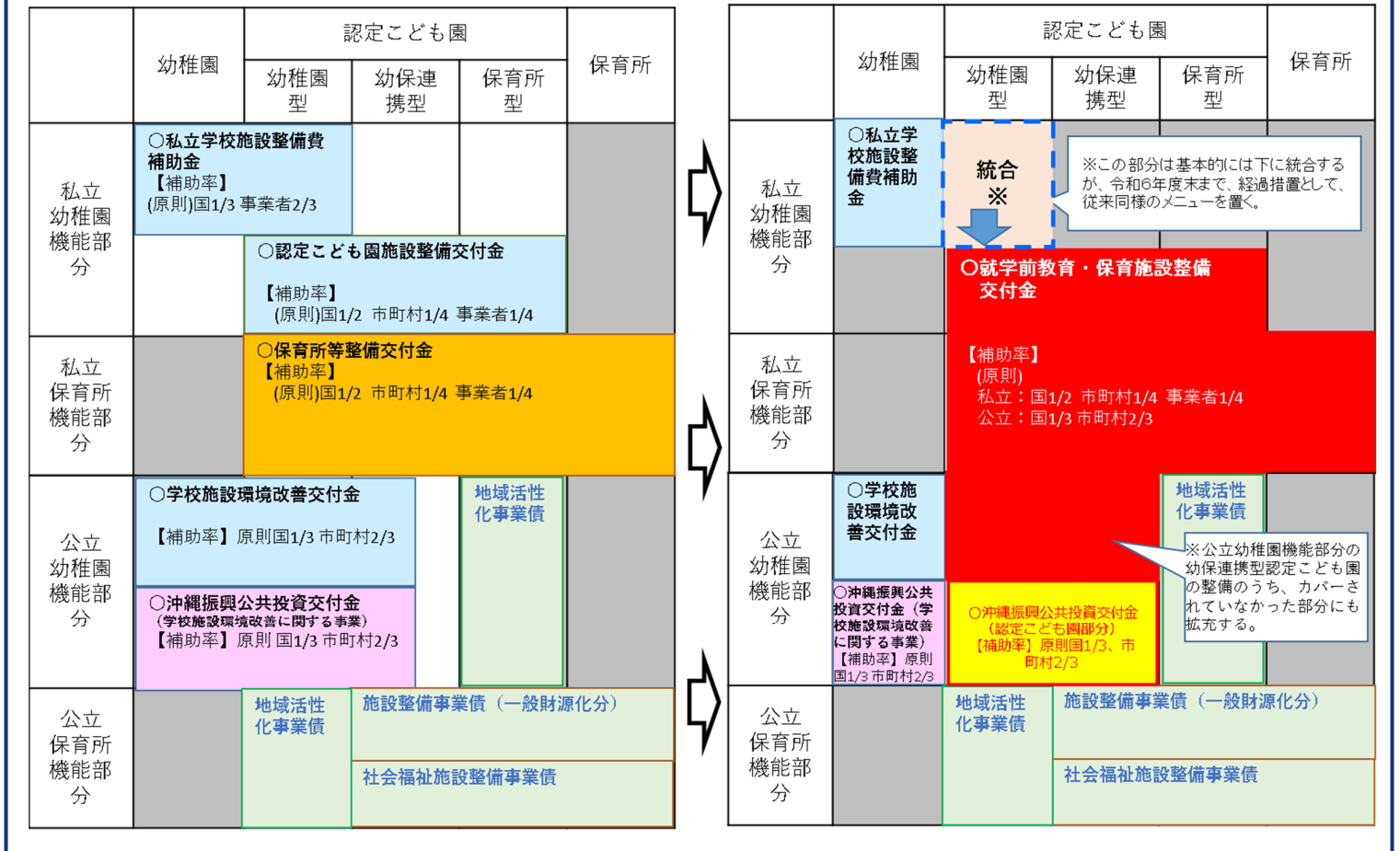
【補助割合】

（私立） 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 原則国1/3、設置者（市区町村）2/3 **125**

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

認定こども園向け施設整備費の一元化のイメージ



拡充 未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称)>
令和5年度当初予算(案):208億円の内数(202億円の内数)

1 事業の目的

○「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない)のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。

○ こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2. 実施主体、事業の概要

実施主体:市区町村 負担割合 国:1/2、市区町村:1/2

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助
【補助基準額】 a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等(要支援者の交通費を含む。)を補助(自己評価・分析も実施) ※(1)(2)については、いずれか一方のみの利用も可。

【補助基準額】 a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費(通訳等に係る職員含む) 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体に委託する場合の委託費補助
【補助基準額】 年額 564,000円

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

未就園児等全戸訪問実施

追加
申請手続等支援

保育所・児童発達支援センター

訪問により児童や家庭の困りごとを把握

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援(各種申請手続きのサポート)を行う。



1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証のイメージ)

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など

3. 実施主体・委託先等

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (1) ①実証地域(首長部局)での開発・実証 | 【委託先】 都道府県、市区町村 (箇所数: 8自治体程度) |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成 | 【委託先】 民間団体等 (1団体) |
| (2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用 | 【実施主体等】 国が非常勤職員として任命 |

いじめ防止対策関係予算(こども家庭庁・文部科学省)

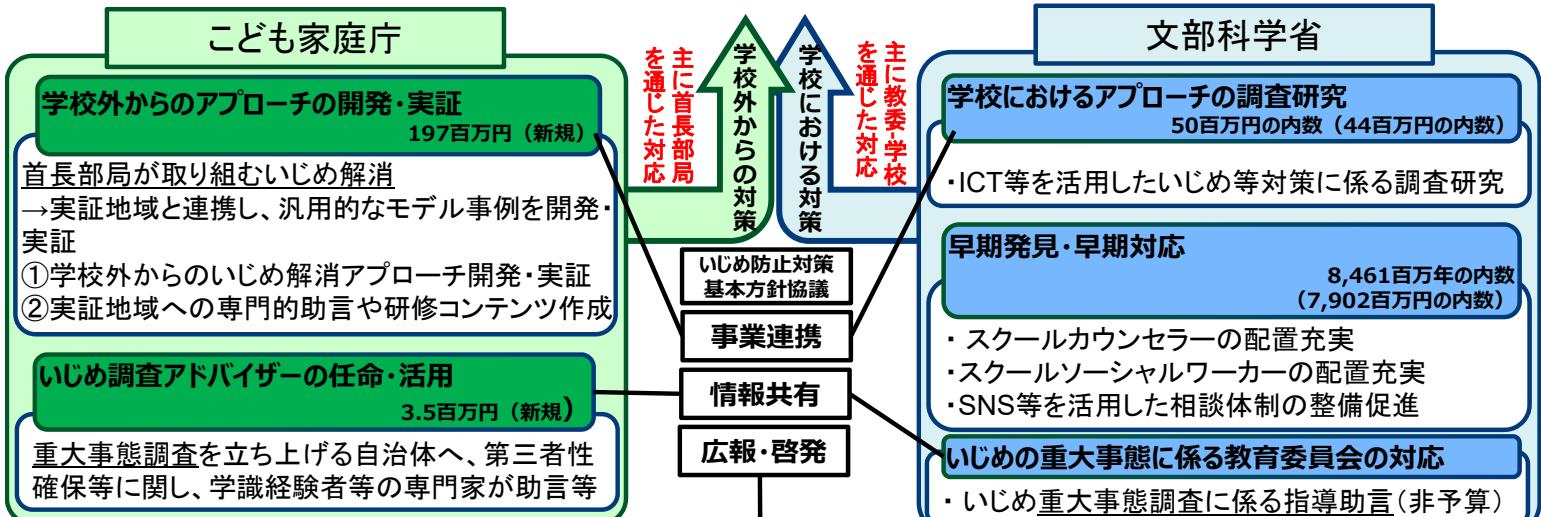
令和5年度当初予算(案) : 88億円の内数
(前年度予算額 : 80億円の内数)

いじめを政府全体の問題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」の下、関係府省間の連携を強化。文部科学省は教育委員会・学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)の考え方

- 文部科学省 : いじめ防止対策推進法等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して必要な指導・助言や調査等を行う。
- こども家庭庁 : いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進
・重大ないじめ事案に係る調査における第三者性の確保(文部科学省と連携)

「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進



こども家庭庁と文部科学省が連携し、いじめ防止の広報・啓発等に関する活動を実施

出産・子育て応援交付金

1. 事業の目的

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

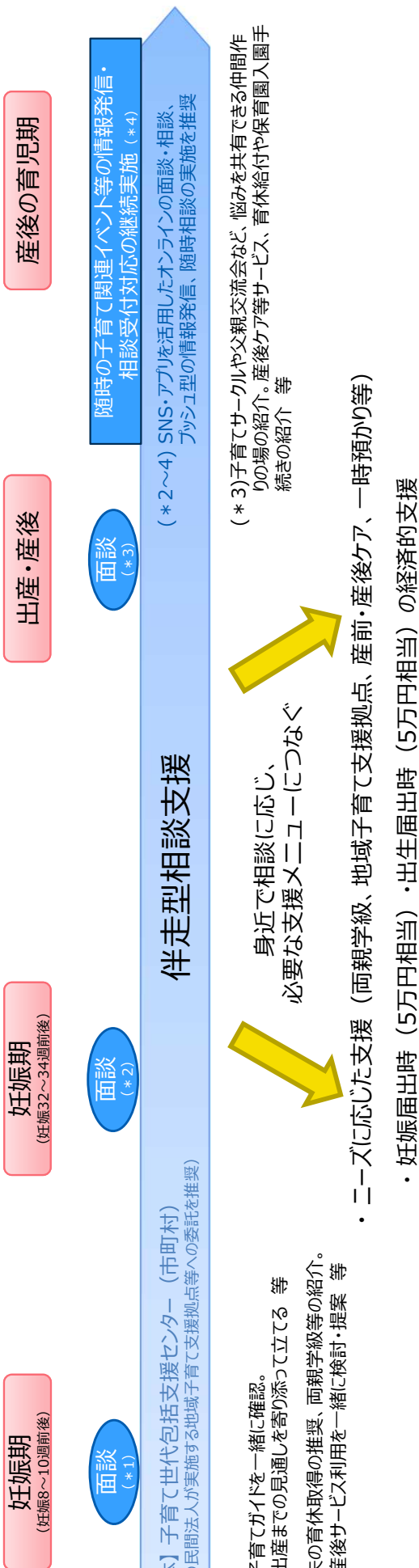
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要となる支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施



《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効果的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村（民間等への委託も可）

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算
○伴走型相談支援：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
○経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体におけるこれまでの取組を活かしながら、地域の实情に応じて本事業に取り組みることができるよう、地方自治体の**創意工夫**に基づく柔軟な仕組みとする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を組み合わせた形で、**全ての妊婦・子育て家庭のニーズ**に即した効果的な支援となるよう工夫し、この支援を**早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月前後
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

- ：妊娠届出時の**面談実施後**
- ：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

- ：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

- 各自自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能
- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
 - 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方
 - 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

一体で実施

令和5年度当初予算案における「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和5年度当初予算案に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年10月以降の半年分）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 令和5年度当初予算案の地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定。
- なお、円滑な事業実施を確保するための時限的な措置として、出生者数の多い自治体を中心に本事業実施の際に生じるかかりまして経費等について全額国費で支援する措置も含める予定。（詳細は令和5年度当初予算の交付要綱等でお示しする。）

① 伴走型相談支援 公費：101億円（国費：50億円）

補助率 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費**等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

③ クーポン等に係る委託経費等

補助率 国10/10

対象となる費用（ランニングコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用（クーポン発行等に係る委託経費）等

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うためのクーポン発行等に係る委託経費等

② 出産・子育て応援ギフト 公費：420億円（国費：280億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

Coupon 無料券

商品券 割引券

対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

公費：40億円（国費：40億円）

都道府県においては、経済的支援の広域連携のほか、伴走型相談支援についても、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有するなどの役割を担っていただきたい

令和4年度補正予算における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年9月末まで）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれ補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

① 伴走型相談支援 公費：202億円（国費：135億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費**等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

③ システム構築等導入経費

補助率 国10/10
対象となる費用（主にイニシャルコスト）

＜都道府県＞

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用
（クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費等）

＜市町村＞

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費**等
原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

② 出産・子育て応援ギフト 公費：1,564億円（国費：1,042億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

公費：90億円（国費：90億円）

オブションとして、例えば、

- ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができような支援対象者の情報の引継ぎ・共有
- ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認等ができる機能を付加する場合も補助対象

出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費**等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村）

※12月16日 17時時点

○ 出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法 ※複数選択可

（市区町村）

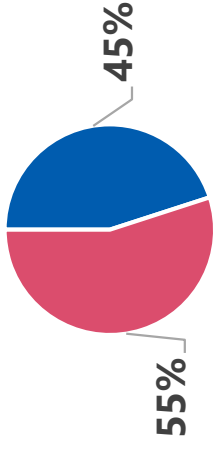
回答数：970自治体

育児関連用品等の商品券（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	49
育児関連用品等の商品券（紙クーポン）	36
子育て支援サービス等の利用料減免（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	9
子育て支援サービス等の利用料減免（紙クーポン）	9
現金給付（電子マネー、キャッシュレス）	39
現金給付（現金）	903
その他の方法により実施予定	57

○ 出産・子育て応援ギフトについて、都道府県による電子クーポンのプラットフォームの構築等、管内市町村との調整に基づく広域連携による取組の実施予定（都道府県）

回答数：40自治体

はい	18
いいえ	22



■ はい ■ いいえ

【国としての基本的な考え方、今後の進め方】

- 出産・子育て応援ギフトの支給について、幅広い形態を選択可能としているところ、**国としては**、政策的意義、自治体・対象者のメリット等の観点から**電子クーポン等の電子的方法の活用や都道府県による広域連携**（以下「**県広域連携**」という）など、効率的な実施方法での**実施を推奨**している。
- このための**システム構築等導入経費（イニシャルコスト）**は、**令和4年度補正予算にのみ計上**するもの、かつ、繰越明許費と位置づけていることから、本予算を国で繰り越した場合、**当該経費（国10/10負担）を執行して活用いただけるのは、令和5年度末まで**となる。
- **国としては**、早期の事業実施の観点から現金給付で事業を開始する予定の市区町村においても、上記予算を活用した県広域連携に参画・移行できるよう、**子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援**について、内閣官房子ども家庭庁設立準備室にて12月20日に設置された「**こども政策DX推進チーム**」（P43参照）の下、自治体等と意見交換しつつ、**デジタル化の課題抽出、普及方法の検討や国の支援等について議論し、周知していく予定**。

【全自治体への検討依頼】

- クーポン支給には一定の準備期間を要する等、早期の事業実施の観点から**現金給付で事業を開始する予定の市区町村**、及び、当該市区町村の検討状況から**県広域連携を検討いただけていない都道府県**におかれとも、令和4年度補正予算を国で繰越した際に、**令和5年度であれば**補助基準額の範囲内での**交付申請が可能となるシステム構築等導入経費（国10/10負担）を活用した県広域連携**について、**都道府県・市区町村間で引き続きご検討いただきたい**。
- その他の市区町村、（県広域連携を実施予定の）都道府県におかれましても、引き続き、両者間での意向確認等の調整を経て、県広域連携の取組の推進にご協力いただきたい。

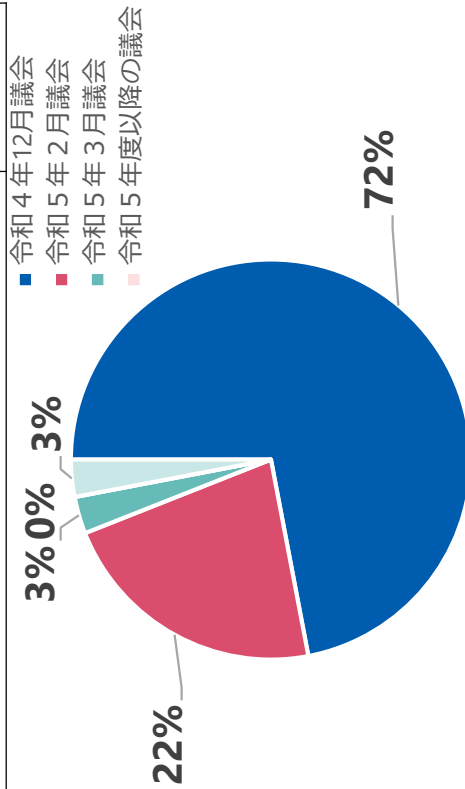
検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村）

※12月16日 17時時点

○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定

（都道府県） 回答数：40自治体

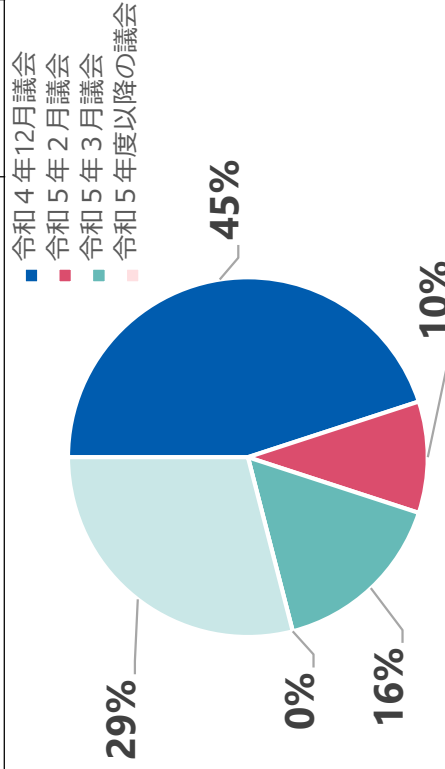
令和4年12月議会で提案・議決予定	29
令和5年2月議会で提案・議決予定	9
令和5年3月議会で提案・議決予定	1
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	0
未定・検討中	1



○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定

（市町村） 回答数：970自治体

令和4年12月議会で提案・議決予定	437
令和5年2月議会で提案・議決予定	92
令和5年3月議会で提案・議決予定	158
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	3
未定・検討中	280

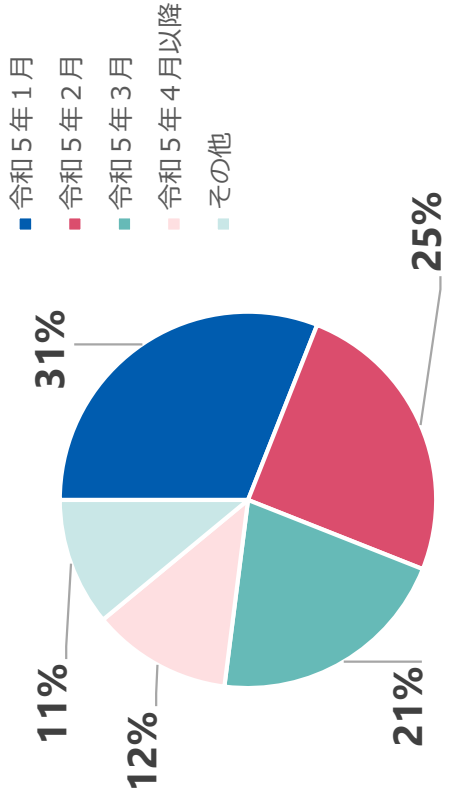


○ 事業の開始時期（目処・予定）

（市町村）

回答数：970自治体

令和5年1月	305
令和5年2月	242
令和5年3月	201
令和5年4月以降	118
その他	104



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1

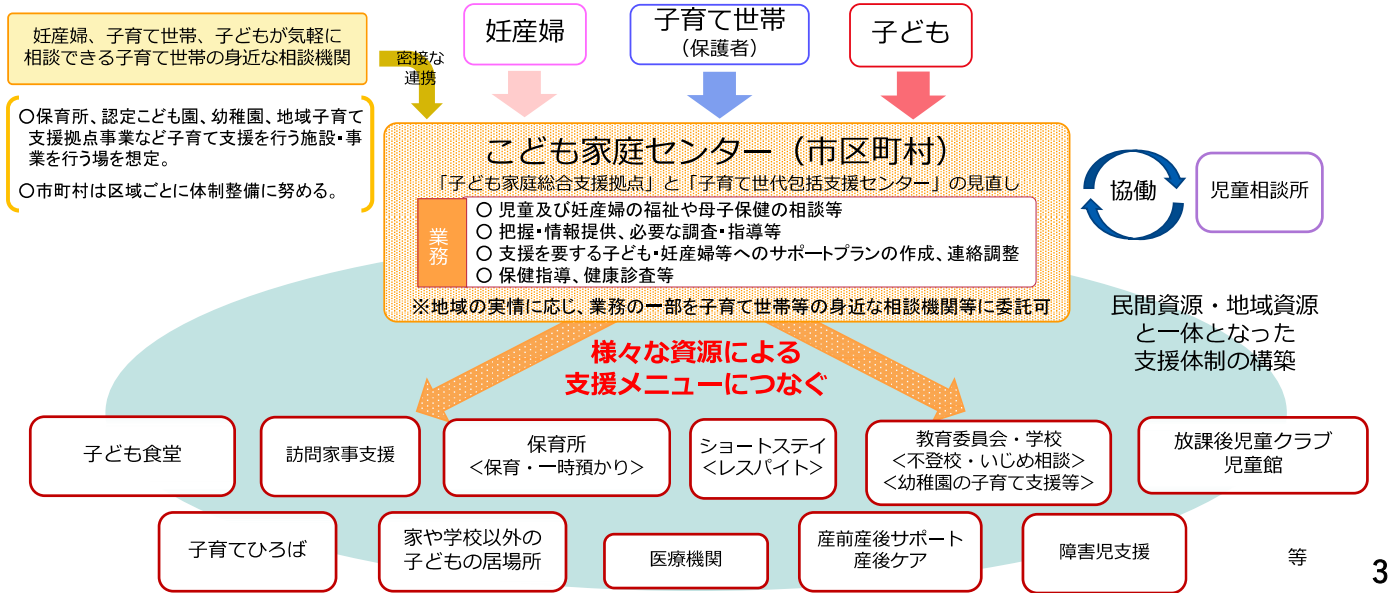
児童福祉法等改正法の施行に向けたスケジュール

施行	改正事項	R4			R5			R6	R7
		夏	秋	冬～春	夏	秋	冬～春	秋～冬	
R4 9	認可外保育施設への事業停止命令等の公表・共有（ベビーシッター対策）	（通知改正）	施行						
R5 4	わいせつ行為を行った保育士対策		自治体説明会	基本指針	施行DB以外	自治体説明会	施行DB		
	安全計画		通知等		施行		施行		
R6 4	こども家庭センターサポートプラン 地域子育て相談機関 家庭支援事業				自治体説明会			第3期子ども子育て支援計画	
	自立支援 権利擁護 親子再統合 里親支援センター ハイリスク妊婦支援 一時保護所基準		調査研究事業等		審議会報告	自治体説明会		都道府県等社会的養育推進計画	
	認定資格		自治体説明会		政令・府令公布、運用イメージ提示	通知等発出	施行		
R7 5～ 6	司法審査		政令・府令通知改正検討 検討会（研修カリキュラム等）		認定機関の発足			実務者作業チーム 府令改正・マニュアル検討 マニュアル公表 施行	

※ R6年4月に向け、R4、5年度は、令和3年度補正予算（安心こども基金）等を活用し先行的な取組を実施。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**
 - ※ こども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
 - ※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援を行う。**
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

都道府県等・児童相談所による支援の強化（2. 関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

5

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

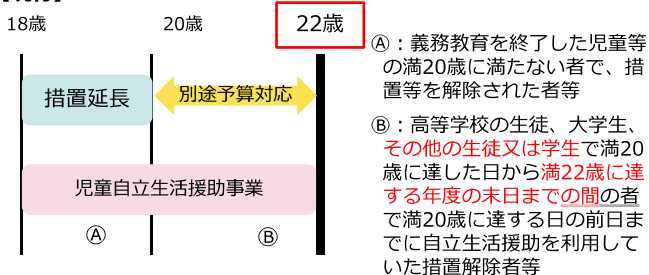
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

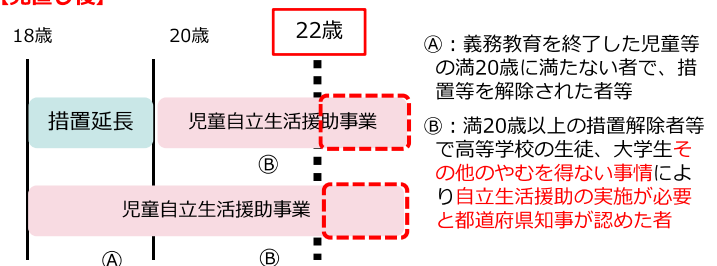
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

6

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① **子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ**、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、**子どもの意見聴取等を行うこととし**、
 - ③ 子どもの**意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ**、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等**（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、**子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等**（※）に意見聴取等を実施
 - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、**子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。**

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（**意見表明等支援員**）が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

7

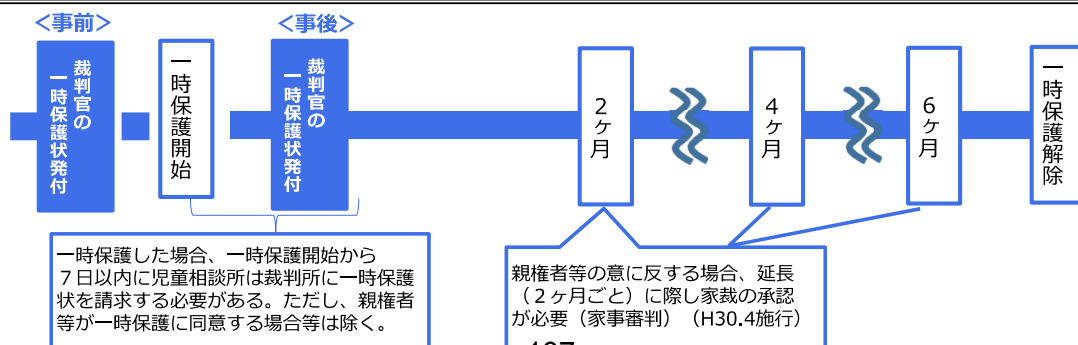
一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
 - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

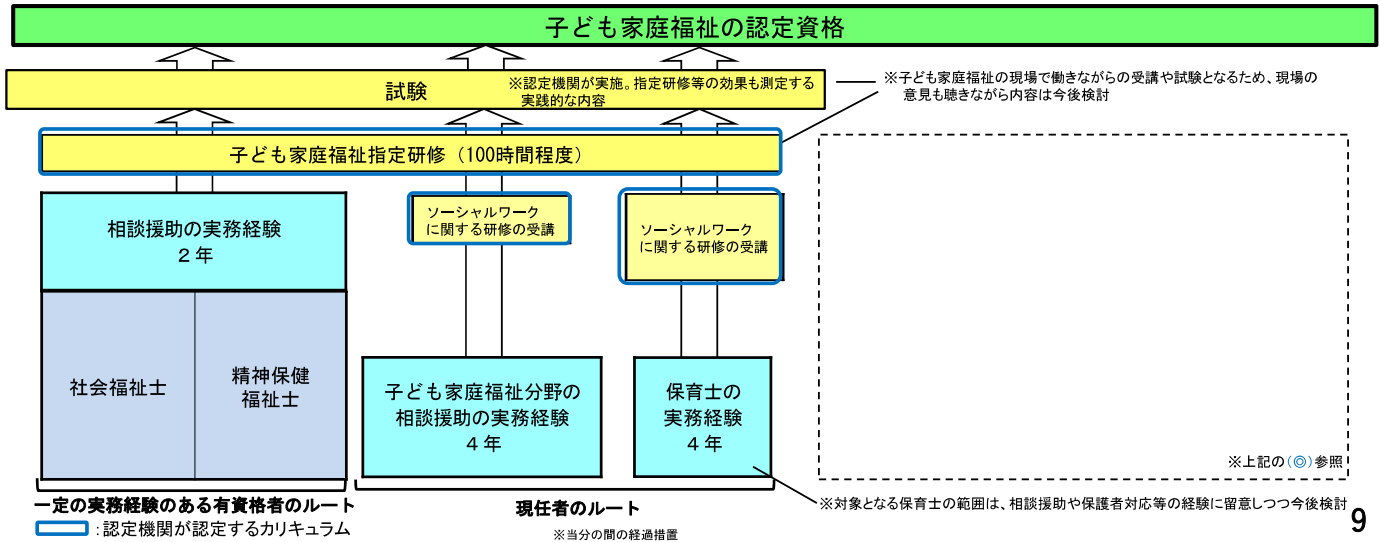
<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**し、下記の内容を規定する。
 - ・ **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受ける**こととする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。
※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。
※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。
 ※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。
- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術が必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）
※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

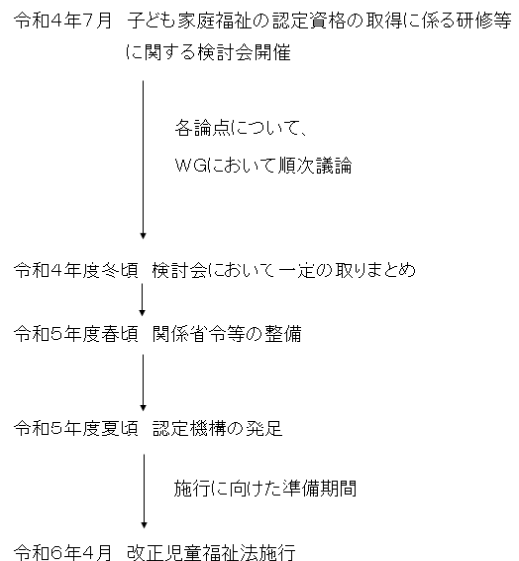


9

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 構成員とスケジュール

氏名	所属
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
(オブザーバー)	
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長
村松 幹子	全国保育士会 会長

今後の検討等のイメージ(案)



10

児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係） （性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	登録取消の日から起算して 3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とすることを求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※ 法の規定に基づく対応 11

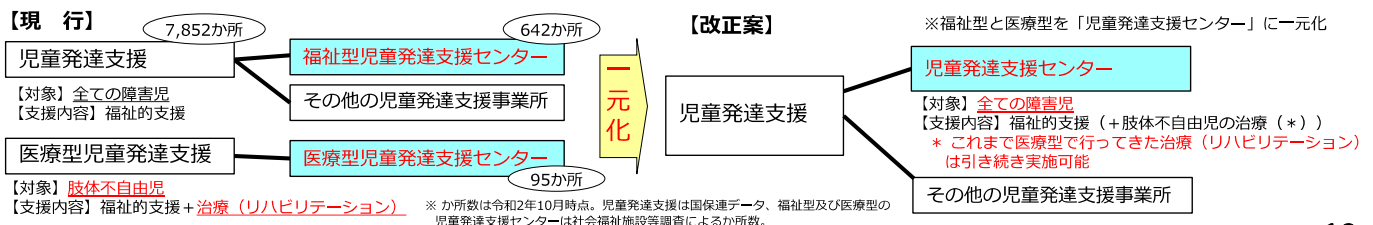
児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



<改正案の内容>

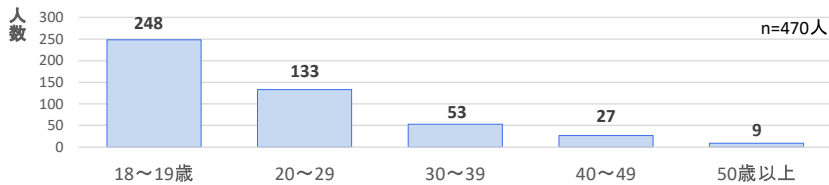
- ① **障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。**

<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、**22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。**

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

- ※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

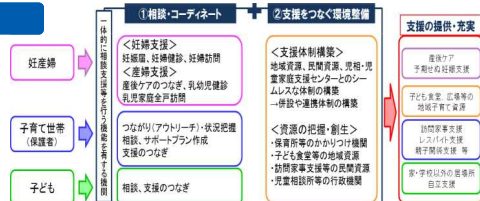
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進
【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進
【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2) ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進
【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- (4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- (1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

1

安心こども基金「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」の執行について

本年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）においては、こども家庭センターの設置やサポートプランの作成、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を図ることとしている。

令和6年4月の改正法の施行に向けて、安心こども基金の「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」として、改正法の内容を一部前倒しして実施していただけるよう、各都道府県に総額602億円を交付することとしているので、管内地域における基盤整備に積極的に取り組んでいただきたい。

（第1回交付決定：令和4年3月7日、第2回交付決定：令和4年8月8日、第3回交付決定に向けた内示：令和4年11月8日）

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
1	北海道	2,233,981千円	13	東京都	6,397,339千円	25	滋賀県	765,116千円	37	香川県	469,233千円
2	青森県	537,193千円	14	神奈川県	4,340,253千円	26	京都府	1,192,481千円	38	愛媛県	628,352千円
3	岩手県	539,882千円	15	新潟県	996,701千円	27	大阪府	4,172,589千円	39	高知県	307,087千円
4	宮城県	1,078,138千円	16	富山県	474,661千円	28	兵庫県	2,697,453千円	40	福岡県	2,627,644千円
5	秋田県	379,647千円	17	石川県	554,970千円	29	奈良県	634,053千円	41	佐賀県	430,301千円
6	山形県	485,002千円	18	福井県	383,792千円	30	和歌山県	427,475千円	42	長崎県	653,738千円
7	福島県	860,475千円	19	山梨県	94,904千円	31	鳥取県	272,165千円	43	熊本県	898,364千円
8	茨城県	1,369,990千円	20	長野県	991,007千円	32	島根県	324,738千円	44	大分県	544,087千円
9	栃木県	928,051千円	21	岐阜県	986,831千円	33	岡山県	940,436千円	45	宮崎県	553,798千円
10	群馬県	925,736千円	22	静岡県	1,758,777千円	34	広島県	1,397,672千円	46	鹿児島県	825,442千円
11	埼玉県	3,514,369千円	23	愛知県	3,881,345千円	35	山口県	621,910千円	47	沖縄県	945,166千円
12	千葉県	2,955,213千円	24	三重県	865,390千円	36	徳島県	329,134千円		合計	60,192,081千円

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業（概要）

令和3年度補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

【事業内容】

母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

【実施主体】

市町村

【補助割合】

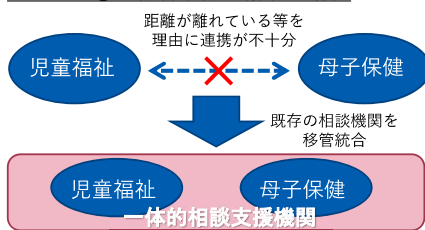
国9/10、市町村1/10

【補助基準額】

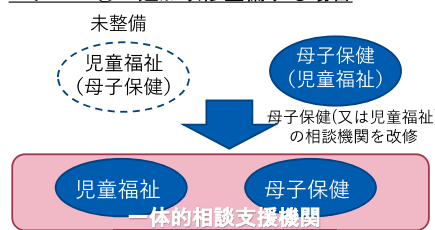
整備費・改修費 1か所当たり 17,392千円
 開設準備経費 児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合 1か所3,578千円
 児童福祉・母子保健双方を整備する場合 1か所7,333千円

(参考) 整備のイメージ

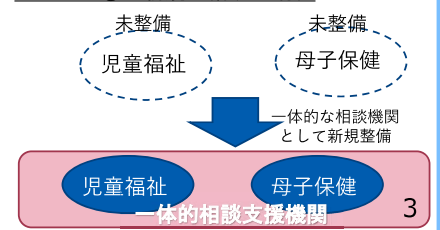
パターン① 移管改修整備する場合



パターン② 追加改修整備する場合



パターン③ 新規整備する場合



母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（運営費）

【事業内容】

統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

【実施主体】

市町村

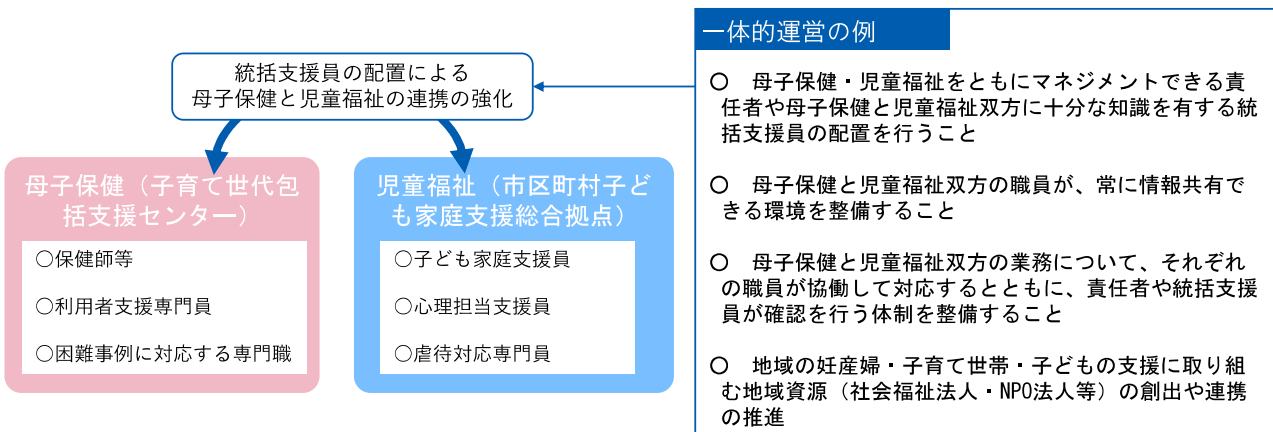
【補助割合】

国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

【補助基準額】

- 一体的相談支援機関運営支援 1か所当たり 6,272千円
(児童人口1万人以上の相談支援機関に限る)
- 家庭・養育環境支援の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円

(参考) 統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ



子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（参考）支援の様子

補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円 (3,000円)
交通費	1件当たり	930円 (1,860円)
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ

育児支援のイメージ

5

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

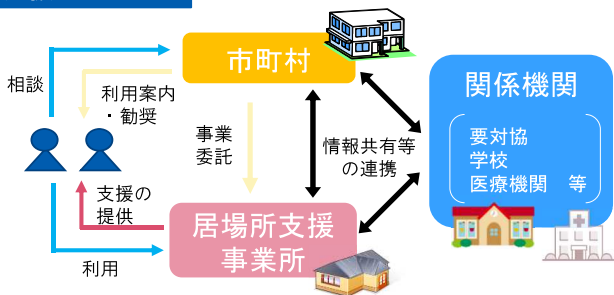
【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

6

保護者支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

補助基準額

- ・ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）
- ・保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

支援イメージ



7

子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】 子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 【補助基準額】 定員1人当たり 2,449千円

子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

専任人員配置支援

◆事業内容 子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業

◆補助基準額 1施設当たり 年額6,433千円

親子入所等支援

◆事業内容 レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

◆補助基準額 1世帯当たり 日額9,580円

入所希望児童支援

◆事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業

◆補助基準額 児童1人当たり 日額4,740円

利用者負担軽減支援

◆事業内容 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

◆補助基準額 生活保護世帯 日額5,000円 年収360万円未満世帯 日額3,500円
住民税非課税世帯 日額4,000円 その他要支援児童のいる世帯 日額2,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

8

特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】

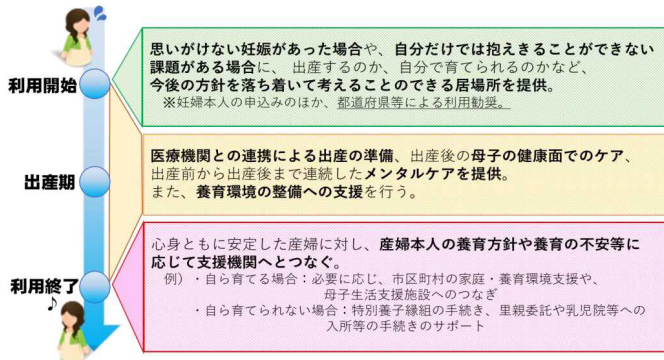
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 8,708千円 × 定員（世帯数）
<改修費> 1世帯当たり 8,708千円

（支援のイメージ）



特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

基本分	1か所当たり	30,979千円
心理療法連携支援	1か所当たり	887千円
法律相談連携支援	1か所当たり	887千円
開設準備費支援	1か所当たり	4,000千円（上限額）
賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限額）
実態把握・関係機関連携	1自治体当たり	5,085千円

（参考）支援の様子



9

児童相談所一時保護所等整備事業

令和3年度補正予算：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

1. 概要

- 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。
- 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

2. 対象自治体

- ①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）
- ②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- ・児童相談所一時保護所の整備等 本体分（定員1人当たり）12,934千円 + 各加算
- ・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等

（児童養護施設の場合）

本体分（定員1人当たり）6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算（定員1人当たり）18,722千円（最大） + その他加算

- ・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円
- ・一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

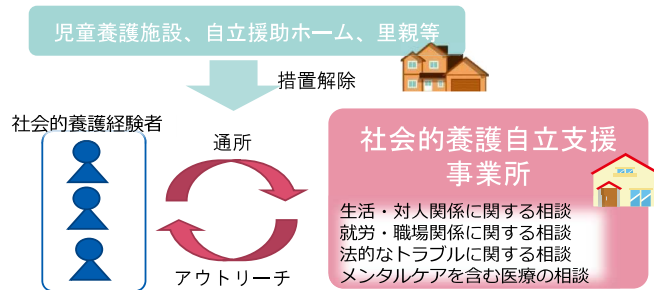
【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

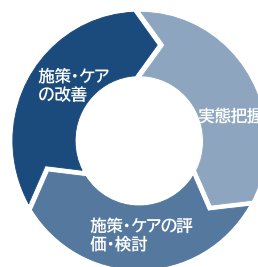
【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化

見直し内容

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録取消・免許失効等による場合	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
	登録の取消・免許失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・ わいせつ行為を行ったと認められる場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	登録の取消・免許失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
	わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許失効した者の情報把握	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
 ※ 法の規定に基づく対応

児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を実施。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等（※）の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。

（※）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、家庭的保育事業等、一時保護施設

- これを受けて、各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準（省令）の改正を令和4年11月に行い、同年12月には留意事項通知を発出しているところであり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、保育所や家庭的保育事業等については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針であり、令和5年4月から施行。
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設けている。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

- 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

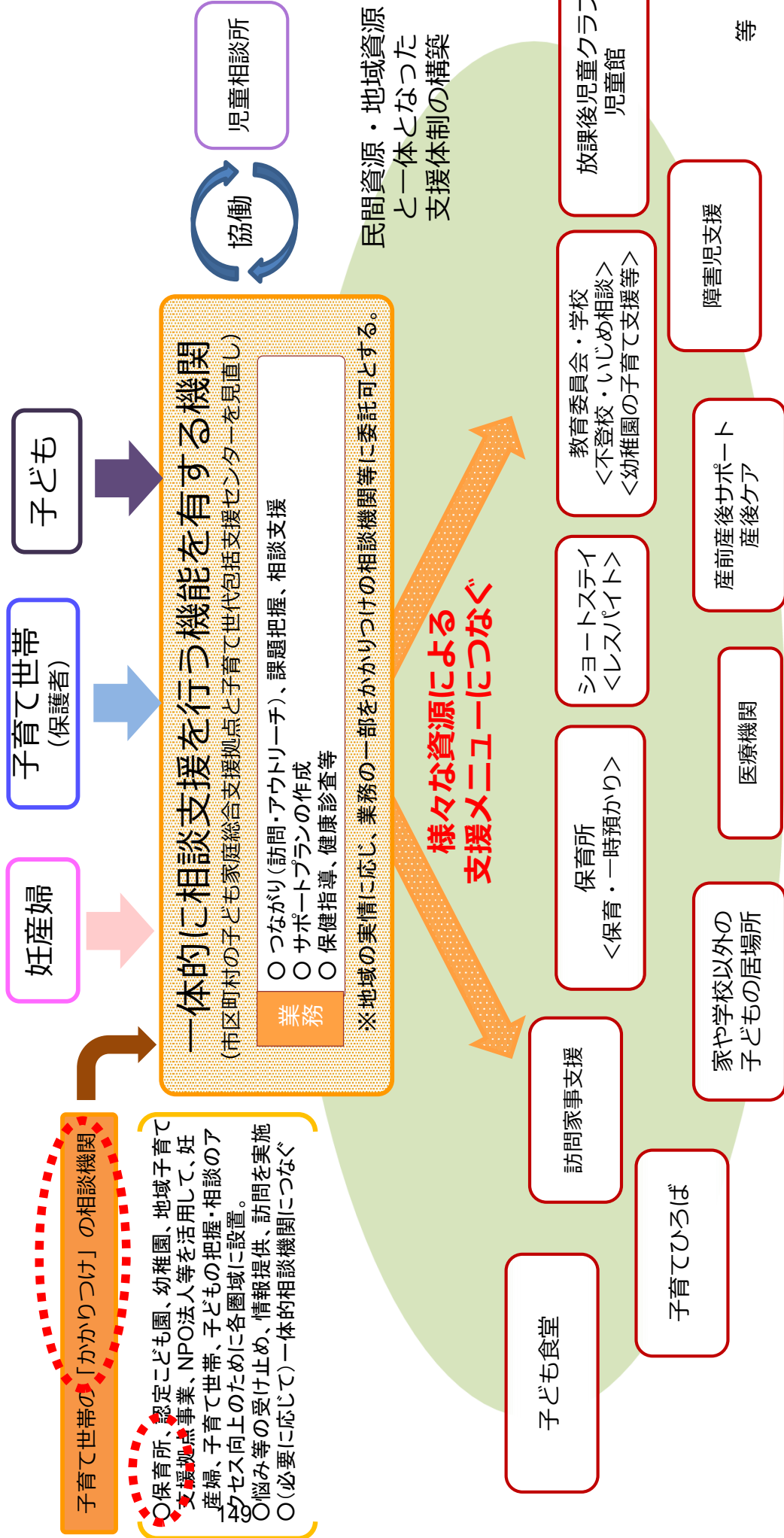
一・二 （略）

- 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③～⑥ （略）

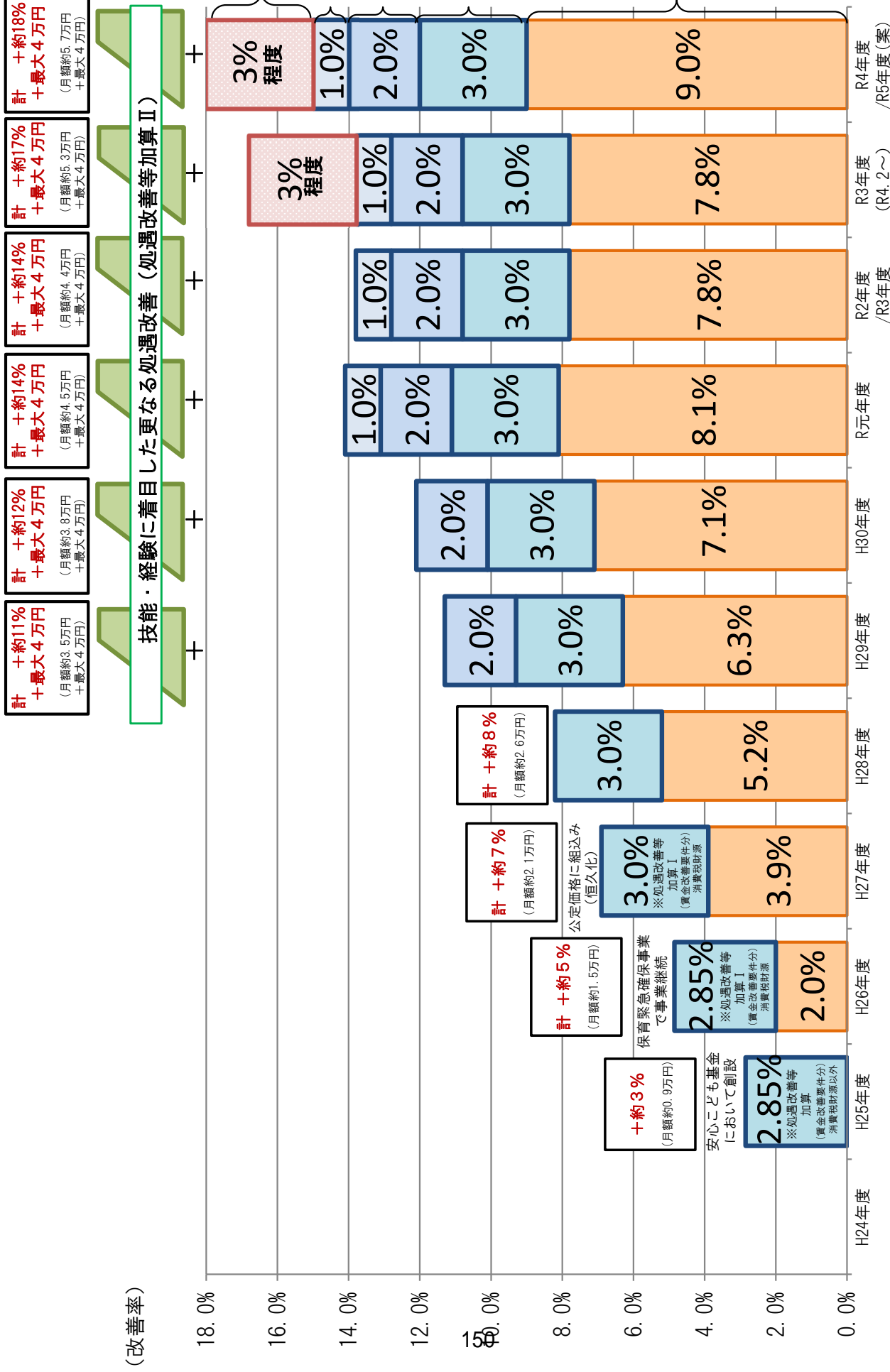
※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善率は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は
 公定価格により実施 (恒久化)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (処遇改善等加算Ⅱ)

新しい経済政策パッケージ (R元~) (消費税財源)

0.3兆円超メニュー (消費税財源)

0.7兆円メニュー (消費税財源)

人事院勧告に準拠した改善 (各年度内訳)

H26 : +2.0%
 H27 : +1.9%
 H28 : +1.3%
 H29 : +1.1%
 H30 : +0.8%
 R元 : +1.0%
 R2 : ▲0.3%
 R3 : 0.0%
 R4 (当初) : ▲0.9%
 R4 (補正) : +2.1%

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、就職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5予算案】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施→29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進**
 - ・①保育に関する計画・記録・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3予算～】
- 保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算案】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算案】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5予算案】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当該年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援**
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

チーム保育推進加算の充実

チーム保育推進加算の概要

- 以下の要件全てに該当する施設に**常勤保育士1人分の費用（年額約500万円）を加算**。
 - ・基本分単価・他の加算で求められる保育士数を超えて保育士を加配すること。
 - ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等、年齢配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築を行うこと
 - ・職員の平均経験年数が12年以上であること。
- ※ **加算額は、保育士の増員や職員の賃金改善に充てる**ことが必要。

152

チーム保育推進加算の充実（加配人数1人→2人を定員121人以上の施設で実施）

- 4・5歳児の各クラスの定員が25人以上となっていると考えられる、大規模な保育所（定員121人以上）について、保育の質の向上・職員の業務負担の軽減に対応する観点から、保育所の「チーム保育推進加算」を充実させ、2人までの加配を可能とする。（現行：1人）
- これにより、4・5歳児の各クラスで複数の保育士の配置が可能となり、25：1以下の配置の実現が可能となる。

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

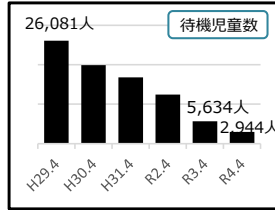
令和4年8月30日(火)
公表資料

資料18

① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人
(対前年▲2,690人) ※調査開始以来、**4年連続で最少**

- ・約**85.5%**の市区町村(1,489)で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。

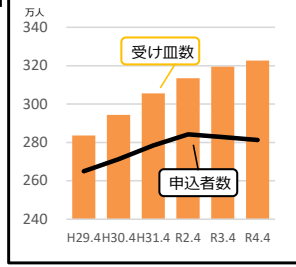


待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489 85.5%	242 13.9%	7 0.4%	3 0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

- 令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、
- ・**保育の受け皿拡大**に加え、
 - ・**就学前人口の減少**
 - ・**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え**などが考えられる。



③ 今後の見込み

- 令和4年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、
- ・**女性就業率(25~44歳)の上昇傾向**
 - ・**保育所等申込率(申込数/就学前人口)の上昇**
 - ・**フルタイムの共働き世帯割合の増加**
 - ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ⇒ などをを受け、今後、**保育ニーズ(申込者数)も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

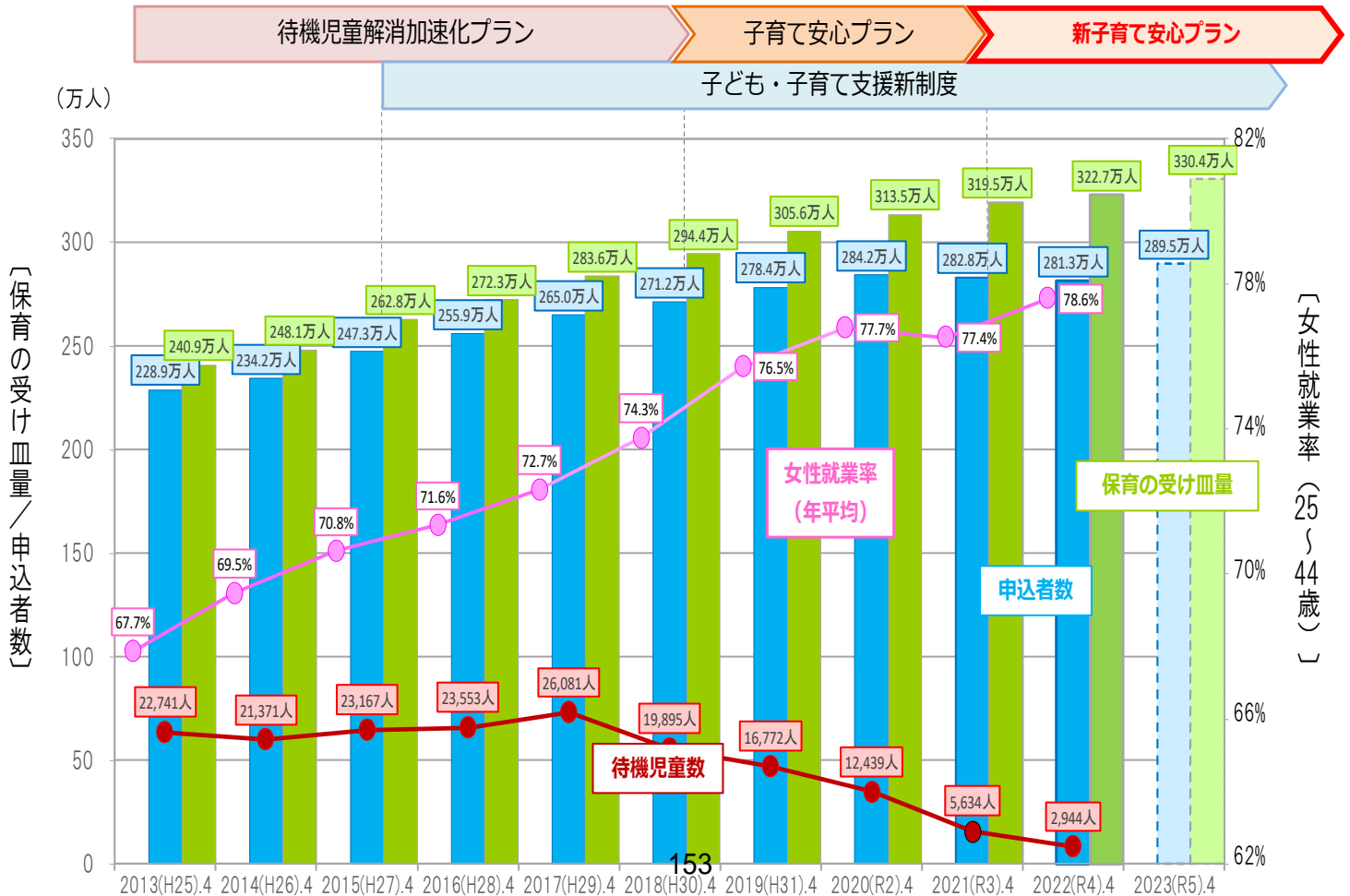
今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大(R4~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大	2.0万人	1.1万人
4か年合計	13.0万人	
新プラン目標	約14万人	

保育所の利用児童数等の推移



○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ **新子育て安心プランにおける支援のポイント**

① **地域の特性に応じた支援**

○ **保育ニーズが増加している地域への支援**

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ **マッチングの促進が必要な地域への支援**

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・ **巡回バス等による送迎に対する支援の拡充**
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ **人口減少地域の保育の在り方の検討**

② **魅力向上を通じた保育士の確保**

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ **地域のあらゆる子育て資源の活用**

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金) 【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(1)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1 施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円(7)60,840千円、(1)63,882千円 等

②1事業所当たり 22,308千円(7)32,448千円、(1)35,490千円 ④1施設当たり 32,448千円(1)35,490千円

③1施設当たり 22,308千円(7)32,448千円、(1)35,490千円 ⑤保育所で行う場合 22,308千円(7)32,448千円、(1)35,490千円 等

【補助割合】 ①~④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村等：1/3

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(R3.12.20)

2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性

(1) 人口減少地域等における保育所の在り方

- ①取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの
- ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援

○人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきており、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とするなど、地域の実情に応じて必要な機能を選択し、展開することについても真剣に検討すべき時期に来ている。

○例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、(3)①i)に掲げるような他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。

○また、保育所が多機能化を図るために、例えば保育所がその空きスペースを活用し、子育て相談のためのスペースを設ける際の改修費を支援するなど、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援をすることが必要である。

全世代型社会保障構築会議報告書(R4.12.16)

Ⅲ. 各分野における改革の方向性

1. こども・子育て支援の充実

(2) 取り組むべき課題

① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

◆全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備

産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る必要がある。

また、育児の負担や孤立感を解消するとともに、低年齢のこどもの良質な成育環境を確保することが重要であることも踏まえ、未就園児の親についても、一時預かりなどの必要なサービスの利用を保障するなどの支援の充実を図る必要がある。

(3) 今後の改革の工程

① 足元の課題

- ・出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化等
- ・令和4年度第二次補正予算で措置された、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援をあわせたパッケージを、恒久的な財源を確保しつつ継続的に実施

② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

- ・1. (2)において記載された項目のうち、上記①以外の項目
- ・「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
- ・0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

新規

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円(453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○ 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

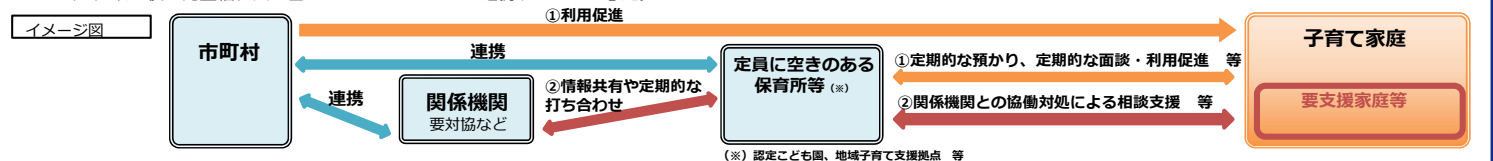
①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着眼した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関(市町村や要対協など)との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画(※)を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

(※)改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村(※) (市町村が認めた者への委託可。)

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児(長期スパンでの利用が前提)

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

②1か所あたり 742千円

156

【補助割合】国: 9/10 市町村: 1/10

4. 実施にかかる要件等(案)

【実施要件】

- 定期的な預かりを実施する。
 - ア 保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週1～2回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）
 - イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録
 - ウ 保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等
- 検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。
 - ア 定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定
 - イ 未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策
 - ウ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討
 - エ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討
 - オ その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※1市町村で複数箇所での定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○ 要支援家庭等対応強化（加算）

- ア 関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成
- イ 関係機関との協働対応による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】

- 対象自治体は、公募により選定。（令和5年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）
- 地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を決定。
- 公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を決定し、事業に着手すること。
- 事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求められることがある。）

静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

1. 発生日

令和4年9月5日（月）

2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）
※幼保連携型認定こども園

3. 事故状況

- 朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

<経過>

- 8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- 8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- 運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- 14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- 14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催（構成員）

議長 こども政策担当大臣

- ・内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・文部科学省総合教育政策局長
- ・厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

<経過>

- 9月9日 総理指示
第1回関係府省会議開催
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
- 9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
- 9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
・駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
・渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
・吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
- 9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
・鳥取県
・福岡県
・内野光裕 学校法人内野学園理事長
・前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授
⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）
- 10月12日 第4回関係府省会議開催
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ

（今後の予定）

- 12月下旬以降 第5回関係府省会議開催
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置^(※)の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

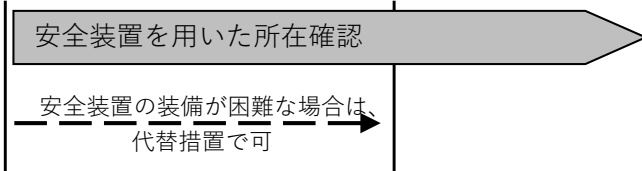
※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。



3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

1. 対象となる安全装置

保育所等について装備が求められる安全装置と一致

→「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合するもの

→今後、適合する装置を一覧化したリストを作成・公表予定。当該リストを参考に選定することが可能

2. 対象となる自動車の種類

保育所等について義務付けられる自動車の種類と一致

→通園・通学等の送迎用のものが対象

→直営か委託かは、問わない（装備する者は対象施設の設置者であることが原則）

※リースの場合は、装置導入に伴うリース料増額分を定額の範囲内を上限に補助

3. 補助額

1台ごとに定額（具体の金額は、今後、市場動向等を踏まえて設定）

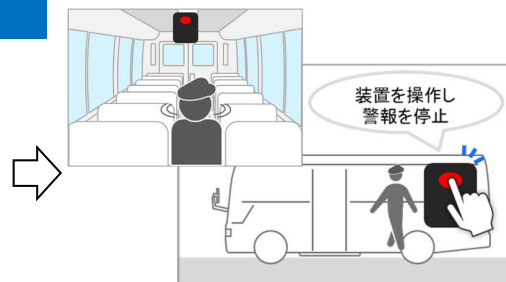
※複数台を運行する場合は、各台について補助

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

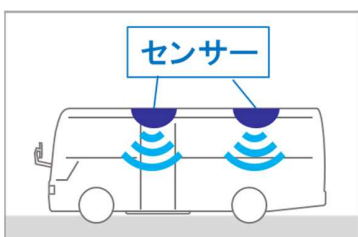


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

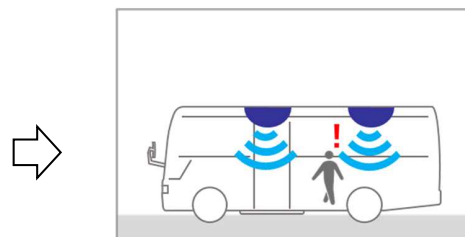


確認が一定時間行われな**い場合、更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

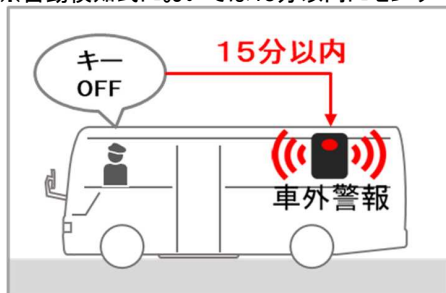


置き去りにされたこどもを検知すると、**160 車外向けに警報**

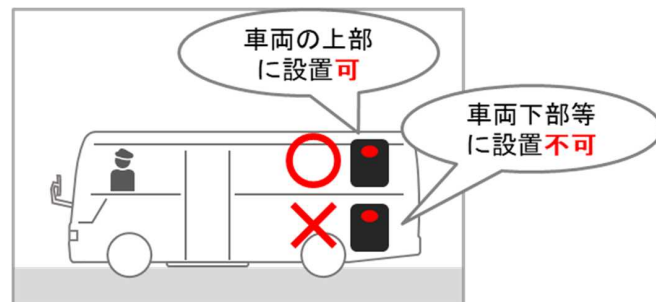


① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

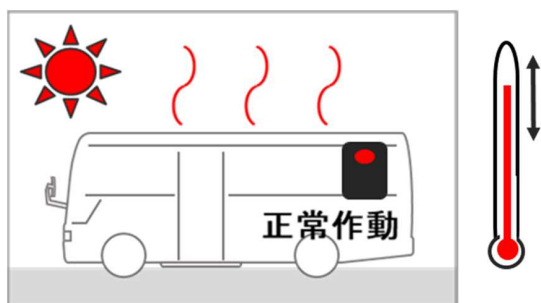
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

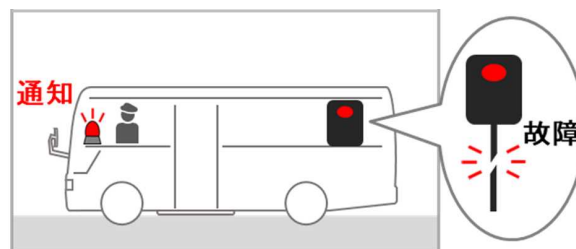


③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



緊急対策③ 安全管理マニュアル

こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～
(令和4年10月12日 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁)

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、被害者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算案：234億円（うち子ども家庭局分122億円）

1 事業の目的

- 「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、こどもの安心・安全を確保する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

（1）送迎用バスへの安全装置の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

装備が義務化されるブザーなど（※）、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援
※置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインに準拠するものに限る

（2）登園管理システムの導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

（3）こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

安全対策に資するGPSを活用したこどもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

（4）安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等（内閣府計上）

- ・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
- ・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

【対象施設】

保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園以外）、地域型保育事業所、広域的保育所等利用事業を行う者
認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

1. 事案の概要

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

（不適切な保育の内容）

- ・ ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- ・ 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- ・ 柵に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等

2. 国における対応

- 厚生労働省としては、令和4年12月7日に事務連絡を発出し、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
 ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から開始（詳細は次頁）。

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について①

1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

（1）自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
 - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
 - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

（2）園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
 - ・ 自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
 - ・ 手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
 - ・ 虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

3. スケジュール

- 令和4年12月27日 調査開始
- 令和5年2月3日 回答締め切り

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について②

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
 - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
 - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

(※1) 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

(※2) 「虐待」の行為類型

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）
（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、**法第三十三条の十各号に掲げる行為**その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十三条の十 （略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 **※身体的虐待**
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 **※性的虐待**
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 **※ネグレクト**
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 **※心理的虐待**

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

757億円+619億円(※) (955億円)【旧厚生労働省予算】
 2兆1,118億円+1,283億円(※) (1兆9,965億円)【旧内閣府予算】

《保育関係予算案の主な内容》

1 保育士の負担軽減

- 比較的規模の大きな保育所について、25:1の配置が実現可能となるよう、公定価格におけるチーム保育推進加算について、2人までの加配を可能とする拡充を行う。
 - 保育体制強化事業について、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置(月額10万円)に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助(月額4.5万円)する。
 また、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者(キッズガード)の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。
- (*)このほか、令和4年度第二次補正予算に計上した「保育所等におけるICT化推進等事業」において、業務のIoT化等を行うためのシステム導入による業務の効率化を更に推進する。

2 保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の高上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進する。

3 保育人材確保のための総合的な対策

- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業について、人口減少地域における保育人材の確保に資するため、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。
- 修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大する。
- 保育環境改善等事業について、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助する。

《保育関係予算案の主な内容(続き)》

4 多様な保育の充実

- 定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を創設する。
- 家庭支援推進保育事業について、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員(非常勤可)を1名配置することができるよう拡充する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可保育所への移行に向けた支援を引き続き行うとともに、認可外保育施設指導監督基準の適合を促進するため、改修費等の支援を行う。さらに、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

6 子ども・子育て支援新制度の推進<一部再掲>

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

【主な拡充内容】

- ◇ チーム保育推進加算の充実
 比較的規模の大きな保育所(利用定員121人以上)(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする(現行は保育所の規模にかかわらず1人。)拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。
 (※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設
 0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。
- ◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長
 処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。
- ◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善
 令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(令和4年度:半年分→令和5年度:12か月分)に必要な経費について計上する。

(注)新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

7 認定こども園向け補助金の一元化<一部再掲>

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(16令和3年12月閣議決定)に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金)【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

- 【対象事業】 保育所整備事業・幼保連携型認定こども園整備事業・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業・小規模保育整備事業・防音壁整備事業・防犯対策強化整備事業
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】
- 【実施主体】 市区町村
 【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)
 【補助割合】 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4
 ※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

- 【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業
- 【実施主体】 市区町村
 【補助基準額】 ※(7)緊急対策参加自治体、(4)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体
 ①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円((7)60,840千円、(4)63,882千円) 等
 ②1事業所当たり 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) ④1施設当たり 32,448千円((4)35,490千円)
 ③1施設当たり 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) ⑤保育所で行う場合 22,308千円((7)32,448千円、(4)35,490千円) 等
 【補助割合】 ①~④ 国:1/2、市区町村:1/4、設置主体:1/4
 ※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4
 ⑤ 国:1/2、市区町村:1/2
 ※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

《新規資格取得支援》

(1) 保育士資格取得支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
 ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
 【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)
 代替職員経費 1人1日当たり 7千円
 ② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)
 ※支給対象期間:保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用
 【補助割合】 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】(保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組(リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等)を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率(全国平均等)を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

令和5年度においては、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。

- 【実施主体】 都道府県
 【補助基準額】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加することに、1か所当たり年額265千円を補助
《拡充》従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「人口減少地域である過疎地や離島など(※)に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加することに265千円を加算
 ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など
 【補助割合】 国:1/2、都道府県:1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士を確保するため、地域限定保育士試験(※)を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】	都道府県、指定都市
【補助基準額】	地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用 (※)保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。
【補助割合】	国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

(4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	① 1自治体あたり：8,108千円 ② 1自治体当たり：(労働条件等の保育士の相談窓口) 4,035千円 (新型コロナウイルス感染症の相談窓口等) 5,587千円
【補助割合】	①国：1/2、都道府県・指定都市：1/2 ②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5) 保育士修学資金貸付等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

令和5年度においては、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大する。

【実施主体】	都道府県、指定都市
【貸付額(上限)】	①保育士修学資金貸付 ア 学費 50千円(月額) イ 入学準備金 200千円(初回に限る) ウ 就職準備金 200千円(最終回に限る) エ 生活費加算 40~50千円程度(月額) ②保育補助者雇上支援 2,953千円(年額) 短時間勤務の場合 2,215千円(年額) ③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額(月額) ④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円 ⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
【貸付期間】	①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ④2年間
【返還免除】	①卒業後、5年間の実務従事 《拡充》現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域に適用を拡大 ②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合 ③、④再就職後、2年間の実務従事 ⑤2年間の勤務
【補助割合】	国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

＜就業継続支援＞

(1) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【運用改善】(保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【対象事業】	①若手保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援 ④保育士の働き方改革への巡回支援 ⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 ⑥保育実践充実コーディネーターによる巡回支援 ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催 ＜運用改善＞地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育てに係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。 ※「①若手保育士への巡回支援」「⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催」
【補助基準額】	①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円 ⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,629千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 保育士宿舍借り上げ支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和5年度においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和4年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(8年→7年)を行う。

【実施主体】	新子育て安心プランに参加する市区町村
【対象者】	採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士 ※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内 ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内 ※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用 ＜見直し＞対象期間の段階的な見直し(8年→7年)を行う。
【補助基準額】	月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) 保育補助者雇上強化事業(保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	定員121人未満の施設：年額2,309千円 又は 年額3,079千円(保育士確保が困難な地域の場合) 定員121人以上の施設：年額4,618千円 又は 年額6,158千円(保育士確保が困難な地域の場合)
【保育補助者の要件】	保育所等での実習等を修了した者等
【補助割合】	国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8 国：3/4、市区町村：1/4

(4) 保育体制強化事業【拡充】(保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和5年度においては、園外活動時等における園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加する。また、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置(月額10万円)に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助(月額4.5万円)する。

【実施主体】	市区町村が認めた者
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園 ＜拡充＞園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助(1箇所当たり月額45千円)の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加。 スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様。
【補助基準額】	1か所当たり月額100千円 ※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円(勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加) (保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件) ※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円 ＜拡充＞ ※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円(*) *保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。
【補助割合】	国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 国：1/2、市区町村：1/2
【補助要件】	保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

(5) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・令和4年度第2次補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、業務のICT化等を行うためのシステム導入について、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直すとともに、児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

また、登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入【見直し】

1機能の場合・・・1施設当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合：70万円)

2機能の場合・・・1施設当たり 40万円(併せて端末購入等を行う場合：90万円)

3機能の場合・・・1施設当たり 60万円(併せて端末購入等を行う場合：100万円)

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：8,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円<拡充>

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県：1/2

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2

((1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

<拡充>登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

○ 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5に嵩上げ

○ 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体(特別区を含む)が運営する施設を対象とし、国：3/5、自治体：2/5に嵩上げする。

○ 認可外保育施設は、1施設当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合：70万円)

国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5

(6) 保育人材等就職・交流支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1市区町村当たり 11,702千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額)

② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,440円(代替保育士等雇上費)

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ① 国：1/2、市区町村：1/2 ② 国：3/4、市区町村：1/4

<<離職者の再就職支援>>

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業(保育対策総合支援事業費補助金)

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費 7,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円

※ マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費 473千円

離職した保育士等に対する再就職支援 6,217千円

保育士登録簿を活用した就職促進 3,470千円

マッチングシステム導入費 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(こども家庭推進事業費補助金 37億円(36億円)の内数)

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 研修の実施に必要な費用
 【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

多様な保育の充実

(令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算(※))

(前年度予算額)

124億円+99億円(※) (111億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業(保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 基本分単価 ①看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)
 加算分単価 ②研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 ③補助者の配置 1施設当たり 2,230千円
 ④医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,230千円
 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 ⑤ガイドラインの策定 1市区町村当たり 570千円
 ⑥検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げする。
 ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

(2) 広域的保育所等利用事業(保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村
 【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
 ・運転手雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
 ・事業費(損害賠償保険含む) 10,202千円(自宅送迎の場合1,119千円)
 ・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円
 ・改修費 7,270千円
 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養」等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

令和5年度においては、「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	1か所当たり 3,859千円 (外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合) 1か所当たり 7,718千円(保育士を配置する場合)
【拡充】	1か所当たり 5,351千円(文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合)
	※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	1自治体当たり 上限10,000千円
【補助割合】	国：10/10

(5) 保育利用支援事業（入園予約制） (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

- ①代替保育利用支援
育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。
- ②予約制導入に係る体制整備
入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①子ども1人当たり 月額 20千円 ②施設1か所当たり 年額2,406千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業者等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業者への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業者等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業者等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①1か所当たり年額 4,549千円 ②1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※ ※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10 ※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助 ②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(8) 民有地マッチング事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 ①1自治体当たり 6,000千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(9) 保育所等における要支援児童等対応推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村
【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村1/4
※都道府県が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/2

(10) 待機児童対策協議会推進事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、
・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
・都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
・幼稚園の認定こども園への移行促進 等
を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県
【補助基準額】 1都道府県当たり 2,792千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(11) 保育環境改善等事業【拡充・一部令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要費用の一部について支援する。

令和4年度第2次補正予算においては、「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に關する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、子どもの安心・安全を確保する。

令和5年度においては、ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要となる改修費等について補助する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者
【対象事業】 1. 基本改善事業(改修等) ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業
<拡充>③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要となる改修費等について補助
2. 環境改善事業(設備整備等)
①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業
【補助制限】 制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨
【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円
<拡充>ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円
2. 環境改善事業 (①～③、⑤、⑧、⑨) 1施設当たり 1,029千円
(④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,448千円
【補助割合】 2. ④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 2. ⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

保育環境改善等事業(安全対策事業)【新規・令和4年度第2次補正予算】※令和5年度末までの時限的措置

【事業内容】
① 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置等に必要経費
② ICTを活用した子ども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステムなど)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費
【実施主体】
○保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業除く。以下同じ。)及び放課後児童クラブ(①に限る)を対象とする場合
>市区町村又は市区町村が認めた者
○認可外保育施設を対象とする場合 >都道府県、市区町村、都道府県が認めた者又は市区町村が認めた者
○広域的保育所等利用事業を行う者を対象とする場合(①に限る) >市区町村又は市区町村が認めた者
【補助基準額】 ① 市場価格を踏まえ設定
② 保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設 1施設当たり 200千円以内
【補助割合】 ① 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)
② 国:3/5、都道府県・市区町村:1/5、事業者:1/5

(12) 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業（保育環境改善等事業）

【令和4年度第2次補正予算】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

【実施主体】	都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者		
【対象施設】	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設		
【補助基準額】	1施設当たり		
	(1) 定員※ 19人以下		300千円以内
	(2) 定員※ 20人以上59人以下		400千円以内
	(3) 定員※ 60人以上		500千円以内
	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業		300千円以内
	※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数		
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2		

(13) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】（保育対策総合支援事業費補助金）

定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

【事業内容】			
①定期的な預かり	・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。 ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。 ・集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。 ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。		
②要支援家庭等対応強化加算	①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。		
【実施主体】	市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定		
【対象児童】	保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）		
【補助単価】	①年間延べ利用児童数300人未満	1か所あたり	5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	・年間延べ利用児童数300人以上900人未満	1か所あたり	6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	・年間延べ利用児童数900人以上	1か所あたり	6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
	②1か所あたり		742千円
【補助割合】	国：9/10 市町村：1/10		

認可外保育施設の質の確保・向上

（令和5年度予算案・令和4年度第2次補正予算（※））

（前年度予算額）

8億円

（

15億円）

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村			
【補助基準額】	①研修開催 1回当たり	354千円	②巡回支援指導員 指導員1人当たり	4,062千円
【補助割合】	国：1/2、都道府県・市区町村：1/2			

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要の費用の一部を補助する。

【実施主体】	①～③：都道府県、市区町村	④：市区町村	
【補助基準額】	①認可化移行可能性調査支援	1施設当たり	600千円
	②認可化移行助言指導支援	1施設当たり	535千円
	③指導監督基準遵守助言指導支援	1施設当たり	803千円
	④移転費等支援	1か所当たり	移転費 1,217千円、仮設置費 3,853千円
【補助割合】	①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2		
	④：国：1/2、市区町村：1/2		

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】	市区町村		
【補助基準額】	職員の健康診断 1市区町村当たり	354千円	
【補助割合】	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3		又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 《要件1》改修費等 1か所当たり 32,448千円 移転費等 1か所当たり 5,070千円
《要件2》改修費等 1か所当たり 16,224千円 移転費 1か所当たり 1,217千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

【補助要件】

<要件1>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1/3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適化を図ること、
（※）職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(5) 保育士資格取得支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金) <一部再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2（上限300千円） 代替職員経費 1人1日当たり 7千円
② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

<<特例>>

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

>>要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適化支援計画」を作成した施設であること。

- （1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(6) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【新規】 (こども家庭推進事業費補助金)

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助割合】 定額

ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。

- ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
- ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。
 また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【主な拡充内容】

◇ チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）(※)について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。
 (※)これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

◇ 主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

◇ 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

(注) 新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 基本事業 3,078千円

加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円

【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

②病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

令和5年度においては、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 (病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 7,031千円

加算分単価 1,000千円 ~ 38,000千円(※)

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費 3,634千円

当日キャンセル対応加算 247千円~1,005千円

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）
1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円
②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）
30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2～3時間延長 2,640,000円
4～5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,751千円 ～ 48,279千円
※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》

(令和5年度予算案) (前年度予算額)
2,090億円 (1,846億円)
※旧内閣府予算

(1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【主な拡充内容】

◇ 医療的ケア児保育加算の創設

医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して看護師等の配置を支援するための加算を創設

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額（10/10相当）

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額（10/10相当）

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月閣議決定)に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金<一部再掲>

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」に基づき、認定こども園に対する施設整備費に係る事務の輻輳や縦割りの問題を改善する観点から、保育所等整備交付金(厚生労働省)及び認定こども園施設整備交付金等(文部科学省)の一元化を行うとともに、補助額の算定方法の見直しを行う。

また、沖縄振興特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び山村振興法による補助率の嵩上げについて幼稚園部分も適用するほか、防音壁に対する補助を幼稚園部分も対象にすることや、耐震化診断に必要な費用について保育所部分も対象にするなど施設類型における格差を是正する。

※円滑な移行のため、経過措置も設ける。

- 【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業
- 【実施主体】 市区町村
- 【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 ※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4
- 【経過措置】 当該交付金への計画的な移行を行うため、令和6年度まで、①「私立幼稚園施設整備費補助金」及び②「幼稚園耐震化整備」のスキームによる補助を可能とする。
 ○実施主体 ①事業者(学校設置者) ②都道府県
 ○補助割合 ①国1/3、事業者2/3 ②国1/2、事業者1/2

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

- 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染症や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要経費について引き続き補助を行うので、積極的に活用されたい。

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業継続支援（令和4年度第2次補正予算）

【事業内容】

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助

- ①緊急時の保育人材確保に係る費用
- ②職場環境の復旧・環境整備等に係る費用

18 【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 事業内容の①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員 19人以下 300千円以内
- (2) 定員 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員 60人以上 500千円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

保育所等における感染症対策のための改修整備等（令和5年度当初予算）

【事業内容】

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➤ 保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）

➤ 保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

【補助割合】 保育所等整備交付金 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

保育環境改善等事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の
利用者負担額の減免措置について

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の利用者負担額については、令和2年2月及び3月に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正等を行い、新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により保育の提供を受けられなかった日がある場合には、その日数に応じて利用者負担額を日割りにより減免とすることとしています。

この減免措置については、令和2年の感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐため、利用する子どもの感染の状況に関わらず保育所等の臨時休園等を行うことを、国から地方自治体に要請していたことを踏まえ設けたものです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することをお願いしています。このため、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっています。こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置については令和4年度末まで現在の取扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止することとしております。

各地方自治体におかれては内容について御承知頂くとともに、管内の利用者や保育所等、関係団体への周知をお願いいたします。また、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）においても同様の対応が取られるよう、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
給付担当
TEL：03-5253-2111（内線 38344, 38346）
kodomo-kyufu@cao.go.jp
厚生労働省 子ども家庭局
保育課
保育調整係
TEL：03-5253-1111（内線 4856, 4855）
hochou@mhlw.go.jp

保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制等に関する調査研究

(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、保育所が地域社会のために欠かせない社会インフラとしてのように維持していくのが大きな課題となっている。
- 全国の自治体及び対象自治体の保育所等に対するヒアリング等を通じて、保育の提供を含む子育て支援について、保育所が果たしている現状の役割や、今後果たしていくことが期待される役割と課題等について把握する。

2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせて実施予定。

① 対象自治体の子育て支援提供体制に関する基礎的なデータ収集

選定した自治体を対象として、具体的な子育て支援の提供内容に関する基礎的な情報収集、子育て支援の物理的な提供範囲などに関する情報の整理といった客観的なデータを整理。

② 対象自治体に対するヒアリング

選定した自治体を対象に、地域の子育て支援体制全体における保育所等の役割・位置付け、保育所等と各種子育て支援施設、行政等の他機関との連携体制等の実態や課題等についてヒアリング等を実施。

③ 対象自治体内の保育所等に対するヒアリング

調査対象として選定した自治体内の保育所等に対して、保育所等で実施している多機能化、他機関と連携して実施している地域支援等の実態や課題等についてヒアリング調査等を実施。

(参考) 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(令和3年12月20日)抄

「人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきたこと、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とするなど、地域の実情に応じて必要な機能を選択し、展開することについても真剣に検討すべき時期に来ている。例えば、(中略)他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。」

保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究

(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

1. 本調査研究の目的

- 今後、保育所が地域の中で欠かせないインフラ機能として維持されていく上で、保育の質も当然に維持していく必要がある中、自己評価や第三者評価による継続的な評価・改善は重要。
- 他方で、第三者評価については保育所に必ずしも義務付けがなされていないこともあり、その受審率は全国的に低い現状である。
- そのため、第三者評価、自己評価の実施状況等の実態を把握し、更なる活用促進や保育の質の改善につながるような実効性を高めるための方策を検討する。

2. 本調査研究の概要

- 以下の5つを組み合わせて実施予定。

①保育所等に対するアンケート調査（抽出）

全国の保育所等に対して、自己評価、第三者評価の実施状況等に係るアンケート調査を実施。

②保育所等へのヒアリング（第三者評価を受審している又は今後予定している施設）

第三者評価を受審している又は今後予定している保育所等に対し、第三者評価を受審するに至った（することに決めた）経緯、第三者評価を受審したことによる効果等をヒアリング。

③自治体へのヒアリング

補助金を始めとしたインセンティブの仕組み等を導入している自治体へ詳細な取組内容及び成果、施設への第三者評価機関の紹介や受審のサポートを行うような取組内容等をヒアリング。

④第三者評価機関へのヒアリング

第三者評価実施者の人材確保状況や及び資質担保の方法、具体的な評価方法、保育所への評価で課題と感じている点等をヒアリング。

⑤有識者による研究会の実施

調査やヒアリング結果を踏まえた評価の普及方策全般等について検討する。

(参考) 令和3年規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和3年12月22日)抄

「保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう(中略)必要な措置を講ずる。」

令和3年の地方からの提案

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の延長

【現行制度の概要】

- 保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において最低基準が定められている。

※ 幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、同様の基準を設定。

- 一方、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。（令和5年3月31日まで）

※ 現在特例を使用しているのは大阪市のみ

【提案の内容】（提案団体：大阪市）

- 保育所等の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている面積基準の緩和特例措置について、現在令和5年3月31日までとされている期限の廃止を求める。（廃止が困難な場合は期限の延長）

（提案団体から示された具体的な支障事例）

- 特例措置が廃止された場合には、大阪市において特例措置により入所している児童分（令和3年4月時点で760人以上）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招くこととなる。

【提案を受けた検討の結果】

- 本特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、**期限を廃止して恒久的な措置とすることは困難**である。
- ただし、大阪市においては特例を使用して入所している児童が多数であり、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プラン※の終期を踏まえ、**令和7年3月31日まで延長**することとする。

※ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

保育所の居室面積の特例について

保育所の設備運営基準の概要

※ 幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○ 居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○ 保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○ 必要な用具の備え付け ○ 耐火上の基準 ○ 保育時間
○ 保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。

居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、**国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。**

要件 （1または2のいずれか） ※それぞれ①は前々年の4月1日、②は前々年の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村	2 以下のいずれにも該当する市区町村
	① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、 <u>土地等の確保が困難</u> であること	① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が <u>三大都市圏のうち最も低い都市圏</u> を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている <u>土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもなお土地確保が困難</u> である旨及びその理由を公表していること
期間	平成24年4月1日～ 令和7年3月31日（令和4年12月に政令を改正）	
対象市区町村数	7市区町村【令和3年4月1日時点】（ 特例開始以降、利用は大阪市のみ ）	
	埼玉県	さいたま市
	東京都	中央区、江戸川区、調布市、小平市
	大阪府	大阪市
	兵庫県	西宮市

令和4年の地方からの提案

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

【現行制度の概要】

- 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、児童福祉法施行規則、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則において規定されている。

【提案の内容】（提案団体：浜松市）

- 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
- なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

（提案団体から示された具体的な支障事例）

- 認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業等）、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。
- 保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出ることが必要であることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

【提案を受けた検討の結果】

- 施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。
 - 一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。
- ※なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼用の様式を作成することは可能である。

小規模保育事業所における国家戦略特区での特例措置の全国展開について

◎ 現行の制度

- ✓ 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

※堺市、西宮市において当該特例措置を利用して3歳以上児を受け入れている。

◎ 第56回 国家戦略特別区域諮問会議（令和4年12月22日） 配布資料

3. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

② 保育（小規模認可保育所における対象年齢の拡大の全国展開）

- ・原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする**特例措置の全国展開について、活用の二一ス等を踏まえつつ2022年度中に検討し、結論を得る。**

保育所・小規模保育事業の認可基準について

		保育所	小規模保育事業		
			A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
職員	利用児童	0～5歳児 定員：20人以上	0～2歳児 定員：6～19人 ※地域の実情を勘案して、 3～5歳児も保育可能	0～2歳児 定員：6～19人 ※地域の実情を勘案して、 3～5歳児も保育可能	0～2歳児 定員：6～10人 ※地域の実情を勘案して、 3～5歳児も保育可能
	職員数	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4・5歳 30：1	保育所の配置基準 +1名	保育所の配置基準 +1名	0～2歳 3：1 (補助者を置く場合 5：2)
	資格	保育士 (*1)	保育士 (*1)	職員数の1/2以上が 保育士 ※保育士以外には研修の 受講が必要	家庭的保育者 (*2)
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳以上 保育室 1.98㎡/人	0歳・1歳 3.3㎡/人 2歳以上 1.98㎡/人	0歳・1歳 3.3㎡/人 2歳以上 1.98㎡/人	0歳～5歳児 3.3㎡/人
	基準（*3） その他の	・連携施設は不要 ・給食は自園調理 (*4) ・園庭が必要 (*6)	・連携施設が必要 ・給食は自園調理 (*5) ・園庭が必要 (*6)	・連携施設が必要 ・給食は自園調理 (*5) ・園庭が必要 (*6)	・連携施設が必要 ・給食は自園調理 (*5) ・園庭が必要 (*6)

*1 職員数の1/3までは、幼稚園教諭等の配置を可能とする特例あり

*2 市町村長が行う研修を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

*3 給食、連携施設の確保に関しては、猶予を認める経過措置あり（～平成31年度末）

*4 構造改革特別区域の認定を受けることで、外部の調理施設（学校の給食センター等）から搬入することが可能

*5 連携施設や同一法人が設置する保育所等から搬入することが可能

*6 近隣の公園などを代替地として活用可能

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

（その他低所得の子育て世帯）

※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村

その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）

※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) 申請期限

令和5年2月末日（自治体により異なる場合があります。）

※申請が必要な方

① 低所得のひとり親世帯：直近で収入が減少した世帯等

② その他低所得の子育て世帯：対象児童を養育する者で、高校生以上の児童のみを養育していて、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、もしくは、直近で収入が減少した世帯

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※実施に係る事務費についても全額国庫負担

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- 〔<主な内容>
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ〕
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定〕
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
- 「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
・幼稚園併設施設の届出対象化〕
- 『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
- ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、令和3年3月の通知で提示
- 10月 幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- 〔<主な内容>
・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
・市町村権限との関係
・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等〕

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯②

- 令和2年 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）〕
- 令和3年 2月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
- 「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」
- 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設における、乳幼児が1人の場合の職員配置の考え方を再整理〕
- 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（通知）
- 〔<主な内容>
・「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」等の基準の提示
※令和元年9月の通知は廃止〕
- 4月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔令和3年5月1日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について
- 〔<主な内容>
・過去に事業停止命令等を受けたか否かについて、届出・変更届出事項や施設における掲示事項、運営状況報告事項へ追加〕

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯③

令和4年 6月 ○児童福祉法改正（令和4年9月15日施行）

〔<主な内容>
・認可外保育施設の設置者に対して、改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要な場合に、他の都道府県知事に対して、当該勧告又は命令の対象となる設置者に関する情報提供を求めることができることとした
・認可外保育施設に事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合は、その旨を公表できることとした〕

9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について

〔<主な内容>
・6月の児童福祉法改正を踏まえ、自治体間の情報提供に関する留意事項等を追加〕

令和5年 1月頃改正予定（令和5年4月1日施行）

○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について

〔<主な内容>
・安全計画、業務継続計画、バス送迎の際の児童の所在確認や安全装置の設置に関する規定の基準への追加〕

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について

〔<主な内容>
・安全計画、バス送迎の際の児童の所在確認に関する評価基準の追加〕

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）

認可外施設・事業

認可施設・事業

指導監督基準を
満たさない施設

指導監督基準を
満たす施設

認可化移行
希望施設

認可保育所、小規
模保育事業など

児童福祉法に基づく立入調査の
実施（年1回）

- 巡回支援指導の実施
遵守すべき基準に係る指導・
助言
- 調査・助言指導事業の実施
基準を満たすために必要な助言
指導を継続的に実施
- 改修費等支援
設備面で基準を満たしていない
施設に対して、認可基準を満た
すための改修費等を支援

児童福祉法に基づく立入調査
の実施（年1回）

- 巡回支援指導の実施
遵守すべき基準に係る指
導・助言

認可化移行計画を作成し、
計画期間内に認可へ移行を
図る施設に対する各種支援

- 改修費支援
- 移行移転費支援
- 運営費支援
- 調査・助言指導事業の実施
認可化移行に必要な保育
内容や運営等の助言指導を
実施

児童福祉施設設備運
営基準に基づいた設備、
人員配置による保育の
実施。

- 公定価格による運営
費の支援
- 施設整備に要する
費用の補助

指導
監督
基準

備
設
運
営
基
準

認可外保育施設の現状

1. 施設数・事業所数

(出典：令和2年度認可外保育施設の現状とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,115か所	8,426か所	6,687か所 〔事業者：443 個人：6,244〕	4,035か所	20,263か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,115か所	8,426か所	6,687か所	4,035か所	20,263か所
立入実施施設②	584か所	5,217か所	811か所 〔事業者：113 個人：698〕	2,225か所	8,837か所
実施率(②/①)	52.4%	61.9%	12.1%	55.1%	43.6%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。(ベビーシッターについては、令和2年4月1日より年1回以上集団指導を行うことを求めている。)

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	584か所	5,217か所	811か所	2,225か所	8,837か所
基準適合施設④	320か所	3,778か所	533か所	1,434か所	6,065か所
基準適合率(④/③)	54.8%	72.4%	65.7%	64.4%	68.6%
(参考) 前年度基準適合率	45.9%	62.5%	—	57.8%	59.8%

議論の前提

- 認可外保育施設が無償化の対象となるには、**都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要**。ただし、経過措置として**5年間の猶予期間**を設定（この間は届出さえなされれば無償化の対象となる）
 - この措置については、改正附則において、無償化施行後2年後を目途に、認可外保育施設の無償化の**実施状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる旨が定められている**。
- <主な状況>
- ・国の指導監督基準を満たせていない施設は約4割、認可施設への移行を希望しない施設は約7割、届出施設数は約19,000か所、利用児童数は約24万人。

検討の方向性

上記の前提を踏まえ、今後、認可外保育施設の質の向上に向けて、速やかに講ずるべき対応策について検討。

<検討視点>

- ① 都道府県等に対して届出された全施設について、当該都道府県等による基準適合判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か
- ② 認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、劣悪な施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か

課題と対応策

検討視点①上の課題と対応策

検討視点①の関係

- ①**地方自治体の体制**
 - 限られた人員体制の中で業務負担を軽減する方策の検討
 - **巡回支援指導員による立入調査等の業務範囲の明確化と活用事例等の周知**
 - 認可外保育施設に対する指導監督に関する知識等を効率的に習得できる方策の検討
 - **Q&A、分かりやすい資料（映像資料等）の作成**
- ②**基準適合判定の在り方**
 - 現行の指導監督指針を踏まえた効果的・効率的な基準適合判定が可能となる方策の検討
 - 現行指針の改めでの周知、**書面調査用のチェックシート**のひな形などの作成・周知

検討視点②の関係

- ③**指導監督基準適合に向けた支援**
 - 認可移行を希望しない施設が指導監督基準を満たすことができるよう支援の在り方を検討
 - 一定条件の下（注）、**認可移行等を要件としないで、限定的に（令和6年度まで）、施設の改修・移転費、保育士の資格取得等に対する支援を実施**
- （注） 都道府県と市町村とが、支援の必要性を認めて支援計画を作成した施設など

④質の低い施設に対する措置

- どのような形で、改善勧告等の措置について、各地方公共団体間で情報共有を図っていくべきか検討
 - **事例集の作成、公表**・共有に係る**関係規定の整備**

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画 (*1) を策定し、計画期間内 (*2) に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1/4以上は有資格者とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)
【補助率】国1/2 (市町村1/4、設置主体1/4) (*)
* 新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3 (市町村1/12、設置主体1/4) なる
【補助基準額】 1施設当たり3,200万円 (待機児童対策地域協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体 1施設当たり3,500万円)

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり58.7万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり52.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり78.6万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要となる費用を補助する。
【補助基準額 (移転費)】 1施設当たり120万円
【補助基準額 (仮設置費)】 1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2 (都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

① 運営費補助(児童一人当たり月額)

保育所・認定こども園への移行希望施設	基本分単価	公定価格に準じた各種加算した
4歳以上児	6.4万円	+
3歳児	7.1万円	
1,2歳児	12.6万円	
0歳児	19.5万円	

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)
【補助基準額】 14.1万円
- ③ 開設準備加算(増加定員一人当たり月額)
【補助基準額】 0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)
【補助基準額】 2.0万円

※補助基準額は令和3年度

巡回支援指導員について

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者
※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村
※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。
(委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など)

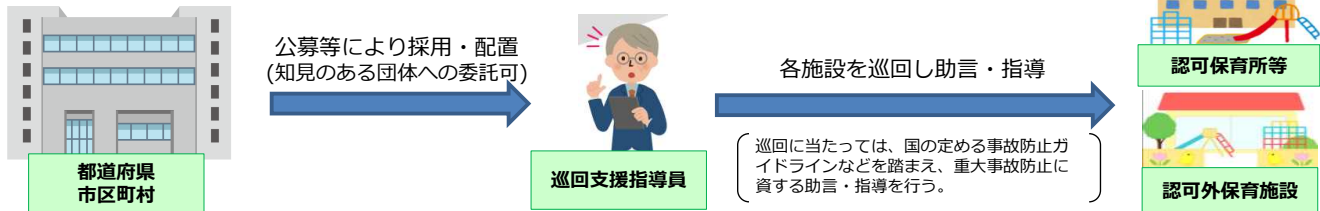
【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況(R3補助金交付決定)】

84自治体 327名 ※ この他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>



保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



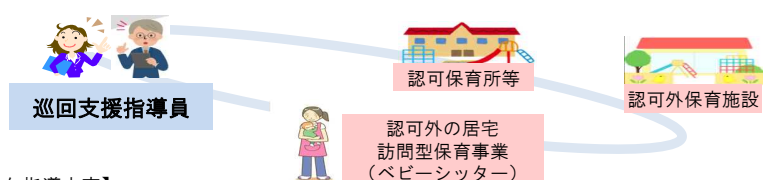
【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 354千円

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

認可外保育施設改修費等支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

2. 施策の内容

【事業内容】

- 認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

<要件1>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること(有資格者の配置1/3以上)。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること、
(※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定、訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

- 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等でまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
 - (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
 - (3) 事業実施期間
 - ※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

3. 実施主体等

【実施主体】	都道府県、市町村	【補助割合】	国：1/2、都道府県、市町村：1/4、事業者：1/4
【補助基準額】	《要件1》改修費等	1か所当たり	32,448千円、移転費等
	《要件2》改修費等	1か所当たり	16,224千円、移転費
			1か所当たり 5,070千円、1,217千円

保育士資格取得支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 施策の内容

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【事業内容】

- ① 保育所等保育士資格取得支援事業
 - ・ 保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【事業内容】

- 保育士試験による資格取得支援事業(受験対策学習費用補助事業)
 - ・ 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

<特例>

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。(本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。)

- >要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等でまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
 - (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
 - (3) 事業実施期間
 - ※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

3. 実施主体等

【実施主体】	都道府県・指定都市・中核市	【補助割合】	国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2
--------	---------------	--------	-------------------------

- | | |
|---|--|
| 1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】 | 2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】 |
| 【対象者】 常勤職員及び非常勤職員 | 【支給対象期間】 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用 |
| 【補助基準額】 受講料の1/2(上限300千円)、代替職員経費：1人1日当たり 7.4千円 | 【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円) |

<こども家庭推進事業費補助金>

令和5年度予算案 0.3億円(うち推進枠0.3億円)

1 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
 - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組(例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定)
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施(例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定)

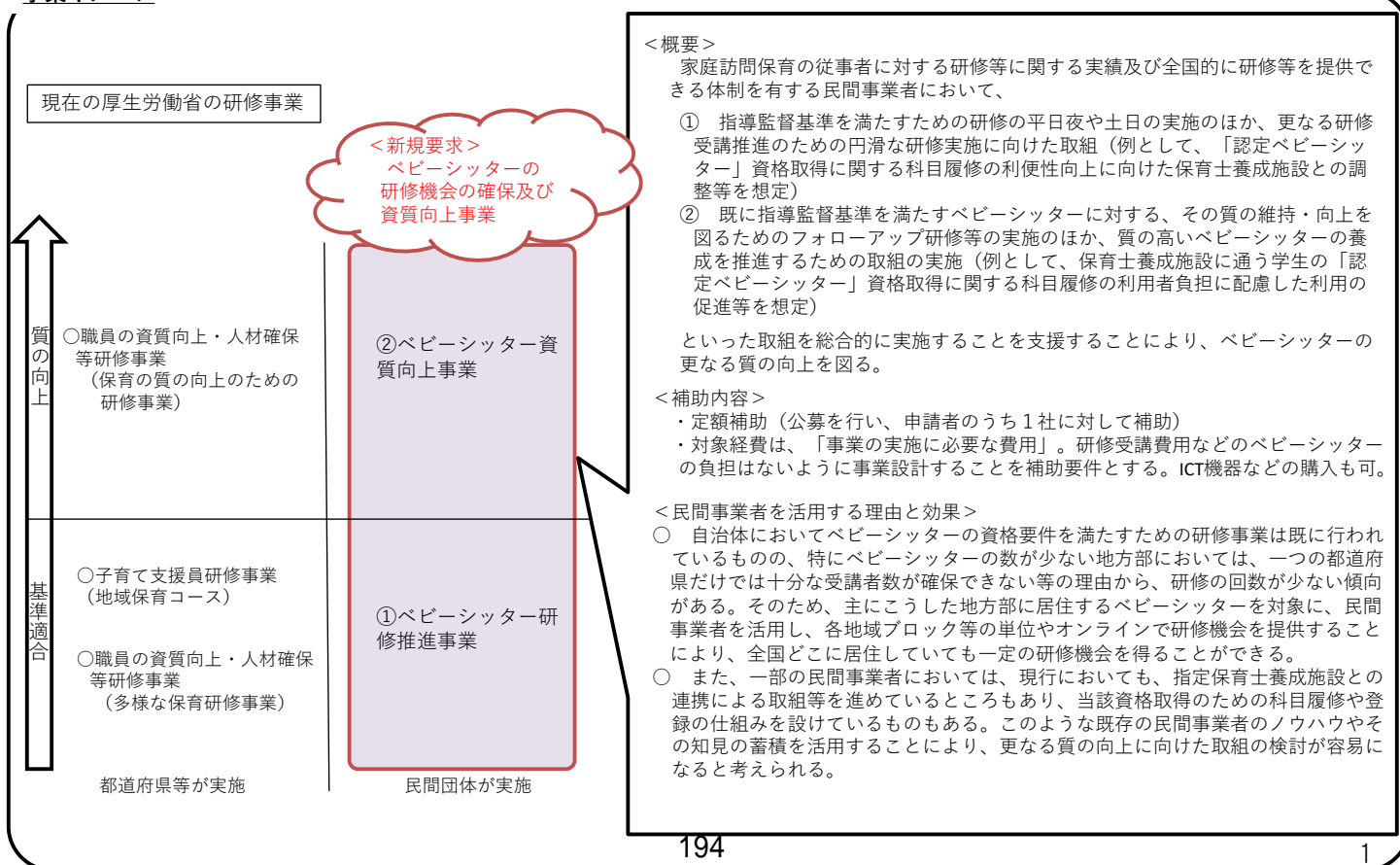
3 実施主体等

【実施主体】民間事業者(公募により決定)

【補助率】定額

ベビーシッターの更なる質の向上のための研修のイメージ

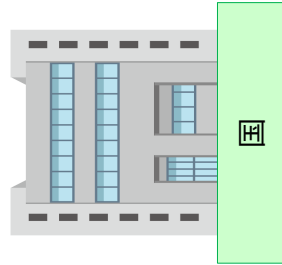
事業イメージ



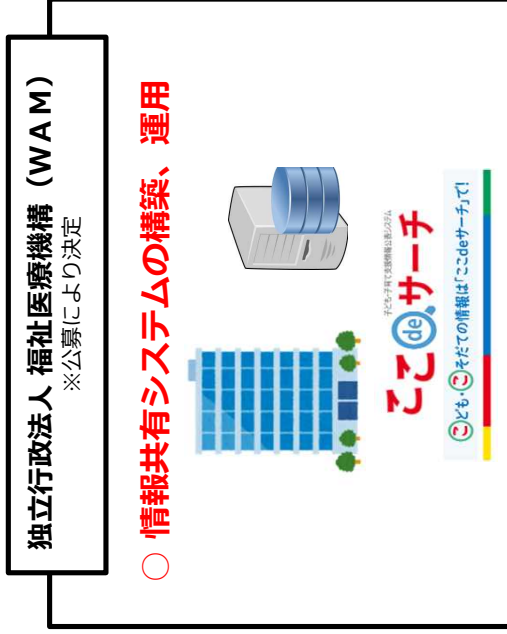
子ども・子育て支援情報公表システム

- 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、自治体や事業者において入力作業を行い、令和2年9月30日に公開を行った。

【業務フロー】



システム構築・運用の補助



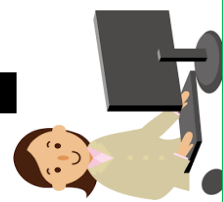
給付に必要な情報の入手



市区町村

無償化の給付

施設基本情報や基準適合状況、
監査実績など施設選択に必要な
情報の入手



都道府県等

施設情報の
登録(随時)

設置届、運営状況
報告の提出



認可外保育施設

施設利用



保護者

【登録する情報】

- ・ 施設基本情報（施設名、所在地など）
- ・ 指導監督基準適合証明書交付の有無
- ・ 施設設備情報（構造、面積など）
- ・ 利用定員、利用児童数
- ・ サービス内容（開所時間、サービス種別など）
- ・ 前年度監査実績（基準適合の有無など）
- ・ その他（保険の種類など）

1. 経緯：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。

また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止** の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

3. 具体的な対応案

(1) 未然防止

- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
- ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
- ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**

・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供 を追加

- ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
- ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求め**るべき
- ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき**

(2) 事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても**事業停止命令等を発令**することを通知に明記

- ① 事業停止命令等の期間
 - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
 - ② 事業停止命令等の地理的効力等
 - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体も、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
 - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

(3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

令和5年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事業項目	事業内容	令和5年度 予算案	令和4年度 予算額
子ども子育て支援	子ども子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3) 育児休業中の経済的支援の強化	前年同額	7,000 17
	医療・介護サービスの提供体制改革	<ul style="list-style-type: none"> 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和4年度における看護職員の処遇改善 うち 不妊治療の保険適用(本体分・薬価分) ・ 医療情報化支援基金 	<ul style="list-style-type: none"> 1,029 931 144 173 735
医療・介護	地域包括ケアシステムの構築	前年同額	1,196
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	前年同額	534
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	734	824
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	752	313
	・ 令和4年度における介護職員の処遇改善		693
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	700
	被用者保険の拠出金に対する支援		248
	70歳未満の高額療養費制度の改正		1,572
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化		200
	介護保険保険者努力支援交付金		3,936
国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等 ^(注4))	3,736		
出産育児一時金支援	76		
国民健康保険の産前産後保険料の免除	4		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	前年同額	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	5,864
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	88
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	91	
合計		27,972	27,968

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
(注3) 「子ども子育て支援新制度の着実な充実・社会的養育の充実」の国費分については全額とも家庭行に計上。
(注4) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部を保険者努力支援制度の財源として活用。

〈令和5年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：15.6兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.03兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.0兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）用途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和5年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和5年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） ○社会的養育の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など ○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和5年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和5年度 予算案
待機児童の解消 200	<ul style="list-style-type: none">「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)	722
幼児教育・保育の 無償化	<ul style="list-style-type: none">3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3)	8,858
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none">リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。	1,003
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none">少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)	5,601
合計		16,347

(参考)
令和4年度
予算額

722

8,858

1,003

5,601

16,184

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

令和3年度税制改正で措置

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

1. 大綱の概要

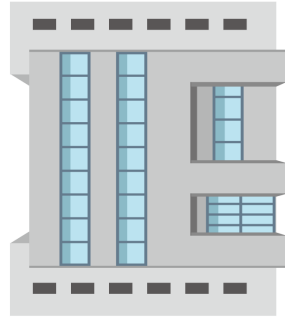
- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 地方自治体等 (※) が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成



(これまで) 雑所得



(改正後)

非課税

利用者



利用料



ベビーシッター等



各 都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
原基建設設置市長
民生主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
(公 印 省 略)

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。)及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。)については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれましては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童とした(平成27年4月施行)」

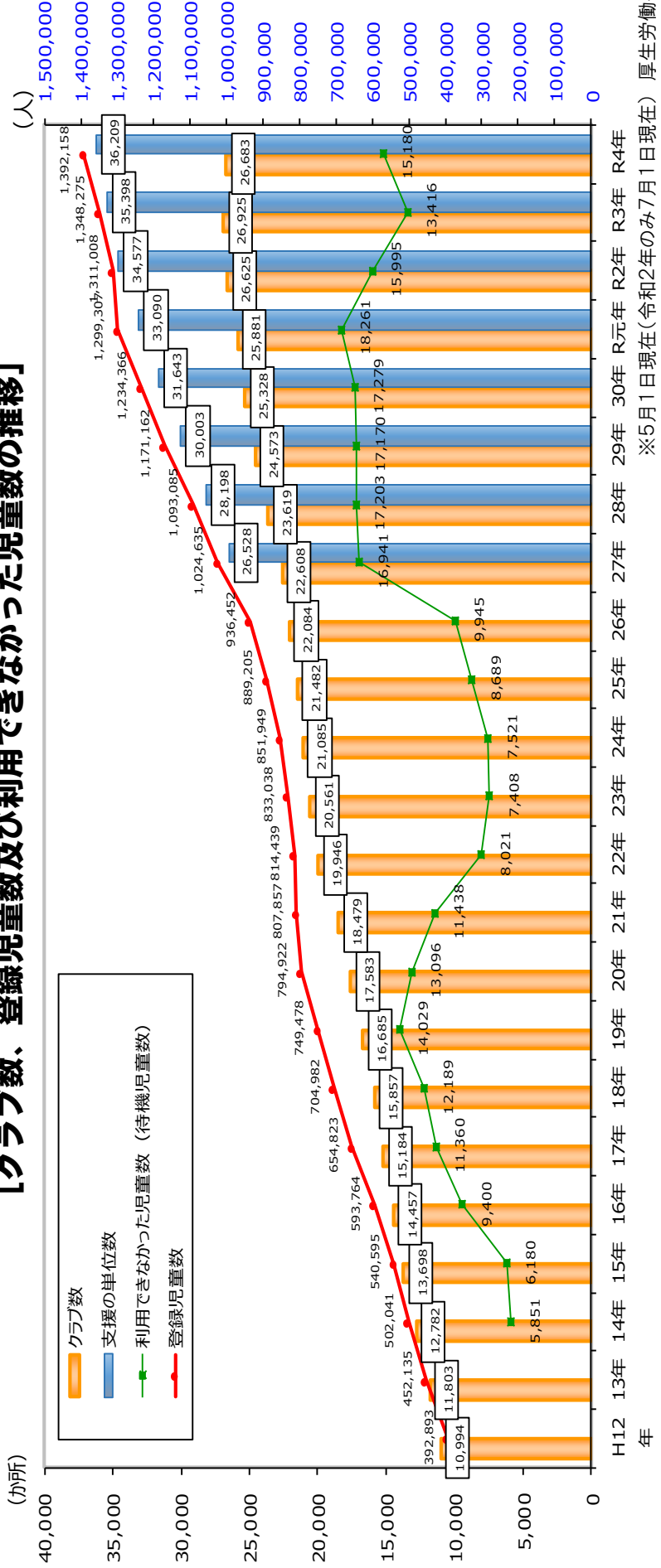
【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

報道関係者 各位

令和4年(2022年)12月23日(金)

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室
室長 補佐 佐藤 純一 (内線 4843)
健全育成係長 浜田 裕 (内線 4845)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2596

**令和4年(2022年) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況
(令和4年(2022年)5月1日現在)**

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童数(登録児童数)などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和4年(2022年)の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余給教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年(2018年)9月14日策定)に基づき、放課後児童クラブについて、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしております。

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,392,158人【前年比43,883人増】(令和3年:1,348,275人)

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

36,209支援の単位【前年比811支援の単位増】(令和3年:35,398支援の単位)

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度(2015年度)から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○放課後児童クラブ数

26,683か所【前年比242か所減】(令和3年:26,925か所)

うち、放課後子供教室との一体型5,869か所【前年比16か所減】

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態(「新・放課後子ども総合プラン」に基づき1万箇所以上を一体型で実施)。

※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体がその是正を図ったため。

○利用できなかった児童数(待機児童数)

全体:15,180人【前年比1,764人増】(令和3年:13,416人)
(学年別内訳)

小学1年生:2,117人【前年比108人増】
小学2年生:1,931人【前年比51人減】
小学3年生:3,492人【前年比128人増】
小学4年生:4,556人【前年比770人増】
小学5年生:2,247人【前年比634人増】
小学6年生:837人【前年比175人増】

・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。

・待機児童数については対前年比で1,764人増加し、15,180人となった。

・待機児童数の学年別で見ると、小学校低学年(小学1年生から小学3年生)は185人、小学校高学年(小学4年生から小学6年生)は1,579人増加した。

・都道府県別では、東京都(3,465人)、埼玉県(1,554人)、千葉県(1,179人)で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数 :182,577人【前年比6,994人増】

うち放課後児童支援員の数 :102,677人【前年比3,515人増】

うち認定資格研修を修了した者の数 :96,075人【前年比5,285人増】

うち補助員の数 :76,372人【前年比2,259人増】

うち育成支援の周辺業務を行う職員の数 :3,528人【前年比1,220人増】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士 :24,519人(23.9%)【前年比215人増】

高等学校卒業業者等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者 :34,836人(33.9%)【前年比1,857人増】

教育職員免許状を有する者 :24,052人(23.4%)【前年比403人減】

※()内は放課後児童支援員の総数(102,677人)に占める割合

目次

概要		
1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	6
2	設置・運営主体別実施状況	7
3	設置場所の状況	7
4	登録児童数の規模別の状況	8
5	学年別登録児童数の状況	8
6	終了時刻の状況(平日)	9
7	待機児童数の学年別の状況	9
詳細		
1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	10
3	実施場所別クラブ数の状況	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	12
6	学年別登録児童数の状況	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	12
8	平日の開所時刻の状況	13
9	平日の終了時刻の状況	13
10	長期休暇等の開所時刻の状況	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	13
12	長期休暇等の開所状況	13
13	障害児受入数別クラブ数の状況	14
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	14
15	障害児の学年別登録児童数の状況	14
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	15
17	新1年生の受入開始の状況	15
18	専用区画の有無の状況	15
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	15
20	雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況	15
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	15
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	16
23	支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況	16
24	支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況	19
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	24
26	放課後児童支援員の資格の状況	24
27	放課後児童支援員の配置状況	24
28	放課後子供教室との連携の状況	25
29	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	25
30	市町村における対象児童の範囲	25
31	対象としていない児童への対応	25
32	放課後児童クラブの情報提供の状況	25
33	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	26
34	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	26
35	利用に係る優先的取扱いの状況	26
36	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	27
37	放課後児童クラブにおける月額利用料	27

○18時半を超えて開所している放課後児童クラブ数

[平日]

16,216 か所 (60.8%) 【前年比 158 か所増】 [令和3年: 16,058 か所 (59.7%*)]

(*) 平日に開所している放課後児童クラブ数 (令和4年: 26,680 か所、令和3年: 26,920 か所) に占める割合

[長期休暇等]

15,571 か所 (58.7%*) 【前年比 15 か所増】 [令和3年: 15,556 か所 (58.0%*)]

(*) 長期休暇等に開所している放課後児童クラブ数 (令和4年: 26,548 か所、令和3年: 26,797 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所している放課後児童クラブの登録児童数

[平日] 890,138 人 (63.9%*) 【前年比 48,335 人増】 [令和3年: 841,803 人 (62.4%*)]

[長期休暇等] 856,047 人 (61.4%*) 【前年比 39,756 人増】 [令和3年: 816,291 人 (60.5%*)]

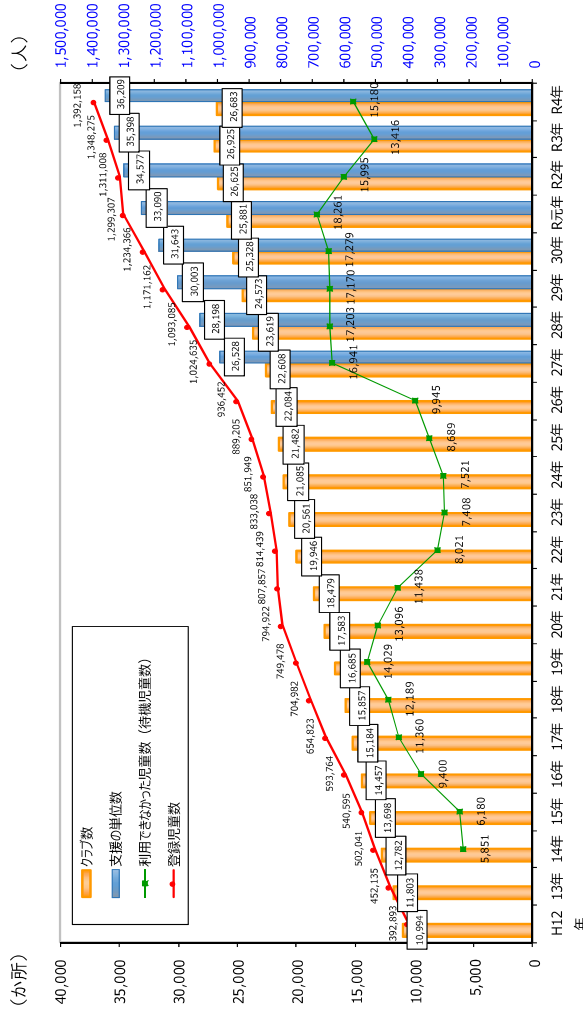
(*) 全登録児童数 (令和4年: 1,392,158 人、令和3年: 1,348,275 人) に占める割合

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年43,883人増の1,392,158人、
 - ・支援の単位数は、対前年811支援の単位数増の36,209支援の単位、
 - ・クラブ数は、対前年242か所減(※)の26,683か所、
 - となっている。
 - また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年1,764人増加し、
 - 15,180人となっている。
- ※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体がその是正を行ったため。

【クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
 ※本調査は平成10年より実施

- 38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況
- 39 指定管理者制度による実施の有無
- 40 おやつ提供の状況
- 41 保護者との連携の状況
- 42 育成支援の記録の状況
- 43 利用の開始等の情報提供の状況
- 44 運営規程の状況
- 45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数
- 46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況
- 47 適正な会計管理及び情報公開の状況
- 48 学校との連携状況
- 49 保育所、幼稚園等との連携状況
- 50 地域、関係機関との連携状況
- 51 衛生管理・安全対策の状況
- 52 職場倫理の自覚の状況
- 53 要望・苦情への対応状況
- 54 研修受講機会の提供状況
- 55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況
- 56 運営内容の第三者評価の実施状況

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

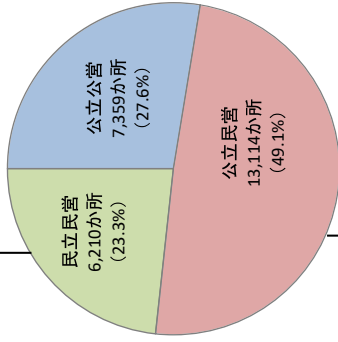
- 放課後児童クラブ数及び登録児童数
- 放課後児童クラブ数(対前年入り)
- 放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)
- 利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)
- 令和4年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ
- 利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数
- 利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村
- 放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)
- 学校(学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動)プログラムに参加しているクラブ数

参考資料
 調査概要

2. 設置・運営主体別実施状況

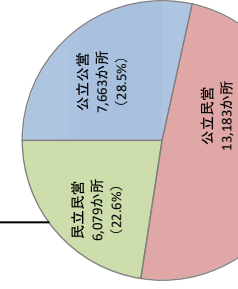
○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、公立民営が約23%を占めている。

社会福祉法人	1,980か所	(7.4%)
NPO法人	1,125か所	(4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所	(5.0%)
その他	1,761か所	(6.6%)



(参考) 令和3年

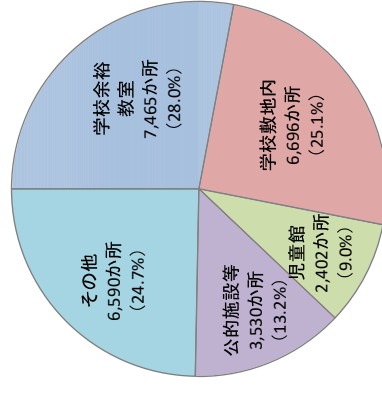
社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会・保護者会	1,417か所	(5.3%)
その他	1,619か所	(6.2%)



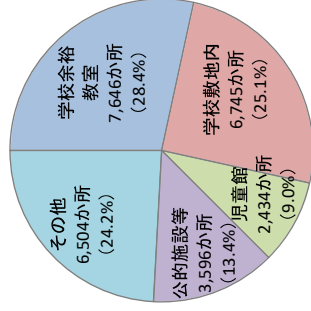
社会福祉法人	3,502か所	(13.1%)
NPO法人	1,867か所	(7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所	(11.2%)
その他	4,762か所	(17.8%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余剰教室が約28%、学校の余剰教室が約28%、学校の余剰教室が約28%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。



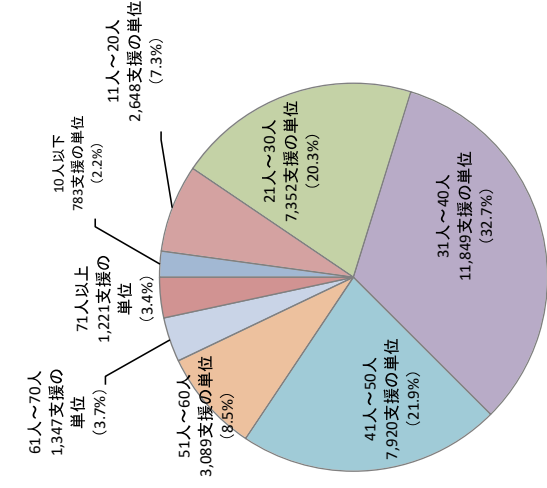
(参考) 令和3年



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

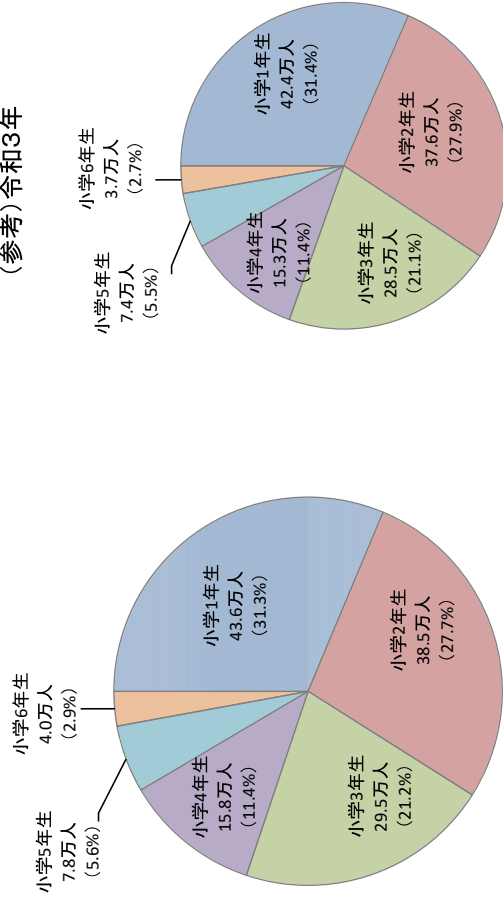
4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別でみると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。



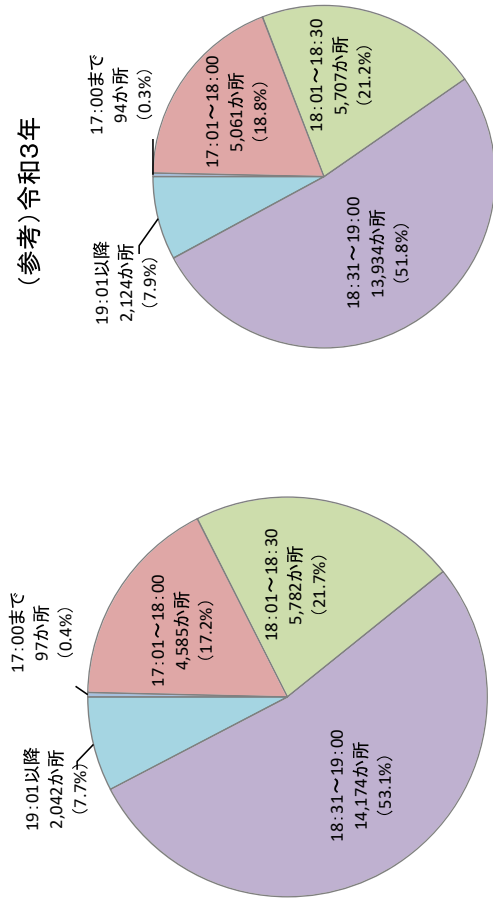
5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年(小学1年生から小学3年生)及び高学年(小学4年生から小学6年生)の割合は、ほぼ横ばいとなっている。



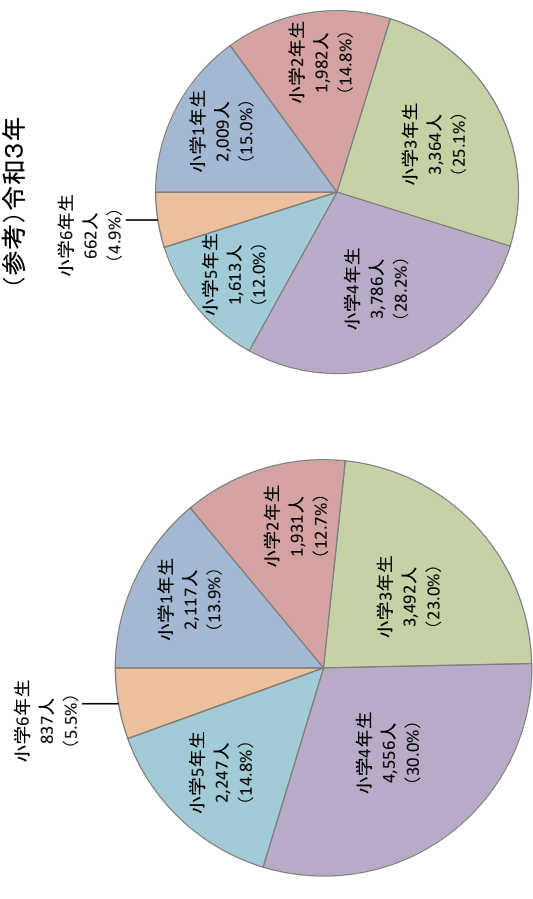
6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めており、増加傾向にある。



2. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況で見ると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で185人増加、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,579人増加した。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和4年	令和3年	増減
クラブ数	26,683か所	26,925か所	▲ 242か所
支援の単位数	36,209支援の単位	35,398支援の単位	811支援の単位
利用定員数	1,327,751人	1,498,667人	29,084人
登録児童数	1,348,275人	1,498,275人	43,883人
実施市町村数(割合) [全市町村]	1,627市町村(93.5%) [1,741市町村]	1,624市町村(93.3%) [1,741市町村]	3市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区]	16,651小学校区(89.0%) [18,713小学校区]	16,643小学校区(88.1%) [18,885小学校区]	8小学校区 [▲ 172小学校区]

注1:市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、市町村割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

なお、令和4年全小学校区数は4年8月24日時点の速報値である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

注4:クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体がその是正を行ったため。(以下、クラブ数の状況について同じ)

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
クラブ数(か所)	26,925	26,625	25,881	25,328	24,573
増減	300	744	553	755	954
支援の単位数(支援の単位)	35,398	34,577	33,090	31,643	30,003
増減	821	1,487	1,447	1,640	1,805
利用定員数(人)	1,498,667	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714
増減	45,088	70,606	62,676	65,583	69,812
登録児童数(人)	1,348,275	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162
増減	37,267	11,701	64,941	63,204	78,977
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

区分	令和4年	令和3年	増減
公立公営	7,359 (27.6%)	7,663 (28.5%)	▲ 304
公立民営	13,114 (49.1%)	13,183 (49.0%)	▲ 69
社会福祉法人	3,502 (13.1%)	3,693 (13.7%)	▲ 191
公益社団法人等	1,324 (5.0%)	1,230 (4.6%)	94
NPO法人	1,867 (7.0%)	1,878 (7.0%)	▲ 11
運営委員会・保護者会	2,983 (11.2%)	3,198 (11.9%)	▲ 215
任意団体	282 (1.1%)	274 (1.0%)	8
株式会社	2,802 (10.5%)	2,539 (9.4%)	263
学校法人	204 (0.8%)	214 (0.8%)	▲ 10
その他	150 (0.6%)	157 (0.6%)	▲ 7
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:公立公営・公立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

実施場所	令和4年	令和3年	増減
小学校	14,161 (53.1%)	14,391 (53.4%)	▲ 230
学校の余格教室	7,646 (28.0%)	7,646 (28.4%)	▲ 181
学校敷地内専用施設	6,696 (25.1%)	6,745 (25.1%)	▲ 49
児童館・児童センター	2,402 (9.0%)	2,434 (9.0%)	▲ 32
公的施設利用	1,490 (5.6%)	1,532 (5.7%)	▲ 42
民家・アパート	1,617 (6.1%)	1,620 (6.0%)	▲ 3
保育所	715 (2.7%)	715 (2.7%)	0
公有地専用施設	2,040 (7.6%)	2,064 (7.7%)	▲ 24
民有地専用施設	1,821 (6.8%)	1,750 (6.5%)	71
幼稚園	283 (1.1%)	298 (1.1%)	▲ 15
団地集会所	90 (0.3%)	101 (0.4%)	▲ 11
空き店舗	1,004 (3.8%)	913 (3.4%)	91
認定こども園	609 (2.3%)	573 (2.1%)	36
その他	451 (1.7%)	534 (2.0%)	▲ 83
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全支援の単位数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

実施規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	783 (2.2%)	797 (2.3%)	▲ 14
11人～20人	2,648 (7.3%)	2,740 (7.7%)	▲ 92
21人～30人	7,352 (20.3%)	7,419 (21.0%)	▲ 67
31人～40人	11,849 (32.7%)	11,304 (31.9%)	545
41人～50人	7,920 (21.9%)	7,656 (21.6%)	264
51人～60人	3,089 (8.5%)	3,047 (8.6%)	42
61人～70人	1,347 (3.7%)	1,319 (3.7%)	28
71人以上	1,221 (3.4%)	1,116 (3.2%)	105
計	36,209 (100.0%)	35,398 (100.0%)	811

注：()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。

209

参考1実施規模別クラブ数の状況

実施規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	618 (2.3%)	645 (2.4%)	▲ 27
11人～20人	1,999 (7.5%)	2,068 (7.7%)	▲ 69
21人～30人	3,790 (14.2%)	3,995 (14.8%)	▲ 205
31人～40人	5,810 (21.8%)	6,039 (22.6%)	▲ 229
41人～50人	4,731 (17.7%)	4,888 (18.2%)	▲ 157
51人～60人	2,720 (10.2%)	2,728 (10.1%)	▲ 8
61人～70人	1,808 (6.8%)	1,805 (6.7%)	3
71人以上	5,207 (19.5%)	4,707 (17.5%)	500
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

利用定員の設定規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	147 (0.4%)	198 (0.6%)	▲ 51
11人～20人	1,577 (4.4%)	1,641 (4.6%)	▲ 64
21人～30人	5,458 (15.1%)	5,240 (14.8%)	218
31人～40人	16,099 (44.5%)	15,420 (43.6%)	679
41人～50人	6,762 (18.7%)	6,572 (18.6%)	190
51人～60人	3,036 (8.4%)	3,083 (8.7%)	▲ 47
61人～70人	1,473 (4.1%)	1,522 (4.3%)	▲ 49
71人以上	1,521 (4.2%)	1,553 (4.4%)	▲ 32
設定していない	136 (0.4%)	169 (0.5%)	▲ 33
計	36,209 (100.0%)	35,398 (100.0%)	811

注：()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

利用定員の設定規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	113 (0.4%)	135 (0.5%)	▲ 22
11人～20人	1,094 (4.1%)	1,148 (4.3%)	▲ 54
21人～30人	2,706 (10.1%)	2,749 (10.2%)	▲ 43
31人～40人	8,681 (32.5%)	8,914 (33.1%)	▲ 233
41人～50人	4,044 (15.2%)	4,115 (15.3%)	▲ 71
51人～60人	2,449 (9.2%)	2,557 (9.5%)	▲ 108
61人～70人	1,729 (6.5%)	1,838 (6.8%)	▲ 109
71人以上	5,757 (21.6%)	5,346 (19.9%)	411
設定していない	110 (0.4%)	123 (0.5%)	▲ 13
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

学年	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	435,938 (31.3%)	423,948 (31.4%)	11,990
小学2年生	384,977 (27.7%)	375,994 (27.9%)	8,983
小学3年生	295,006 (21.2%)	284,621 (21.1%)	10,385
小学4年生	158,215 (11.4%)	153,048 (11.4%)	5,167
小学5年生	77,978 (5.6%)	73,623 (5.5%)	4,355
小学6年生	40,044 (2.9%)	37,041 (2.7%)	3,003
計	1,392,158 (100.0%)	1,348,275 (100.0%)	43,883

注：()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

開所日数	令和4年	令和3年	増減
199日以下	37 (0.1%)	69 (0.3%)	▲ 32
200日～249日	2,796 (10.5%)	2,455 (9.1%)	341
250日～279日	7,324 (27.4%)	6,947 (25.8%)	377
280日～299日	16,209 (60.7%)	17,211 (63.9%)	▲ 1,002
300日以上	317 (1.2%)	243 (0.9%)	74
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

開所時刻	令和4年	令和3年	増減
10:59以前	2,637 (9.9%)	2,566 (9.5%)	71
11:00～11:59	1,125 (4.2%)	1,116 (4.1%)	9
12:00～12:59	4,362 (16.3%)	4,750 (17.6%)	▲ 388
13:00～13:59	10,683 (40.0%)	10,925 (40.6%)	▲ 242
14:00以降	7,873 (29.5%)	7,563 (28.1%)	310
計	26,680 (100.0%)	26,920 (100.0%)	▲ 240

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

終了時刻	令和4年	令和3年	増減
17:00まで	97 (0.4%)	94 (0.3%)	3
17:01～18:00	4,585 (17.2%)	5,061 (18.8%)	▲ 476
18:01～18:30	5,782 (21.7%)	5,707 (21.2%)	75
18:31～19:00	14,174 (53.1%)	13,934 (51.8%)	240
19:01以降	2,042 (7.7%)	2,124 (7.9%)	▲ 82
計	26,680 (100.0%)	26,920 (100.0%)	▲ 240

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

開所時刻	令和4年	令和3年	増減
6:59以前	15 (0.1%)	18 (0.1%)	▲ 3
7:00～7:59	9,441 (35.6%)	9,221 (34.4%)	220
8:00～8:59	16,746 (63.1%)	17,179 (64.1%)	▲ 433
9:00～9:59	287 (1.1%)	312 (1.2%)	▲ 25
10:00以降	59 (0.2%)	67 (0.3%)	▲ 8
計	26,548 (100.0%)	26,797 (100.0%)	▲ 249

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

終了時刻	令和4年	令和3年	増減
17:00まで	259 (1.0%)	344 (1.3%)	▲ 85
17:01～18:00	5,006 (18.9%)	5,218 (19.5%)	▲ 212
18:01～18:30	5,712 (21.5%)	5,679 (21.2%)	33
18:31～19:00	13,667 (51.5%)	13,538 (50.5%)	129
19:01以降	1,904 (7.2%)	2,018 (7.5%)	▲ 114
計	26,548 (100.0%)	26,797 (100.0%)	▲ 249

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

開所状況	令和4年	令和3年	増減
土曜日	23,845 (89.4%)	24,342 (90.4%)	▲ 497
[上記のうち、毎週開所以外]	[6,890]	[6,579]	[311]
日曜日	1,057 (4.0%)	1,107 (4.1%)	▲ 50
夏休み等	26,015 (97.5%)	26,110 (97.0%)	▲ 95

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。注2: []内は毎週開所以外のクラブ数である。

注3: []内は各年の総数に対する割合である。注4: []内は長期休暇等に開所しているクラブ数

13 障害児受入数別クラブ数の状況

受入数	令和4年	令和3年	増減
1人	4,843 (30.6%)	5,035 (32.4%)	▲ 192
2人	3,340 (21.1%)	3,436 (22.1%)	▲ 96
3人	2,394 (15.2%)	2,320 (14.9%)	74
4人	1,633 (10.3%)	1,522 (9.8%)	111
5人以上	3,591 (22.7%)	3,251 (20.9%)	340
計	15,801 (100.0%)	15,564 (100.0%)	237

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は障害児受入のクラブ数である。注4: []内は令和4年:59.2%、令和3年:57.8%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

定員設定の有無	令和4年	令和3年	増減
障害児受入の定員無し	11,976 (75.8%)	11,530 (74.1%)	446
障害児受入の定員有り	3,825 (24.2%)	4,034 (25.9%)	▲ 209
計	15,801 (100.0%)	15,564 (100.0%)	237

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は障害児受入のクラブ数である。注4: []内は令和4年:15.801%、令和3年:15.564%である。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

学年	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	13,428 (25.0%)	12,235 (24.4%)	1,193
小学2年生	13,626 (25.3%)	12,517 (25.0%)	1,109
小学3年生	11,576 (21.5%)	11,050 (22.1%)	526
小学4年生	7,686 (14.3%)	7,187 (14.3%)	499
小学5年生	4,630 (8.6%)	4,457 (8.9%)	173
小学6年生	2,867 (5.3%)	2,647 (5.3%)	220
計	53,813 (100.0%)	50,093 (100.0%)	3,720

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2: []内は各年の総数に対する割合である。注3: []内は登録児童数の状況である。注4: []内は令和4年:3.9%、令和3年:3.7%である。

16 利用できなくなった児童数(待機児童数)の状況

	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	2,117 (13.9%) [39]	2,009 (15.0%) [33]	108
小学2年生	1,931 (12.7%) [25]	1,982 (14.8%) [11]	▲ 51
小学3年生	3,492 (23.0%) [36]	3,364 (25.1%) [16]	128
小学4年生	4,556 (30.0%) [53]	3,786 (28.2%) [33]	770
小学5年生	2,247 (14.8%) [26]	1,613 (12.0%) [26]	634
小学6年生	837 (5.5%) [17]	662 (4.9%) [14]	175
計	15,180 (100.0%) [196]	13,416 (100.0%) [133]	1,764

注：()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児童数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

	令和4年	令和3年	増減
4月1日より受入	26,820 (98.6%)	26,569 (98.7%)	▲ 249

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,825)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

	令和4年	令和3年	増減
専用区画有り	26,181 (98.1%)	26,484 (98.4%)	▲ 303

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,825)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

	令和4年	令和3年	増減
1.65㎡以上	22,058 (82.7%)	22,227 (82.6%)	▲ 169

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,825)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

	令和4年	令和3年	増減
放課後児童支援員	102,677 (56.2%)	99,162 (57.2%)	3,515
常勤職員	51,839 (28.2%)	50,504 (29.1%)	1,035
常勤職員以外	51,138 (28.0%)	48,658 (28.1%)	2,480
補助員	76,372 (41.8%)	74,113 (42.8%)	2,259
常勤職員	9,949 (5.4%)	11,350 (6.6%)	▲ 1,401
常勤職員以外	66,423 (36.4%)	62,763 (36.2%)	3,660
育成支援の周辺業務を行う職員	3,528 (1.9%)	2,308 (1.3%)	1,220
常勤職員	789 (0.4%)	517 (0.3%)	272
常勤職員以外	2,739 (1.5%)	1,791 (1.0%)	948
常勤職員計	62,371 (35.1%)	62,371 (35.5%)	▲ 94
常勤職員以外計	120,300 (65.9%)	113,212 (64.5%)	7,088
計	182,877 (100.0%)	175,583 (100.0%)	6,994

注：()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。
注：「育成支援の周辺業務を行う職員」は、平成27年5月21日雇入れ50521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

	令和4年	令和3年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	96,075 (93.6%)	90,790 (91.6%)	5,285

注：()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和4年:102,677、令和3年:99,162)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

	令和4年	令和3年	増減
1人	41 (0.1%)	23 (0.1%)	▲ 18
2人	4,594 (12.7%)	4,635 (13.1%)	▲ 41
3人	7,860 (20.3%)	7,055 (19.9%)	805
4人	7,246 (20.0%)	7,359 (20.8%)	▲ 113
5人以上	16,968 (46.9%)	16,326 (46.1%)	642
計	36,209 (100.0%)	35,398 (100.0%)	811

注：()内は各年の総数に対する割合である。数値は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

実施規模	令和4年	令和3年	増減
登録児童数10人以下			
配置職員数1名	15 (2.1%)	7 (0.9%)	▲ 8
配置職員数2名	506 (70.1%)	509 (67.9%)	▲ 3
配置職員数3名	126 (17.5%)	170 (22.7%)	▲ 44
配置職員数4名	41 (5.7%)	46 (6.1%)	▲ 5
配置職員数5名以上	34 (4.7%)	18 (2.4%)	▲ 16
小計	722 (100.0%)	750 (100.0%)	▲ 28
登録児童数11人～20人			
配置職員数1名	17 (0.6%)	8 (0.3%)	▲ 9
配置職員数2名	1,415 (54.1%)	1,535 (57.0%)	▲ 120
配置職員数3名	812 (31.0%)	775 (28.8%)	37
配置職員数4名	259 (9.9%)	256 (9.5%)	3
配置職員数5名以上	113 (4.3%)	118 (4.4%)	▲ 5
小計	2,616 (100.0%)	2,692 (100.0%)	▲ 76
登録児童数21人～30人			
配置職員数1名	10 (0.1%)	14 (0.2%)	▲ 4
配置職員数2名	2,804 (38.5%)	2,890 (39.2%)	▲ 86
配置職員数3名	2,801 (38.5%)	2,733 (37.1%)	68
配置職員数4名	1,175 (16.1%)	1,135 (16.1%)	▲ 40
配置職員数5名以上	494 (6.8%)	543 (7.4%)	▲ 49
小計	7,284 (100.0%)	7,365 (100.0%)	▲ 81
登録児童数31人～40人			
配置職員数1名	9 (0.1%)	2 (0.0%)	▲ 7
配置職員数2名	3,491 (29.6%)	3,199 (28.4%)	292
配置職員数3名	4,438 (37.7%)	4,204 (37.4%)	234
配置職員数4名	2,532 (21.5%)	2,513 (22.3%)	19
配置職員数5名以上	1,306 (11.1%)	1,337 (11.9%)	▲ 31
小計	11,776 (100.0%)	11,255 (100.0%)	521
登録児童数41人～50人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	3 (0.0%)	▲ 3
配置職員数2名	1,640 (20.8%)	1,524 (20.0%)	116
配置職員数3名	2,779 (35.2%)	2,576 (33.8%)	203
配置職員数4名	2,117 (26.8%)	2,077 (27.3%)	40
配置職員数5名以上	1,352 (17.1%)	1,439 (18.9%)	▲ 87
小計	7,888 (100.0%)	7,619 (100.0%)	269
登録児童数51人～60人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	433 (14.1%)	409 (13.4%)	24
配置職員数3名	888 (28.8%)	849 (27.9%)	39
配置職員数4名	862 (28.0%)	858 (28.2%)	4
配置職員数5名以上	898 (29.1%)	977 (30.5%)	▲ 79
小計	3,081 (100.0%)	3,043 (100.0%)	38
登録児童数61人～70人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	140 (10.4%)	117 (8.9%)	23
配置職員数3名	331 (24.6%)	256 (19.5%)	75
配置職員数4名	368 (27.3%)	397 (30.2%)	▲ 29
配置職員数5名以上	508 (37.7%)	546 (41.5%)	▲ 38
小計	1,347 (100.0%)	1,316 (100.0%)	31
登録児童数71人以上			
配置職員数1名	1 (0.1%)	0 (0.0%)	▲ 1
配置職員数2名	65 (5.3%)	42 (3.8%)	23
配置職員数3名	178 (14.6%)	145 (13.0%)	33
配置職員数4名	290 (23.8%)	241 (21.6%)	49
配置職員数5名以上	684 (56.2%)	686 (61.6%)	▲ 2
小計	1,218 (100.0%)	1,114 (100.0%)	104
合計	35,932	35,194	738

注：()内は各年、各人数種の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。
注：合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,194)は特定の調査曜日(令和4年:5月15日(金)～15日(日)、令和3年:5月14日(金)～16日(日))の間に開所した至支援の単位数である。

【参考】支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(1) 放課後児童支援員数

実施規模	令和4年	令和3年	増減
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	7 (1.0%)	3 (0.4%)	4
放課後児童支援員数1名	261 (36.1%)	298 (39.7%)	▲ 37
放課後児童支援員数2名	392 (54.3%)	387 (51.6%)	5
放課後児童支援員数3名	43 (6.0%)	51 (6.8%)	▲ 8
放課後児童支援員数4名	14 (1.9%)	7 (0.9%)	7
放課後児童支援員数5名以上	5 (0.7%)	4 (0.5%)	1
小計	722 (100.0%)	750 (100.0%)	▲ 28
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	13 (0.5%)	9 (0.3%)	4
放課後児童支援員数1名	866 (33.1%)	999 (37.1%)	▲ 133
放課後児童支援員数2名	1,280 (48.9%)	1,287 (47.8%)	▲ 7
放課後児童支援員数3名	343 (11.3%)	303 (11.3%)	40
放課後児童支援員数4名	86 (3.3%)	62 (2.3%)	24
放課後児童支援員数5名以上	28 (1.1%)	32 (1.2%)	▲ 4
小計	2,616 (100.0%)	2,692 (100.0%)	▲ 76
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	38 (0.5%)	17 (0.2%)	21
放課後児童支援員数1名	2,018 (27.7%)	2,184 (25.7%)	▲ 166
放課後児童支援員数2名	3,379 (46.4%)	3,466 (41.1%)	▲ 87
放課後児童支援員数3名	1,262 (17.1%)	1,262 (17.1%)	109
放課後児童支援員数4名	371 (5.1%)	354 (4.8%)	17
放課後児童支援員数5名以上	107 (1.5%)	82 (1.1%)	25
小計	7,284 (100.0%)	7,365 (100.0%)	▲ 81
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	41 (0.3%)	23 (0.2%)	18
放課後児童支援員数1名	2,004 (24.7%)	2,905 (25.8%)	▲ 1
放課後児童支援員数2名	5,268 (44.7%)	4,984 (44.3%)	284
放課後児童支援員数3名	2,404 (20.4%)	2,304 (20.5%)	100
放課後児童支援員数4名	862 (7.3%)	786 (7.0%)	76
放課後児童支援員数5名以上	297 (2.5%)	293 (2.2%)	44
小計	11,776 (100.0%)	11,255 (100.0%)	521
登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	32 (0.4%)	6 (0.1%)	26
放課後児童支援員数1名	1,557 (19.7%)	1,487 (19.5%)	70
放課後児童支援員数2名	3,276 (41.5%)	3,278 (43.0%)	▲ 2
放課後児童支援員数3名	1,894 (24.0%)	1,809 (23.7%)	85
放課後児童支援員数4名	827 (10.5%)	766 (9.9%)	71
放課後児童支援員数5名以上	302 (3.8%)	283 (3.7%)	19
小計	7,888 (100.0%)	7,619 (100.0%)	269
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	2 (0.1%)	4 (0.1%)	▲ 2
放課後児童支援員数1名	485 (15.7%)	501 (16.5%)	▲ 16
放課後児童支援員数2名	1,174 (38.1%)	1,144 (37.6%)	30
放課後児童支援員数3名	789 (25.6%)	792 (26.0%)	▲ 3
放課後児童支援員数4名	416 (13.5%)	371 (12.2%)	45
放課後児童支援員数5名以上	215 (7.0%)	231 (7.6%)	▲ 16
小計	3,081 (100.0%)	3,043 (100.0%)	38
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
放課後児童支援員数1名	185 (13.7%)	171 (13.0%)	14
放課後児童支援員数2名	518 (38.5%)	471 (35.8%)	47
放課後児童支援員数3名	333 (24.7%)	318 (24.2%)	15
放課後児童支援員数4名	189 (14.0%)	223 (16.9%)	▲ 34
放課後児童支援員数5名以上	122 (9.1%)	133 (10.1%)	▲ 11
小計	1,347 (100.0%)	1,316 (100.0%)	31
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1
放課後児童支援員数1名	98 (8.0%)	101 (9.1%)	▲ 3
放課後児童支援員数2名	363 (29.8%)	297 (26.6%)	66
放課後児童支援員数3名	293 (24.1%)	263 (23.6%)	30
放課後児童支援員数4名	208 (17.1%)	171 (15.4%)	37
放課後児童支援員数5名以上	255 (20.9%)	282 (25.3%)	▲ 27
小計	1,218 (100.0%)	1,114 (100.0%)	104
合計	35,932	35,154	778

注1: ()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2: 合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)は特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)～15日(日)、令和3年:5月14(金)～16日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

(2) 設備運営基準を満たす放課後児童支援員数

(支援の単位)

実施規模	令和4年	令和3年	増減
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	47 (6.5%)	46 (6.1%)	1
放課後児童支援員数1名	295 (40.9%)	333 (44.4%)	▲ 38
放課後児童支援員数2名	333 (46.1%)	374 (43.2%)	▲ 41
放課後児童支援員数3名	36 (5.0%)	40 (5.3%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名	7 (1.0%)	5 (0.7%)	2
放課後児童支援員数5名以上	4 (0.6%)	2 (0.3%)	2
小計	722 (100.0%)	750 (100.0%)	▲ 28
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	85 (3.2%)	89 (3.3%)	▲ 4
放課後児童支援員数1名	1,001 (38.3%)	1,151 (42.8%)	▲ 150
放課後児童支援員数2名	1,162 (44.4%)	1,148 (42.6%)	14
放課後児童支援員数3名	285 (10.9%)	239 (8.9%)	46
放課後児童支援員数4名	65 (2.5%)	45 (1.7%)	20
放課後児童支援員数5名以上	18 (0.7%)	20 (0.7%)	▲ 2
小計	2,616 (100.0%)	2,692 (100.0%)	▲ 76
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	138 (1.9%)	204 (2.8%)	▲ 66
放課後児童支援員数1名	2,345 (32.2%)	2,590 (35.2%)	▲ 245
放課後児童支援員数2名	3,263 (44.8%)	3,244 (44.0%)	19
放課後児童支援員数3名	1,187 (16.3%)	1,024 (13.9%)	163
放課後児童支援員数4名	265 (3.6%)	249 (3.4%)	16
放課後児童支援員数5名以上	86 (1.2%)	54 (0.7%)	32
小計	7,284 (100.0%)	7,365 (100.0%)	▲ 81
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	163 (1.4%)	215 (1.9%)	▲ 52
放課後児童支援員数1名	3,342 (28.4%)	3,398 (30.1%)	▲ 46
放課後児童支援員数2名	5,299 (45.0%)	4,994 (44.0%)	345
放課後児童支援員数3名	2,102 (17.8%)	1,976 (17.6%)	126
放課後児童支援員数4名	657 (5.6%)	561 (5.0%)	96
放課後児童支援員数5名以上	213 (1.8%)	161 (1.4%)	52
小計	11,776 (100.0%)	11,255 (100.0%)	521
登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	121 (1.5%)	99 (1.3%)	22
放課後児童支援員数1名	1,923 (24.4%)	1,847 (24.2%)	76
放課後児童支援員数2名	3,352 (42.5%)	3,252 (42.7%)	100
放課後児童支援員数3名	1,701 (21.6%)	1,643 (21.6%)	58
放課後児童支援員数4名	594 (7.5%)	588 (7.7%)	6
放課後児童支援員数5名以上	197 (2.5%)	190 (2.5%)	7
小計	7,888 (100.0%)	7,619 (100.0%)	269
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	48 (1.6%)	33 (1.1%)	15
放課後児童支援員数1名	610 (19.8%)	591 (19.4%)	19
放課後児童支援員数2名	1,194 (38.8%)	1,201 (38.5%)	▲ 7
放課後児童支援員数3名	736 (23.9%)	744 (24.4%)	▲ 8
放課後児童支援員数4名	341 (11.1%)	305 (10.0%)	36
放課後児童支援員数5名以上	152 (4.9%)	169 (5.6%)	▲ 17
小計	3,081 (100.0%)	3,043 (100.0%)	38
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	9 (0.7%)	7 (0.5%)	2
放課後児童支援員数1名	224 (16.6%)	224 (17.0%)	0
放課後児童支援員数2名	538 (39.9%)	485 (36.9%)	53
放課後児童支援員数3名	316 (23.5%)	300 (22.8%)	16
放課後児童支援員数4名	167 (12.4%)	204 (15.5%)	▲ 37
放課後児童支援員数5名以上	93 (6.9%)	96 (7.3%)	▲ 3
小計	1,347 (100.0%)	1,316 (100.0%)	31
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	6 (0.5%)	7 (0.6%)	▲ 1
放課後児童支援員数1名	118 (9.7%)	134 (12.0%)	▲ 16
放課後児童支援員数2名	389 (31.9%)	344 (30.9%)	45
放課後児童支援員数3名	310 (25.5%)	260 (23.3%)	50
放課後児童支援員数4名	190 (15.6%)	182 (14.5%)	8
放課後児童支援員数5名以上	205 (16.8%)	207 (18.6%)	▲ 2
小計	1,218 (100.0%)	1,114 (100.0%)	104
合計	35,932	35,154	778

注1: 本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
 注2: ()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3: 合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)は特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)～15日(日)、令和3年:5月14(金)～16日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(3)日曜日 (1)平日	令和4年		令和3年		増減
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	
7:59以前	配置職員数0名 (開所時間外)	13,252 (36.6%)	12,820 (36.2%)	432	
	配置職員数1名	757 (2.1%)	436 (1.2%)	321	
	配置職員数2名	11,993 (33.1%)	12,281 (34.7%)	▲288	
	配置職員数3名	6,077 (16.8%)	5,823 (16.5%)	254	
	配置職員数4名	2,463 (6.8%)	2,414 (6.8%)	49	
	配置職員数5名以上	1,667 (4.6%)	1,624 (4.6%)	43	
14:00～18:30	配置職員数0名 (開所時間外)	313 (0.9%)	289 (0.8%)	24	
	配置職員数1名	64 (0.2%)	41 (0.1%)	23	
	配置職員数2名	11,338 (31.3%)	11,075 (31.3%)	263	
	配置職員数3名	12,155 (34.3%)	12,155 (34.3%)	720	
	配置職員数4名	6,551 (18.9%)	6,870 (19.4%)	▲19	
	配置職員数5名以上	4,768 (13.2%)	4,968 (14.0%)	▲200	
18:31以降	配置職員数0名 (開所時間外)	18,311 (50.6%)	17,752 (50.1%)	559	
	配置職員数1名	698 (1.9%)	661 (1.9%)	37	
	配置職員数2名	12,722 (35.1%)	12,561 (35.5%)	161	
	配置職員数3名	2,952 (8.2%)	2,947 (8.3%)	5	
	配置職員数4名	970 (2.7%)	936 (2.6%)	34	
	配置職員数5名以上	556 (1.5%)	541 (1.5%)	15	

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(3)日曜日 (1)平日	令和4年		令和3年		増減
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	
7:59以前	配置職員数0名 (開所時間外)	30,121 (83.2%)	29,587 (83.6%)	534	
	配置職員数1名	380 (1.0%)	344 (1.0%)	36	
	配置職員数2名	4,807 (13.3%)	4,579 (12.9%)	228	
	配置職員数3名	551 (1.5%)	637 (1.8%)	▲86	
	配置職員数4名	271 (0.7%)	182 (0.5%)	89	
	配置職員数5名以上	79 (0.2%)	69 (0.2%)	10	
8:00～18:30	配置職員数0名 (開所時間外)	15,360 (42.4%)	13,596 (38.4%)	1,764	
	配置職員数1名	512 (1.4%)	572 (1.6%)	▲60	
	配置職員数2名	12,489 (34.5%)	12,788 (36.1%)	▲299	
	配置職員数3名	4,049 (11.2%)	4,452 (12.6%)	▲403	
	配置職員数4名	2,515 (6.9%)	2,647 (7.5%)	▲132	
	配置職員数5名以上	1,284 (3.5%)	1,343 (3.8%)	▲59	
18:31以降	配置職員数0名 (開所時間外)	28,950 (80.0%)	28,158 (79.5%)	792	
	配置職員数1名	322 (0.9%)	344 (1.0%)	▲22	
	配置職員数2名	6,036 (16.7%)	6,202 (17.5%)	▲166	
	配置職員数3名	607 (1.7%)	480 (1.4%)	127	
	配置職員数4名	141 (0.4%)	116 (0.3%)	25	
	配置職員数5名以上	153 (0.4%)	98 (0.3%)	55	

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(3)日曜日 (1)平日	令和4年		令和3年		増減
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	
7:59以前	配置職員数0名 (開所時間外)	36,112 (99.7%)	35,357 (99.9%)	755	
	配置職員数1名	3 (0.0%)	2 (0.0%)	1	
	配置職員数2名	68 (0.2%)	30 (0.1%)	38	
	配置職員数3名	10 (0.0%)	3 (0.0%)	7	
	配置職員数4名	11 (0.0%)	5 (0.0%)	6	
	配置職員数5名以上	5 (0.0%)	1 (0.0%)	4	
8:00～18:30	配置職員数0名 (開所時間外)	36,078 (99.6%)	35,299 (99.7%)	779	
	配置職員数1名	3 (0.0%)	2 (0.0%)	1	
	配置職員数2名	83 (0.2%)	70 (0.2%)	13	
	配置職員数3名	14 (0.0%)	12 (0.0%)	2	
	配置職員数4名	20 (0.1%)	11 (0.0%)	9	
	配置職員数5名以上	11 (0.0%)	4 (0.0%)	7	
18:31以降	配置職員数0名 (開所時間外)	36,126 (99.8%)	35,365 (99.9%)	761	
	配置職員数1名	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1	
	配置職員数2名	68 (0.2%)	27 (0.1%)	41	
	配置職員数3名	5 (0.0%)	3 (0.0%)	2	
	配置職員数4名	5 (0.0%)	2 (0.0%)	3	
	配置職員数5名以上	3 (0.0%)	0 (0.0%)	3	

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月16日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

(1)放課後児童支援員数

(3)日曜日 (1)平日	令和4年		令和3年		増減
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	
13:59以前	開所時間外	13,252 (36.6%)	12,820 (36.2%)	432	
	放課後児童支援員数0名	116 (0.3%)	57 (0.2%)	59	
	放課後児童支援員数1名	7,450 (20.6%)	7,758 (21.9%)	▲308	
	放課後児童支援員数2名	10,677 (29.5%)	10,289 (28.1%)	388	
	放課後児童支援員数3名	3,237 (8.9%)	3,122 (8.8%)	115	
	放課後児童支援員数4名	974 (2.7%)	865 (2.4%)	109	
	放課後児童支援員数5名以上	503 (1.4%)	487 (1.4%)	16	
14:00～18:30	開所時間外	313 (0.9%)	289 (0.8%)	24	
	放課後児童支援員数0名	158 (0.4%)	72 (0.2%)	86	
	放課後児童支援員数1名	9,628 (26.6%)	9,983 (28.2%)	▲355	
	放課後児童支援員数2名	15,626 (42.9%)	15,085 (42.6%)	441	
	放課後児童支援員数3名	6,910 (19.1%)	6,530 (18.4%)	380	
	放課後児童支援員数4名	2,536 (7.0%)	2,311 (6.5%)	225	
	放課後児童支援員数5名以上	1,138 (3.1%)	1,128 (3.2%)	10	
18:31以降	開所時間外	18,311 (50.6%)	17,752 (50.1%)	559	
	放課後児童支援員数0名	163 (0.5%)	84 (0.2%)	79	
	放課後児童支援員数1名	7,097 (19.6%)	7,800 (22.0%)	▲703	
	放課後児童支援員数2名	8,666 (23.9%)	7,930 (22.4%)	736	
	放課後児童支援員数3名	1,453 (4.0%)	1,352 (3.8%)	101	
	放課後児童支援員数4名	342 (0.9%)	302 (0.9%)	40	
	放課後児童支援員数5名以上	177 (0.5%)	178 (0.5%)	▲1	

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

(1)平日

		令和4年	令和3年	増減
13:59以前				
開所時間外		13,252 (36.6%)	12,820 (36.2%)	432
放課後児童支援員数0名		496 (1.4%)	587 (1.7%)	▲ 91
放課後児童支援員数1名		8,260 (22.8%)	8,629 (24.2%)	▲ 369
放課後児童支援員数2名		10,161 (28.1%)	9,634 (27.2%)	527
放課後児童支援員数3名		2,833 (7.8%)	2,646 (7.5%)	187
放課後児童支援員数4名		787 (2.2%)	701 (2.0%)	86
放課後児童支援員数5名以上		420 (1.2%)	381 (1.1%)	39
14:00～18:30				
開所時間外		313 (0.9%)	289 (0.8%)	24
放課後児童支援員数0名		744 (2.1%)	821 (2.3%)	▲ 77
放課後児童支援員数1名		11,206 (30.9%)	11,664 (33.0%)	▲ 458
放課後児童支援員数2名		15,205 (42.0%)	14,508 (41.0%)	697
放課後児童支援員数3名		6,030 (16.7%)	5,590 (15.8%)	440
放課後児童支援員数4名		1,910 (5.3%)	1,753 (5.0%)	157
放課後児童支援員数5名以上		801 (2.2%)	773 (2.2%)	28
18:31以降				
開所時間外		18,311 (50.6%)	17,752 (50.1%)	559
放課後児童支援員数0名		507 (1.4%)	646 (1.8%)	▲ 139
放課後児童支援員数1名		7,645 (21.1%)	8,464 (23.9%)	▲ 819
放課後児童支援員数2名		8,147 (22.5%)	7,123 (20.1%)	1,024
放課後児童支援員数3名		1,265 (3.5%)	1,121 (3.2%)	144
放課後児童支援員数4名		248 (0.7%)	215 (0.6%)	33
放課後児童支援員数5名以上		86 (0.2%)	77 (0.2%)	9

注1:本項目における放課後児童支援員とは、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
 注2:()内は全支援員の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

		令和4年	令和3年	増減
7:59以前				
開所時間外		30,121 (83.2%)	29,587 (83.6%)	534
放課後児童支援員数0名		229 (0.6%)	293 (0.8%)	▲ 64
放課後児童支援員数1名		3,174 (8.8%)	3,081 (8.7%)	93
放課後児童支援員数2名		2,366 (6.5%)	2,163 (6.1%)	203
放課後児童支援員数3名		228 (0.6%)	223 (0.6%)	5
放課後児童支援員数4名		75 (0.2%)	42 (0.1%)	33
放課後児童支援員数5名以上		16 (0.0%)	9 (0.0%)	7
8:00～18:30				
開所時間外		15,359 (42.4%)	13,596 (38.4%)	1,763
放課後児童支援員数0名		714 (2.0%)	825 (2.3%)	▲ 111
放課後児童支援員数1名		8,873 (24.5%)	9,808 (27.7%)	▲ 935
放課後児童支援員数2名		8,455 (23.4%)	8,434 (23.8%)	21
放課後児童支援員数3名		1,944 (5.4%)	1,880 (5.3%)	64
放課後児童支援員数4名		597 (1.6%)	628 (1.8%)	▲ 31
放課後児童支援員数5名以上		267 (0.7%)	227 (0.6%)	40
18:31以降				
開所時間外		28,950 (80.0%)	28,158 (79.5%)	792
放課後児童支援員数0名		230 (0.6%)	200 (0.6%)	30
放課後児童支援員数1名		4,323 (11.9%)	4,918 (13.9%)	▲ 595
放課後児童支援員数2名		2,416 (6.7%)	1,926 (5.4%)	490
放課後児童支援員数3名		236 (0.7%)	161 (0.5%)	75
放課後児童支援員数4名		36 (0.1%)	22 (0.1%)	14
放課後児童支援員数5名以上		18 (0.0%)	13 (0.0%)	5

注1:本項目における放課後児童支援員とは、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
 注2:()内は全支援員の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

		令和4年	令和3年	増減
7:59以前				
開所時間外		30,121 (83.2%)	29,587 (83.6%)	534
放課後児童支援員数0名		66 (0.2%)	75 (0.2%)	▲ 9
放課後児童支援員数1名		2,943 (8.1%)	2,910 (8.2%)	33
放課後児童支援員数2名		2,112 (7.5%)	2,481 (7.0%)	231
放課後児童支援員数3名		266 (0.7%)	270 (0.8%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名		80 (0.2%)	58 (0.2%)	22
放課後児童支援員数5名以上		21 (0.1%)	17 (0.0%)	4
8:00～18:30				
開所時間外		15,360 (42.4%)	13,596 (38.4%)	1,764
放課後児童支援員数0名		131 (0.4%)	229 (0.6%)	▲ 98
放課後児童支援員数1名		8,183 (22.6%)	8,527 (24.1%)	▲ 344
放課後児童支援員数2名		9,143 (25.3%)	9,188 (26.4%)	▲ 45
放課後児童支援員数3名		2,250 (6.2%)	2,189 (6.2%)	61
放課後児童支援員数4名		774 (2.1%)	795 (2.2%)	▲ 21
放課後児童支援員数5名以上		368 (1.0%)	374 (1.1%)	▲ 6
18:31以降				
開所時間外		28,950 (80.0%)	28,158 (79.5%)	792
放課後児童支援員数0名		43 (0.1%)	72 (0.2%)	▲ 29
放課後児童支援員数1名		4,260 (11.8%)	4,306 (12.2%)	▲ 46
放課後児童支援員数2名		2,593 (7.2%)	2,586 (7.3%)	▲ 3
放課後児童支援員数3名		261 (0.7%)	177 (0.5%)	84
放課後児童支援員数4名		44 (0.1%)	36 (0.1%)	8
放課後児童支援員数5名以上		58 (0.2%)	53 (0.1%)	5

注1:()内は全支援員の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

(支援の単位)

		令和4年	令和3年	増減
7:59以前				
開所時間外		36,112 (99.7%)	35,357 (99.9%)	755
放課後児童支援員数0名		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
放課後児童支援員数1名		46 (0.1%)	17 (0.0%)	29
放課後児童支援員数2名		44 (0.1%)	19 (0.1%)	25
放課後児童支援員数3名		5 (0.0%)	3 (0.0%)	2
放課後児童支援員数4名		2 (0.0%)	2 (0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
8:00～18:30				
開所時間外		36,078 (99.6%)	35,299 (99.7%)	779
放課後児童支援員数0名		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
放課後児童支援員数1名		56 (0.2%)	45 (0.1%)	11
放課後児童支援員数2名		61 (0.2%)	42 (0.1%)	19
放課後児童支援員数3名		8 (0.0%)	7 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名		6 (0.0%)	5 (0.0%)	1
放課後児童支援員数5名以上		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
18:31以降				
開所時間外		36,126 (99.8%)	35,365 (99.9%)	761
放課後児童支援員数0名		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
放課後児童支援員数1名		47 (0.1%)	18 (0.1%)	29
放課後児童支援員数2名		34 (0.1%)	12 (0.0%)	22
放課後児童支援員数3名		1 (0.0%)	1 (0.0%)	0
放課後児童支援員数4名		1 (0.0%)	2 (0.0%)	▲ 1
放課後児童支援員数5名以上		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注1:()内は全支援員の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和4年:5月15日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

③日曜日 (支援の単位)

	令和4年	令和3年	増減
7:59以前			
開所時間外	36,112 (99.7%)	35,357 (99.9%)	755
放課後児童支援員数0名	4 (0.0%)	3 (0.0%)	1
放課後児童支援員数1名	43 (0.1%)	21 (0.1%)	22
放課後児童支援員数2名	43 (0.1%)	12 (0.0%)	31
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	3 (0.0%)	2
放課後児童支援員数4名	0 (0.0%)	2 (0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
8:00～18:30			
開所時間外	36,078 (99.6%)	35,299 (99.7%)	779
放課後児童支援員数0名	6 (0.0%)	9 (0.0%)	▲3
放課後児童支援員数1名	52 (0.1%)	53 (0.1%)	▲1
放課後児童支援員数2名	59 (0.2%)	29 (0.1%)	30
放課後児童支援員数3名	8 (0.0%)	5 (0.0%)	3
放課後児童支援員数4名	6 (0.0%)	3 (0.0%)	3
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
18:31以降			
開所時間外	36,126 (99.8%)	35,365 (99.9%)	761
放課後児童支援員数0名	2 (0.0%)	3 (0.0%)	▲1
放課後児童支援員数1名	45 (0.1%)	17 (0.0%)	28
放課後児童支援員数2名	34 (0.1%)	10 (0.0%)	24
放課後児童支援員数3名	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	1 (0.0%)	2 (0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注1:本項目における放課後児童支援員は、厚生労働省令で定める放課後児童支援員数を指す。
 注2:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3:特定の調査基準日(令和4年:5月15日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況 (か所)

放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	令和4年	令和3年	増減
	282 (12.3%)	272 (11.4%)	10

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和4年:2,301、令和3年:2,324)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の関連業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況 (人)

	令和4年	令和3年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	24,519 (23.9%)	24,304 (24.5%)	215
設備運営基準第10条第3項二号	849 (0.8%)	742 (0.7%)	107
設備運営基準第10条第3項三号	34,836 (33.9%)	32,979 (33.3%)	1,857
設備運営基準第10条第3項四号	24,052 (23.4%)	24,455 (24.7%)	▲403
設備運営基準第10条第3項五号	1,811 (1.8%)	1,817 (1.8%)	▲6
設備運営基準第10条第3項六号	166 (0.2%)	204 (0.2%)	▲38
設備運営基準第10条第3項七号	201 (0.2%)	82 (0.1%)	119
設備運営基準第10条第3項八号	71 (0.1%)	60 (0.1%)	11
設備運営基準第10条第3項九号	12,339 (12.0%)	11,509 (11.6%)	830
設備運営基準第10条第3項十号	3,753 (3.7%)	2,961 (3.0%)	792
その他	80 (0.1%)	49 (0.0%)	31
計	102,677 (100.0%)	99,162 (100.0%)	3,515

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

- 一 保育人(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所)においては、保育人又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域(固定保育人)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校教育法(昭和二十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。))であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 四 教職免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学令(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。))において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは教育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))
- 六 学校教育法の規定による大学令において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは教育学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学(修められた者)を認められた者
- 七 学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは教育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは教育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市区町村長が適当と認めたもの

注3:「その他」は、市区町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況 (支援の単位)

	令和4年	令和3年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	35,798 (99.6%)	35,092 (99.8%)	706
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	35,315 (98.3%)	34,454 (98.0%)	861

注1:()内は特定の調査基準日(令和4年:5月13～15日、令和3年:5月14日～16日)の間に開所した全支援の単位数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

実施状況	令和4年	令和3年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,879 (52.0%)	13,994 (52.0%)	▲ 115
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,498 (35.6%)	9,491 (35.2%)	7
うち同一小学校区内で実施	5,869 (41.4%)	5,885 (40.9%)	▲ 16
学校の余裕教室	3,235 (22.9%)	3,255 (22.5%)	▲ 7
学校敷地内専用施設	2,621 (18.5%)	2,630 (18.3%)	▲ 9

注1: 放課後子供教室とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業。
注2: 「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」のうち放課後子供教室の活動プログラムに参加している「」における、「」内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。
注3: 「うち同一小学校区内で実施」における、「」内は、学校内で実施するクラブ数(令和4年:14,161、令和3年:14,391)に対する割合である。

29 基準事例に基づく運営内容の点検・確認の状況

	令和4年	令和3年	増減
点検・確認有り	1,547 (95.1%)	1,533 (94.4%)	14

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

30 市町村における対象児童の範囲

	令和4年	令和3年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	48 (3.0%)	48 (3.0%)	0
小学校4年生まで	31 (1.9%)	39 (2.4%)	▲ 8
小学校5年生まで	3 (0.2%)	1 (0.1%)	2
小学校6年生まで	1,545 (95.0%)	1,536 (94.6%)	9
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注1: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。
注2: 「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

216

21 対象としていない児童への対応

	令和4年	令和3年	増減
放課後子供教室により対応している	26 (31.7%)	26 (29.5%)	0
自治体独自の放課後児童対策により対応している	1 (1.2%)	2 (2.3%)	▲ 1
児童館により対応している	15 (18.3%)	15 (17.0%)	0
その他	18 (22.0%)	18 (20.5%)	0
特に対応していない	22 (26.8%)	27 (30.7%)	▲ 5
計	82 (100.0%)	88 (100.0%)	▲ 6

注: 「」内は対象児童の範囲が小学校6年生まで以外に回答した市町村数(令和4年:82、令和3年:88)に対する割合である。

32 放課後児童クラブの情報提供の状況

	令和4年	令和3年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,528 (93.9%)	1,521 (93.7%)	7

注1: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。
注2: 情報提供とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

33 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

	令和4年	令和3年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	901 (55.4%)	891 (54.9%)	10

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

34 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

	令和4年	令和3年	増減
利用申込み	15 (0.9%)	16 (1.0%)	▲ 1
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	292 (17.9%)	289 (17.8%)	3
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,320 (81.1%)	1,319 (81.2%)	1
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

	令和4年	令和3年	増減
利用決定	17 (1.0%)	18 (1.1%)	▲ 1
市町村のみで利用決定を行っている	282 (17.3%)	286 (17.6%)	▲ 4
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,328 (81.6%)	1,320 (81.3%)	8
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

35 利用に係る優先的な取扱いの状況

	令和4年	令和3年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	816 (50.2%)	816 (50.2%)	0

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

利用に係る優先的な取扱いの対象(複数回答)	令和4年	令和3年	増減
ひとり親家庭	650 (40.0%)	650 (40.0%)	0
生活保護世帯	350 (21.5%)	350 (21.6%)	0
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	155 (9.5%)	161 (9.9%)	▲ 6
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	437 (26.9%)	435 (26.8%)	2
児童が障害を有する場合	381 (23.4%)	378 (23.3%)	3
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	649 (39.9%)	653 (40.2%)	▲ 4
保護者が育児休業を終了した場合	122 (7.5%)	129 (7.9%)	▲ 7
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	243 (14.9%)	253 (15.6%)	▲ 10
その他市町村が定める事由	219 (13.5%)	223 (13.7%)	▲ 4

注: 「」内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合、「」内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和4年:816、令和3年:816)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

	令和4年	令和3年	増減
利用料の徴収を行っている	25,810 (96.7%)	25,985 (96.5%)	▲ 175
利用料の減免を行っている	22,409 [86.8%]	22,426 [86.3%]	▲ 17

注1: ()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。
 注2: []内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和4年:25,810、令和3年:25,985)に対する割合である。
 注3: おやつ代等の実費徴収のみ行っているクラブを含む。

37 放課後児童クラブにおける月額利用料

利用料の月額	令和4年	令和3年	増減
2,000円未満	372 (1.4%)	387 (1.5%)	▲ 15
2,000～4,000円未満	4,247 (16.5%)	4,447 (17.1%)	▲ 200
4,000～6,000円未満	7,093 (27.4%)	7,129 (27.4%)	▲ 36
6,000～8,000円未満	5,398 (20.9%)	5,504 (21.2%)	▲ 106
8,000～10,000円未満	3,958 (15.3%)	3,978 (15.3%)	▲ 20
10,000～12,000円未満	2,077 (8.0%)	1,970 (7.6%)	107
12,000～14,000円未満	780 (3.0%)	773 (3.0%)	7
14,000～16,000円未満	478 (1.9%)	440 (1.7%)	38
16,000～18,000円未満	225 (0.9%)	315 (1.2%)	▲ 90
18,000～20,000円未満	167 (0.6%)	91 (0.4%)	76
20,000円以上	281 (1.1%)	270 (1.0%)	11
おやつ代等のみ徴収	734 (2.8%)	681 (2.6%)	53
計	25,810 (100.0%)	25,985 (100.0%)	▲ 175

注: ()内は全クラブ数(令和4年:25,810、令和3年:25,985)に対する割合である。

平均月額実費徴収金	令和4年	令和3年	増減
実費徴収なし	9,629 (36.1%)	9,792 (36.4%)	▲ 163
500円未満	421 (1.6%)	478 (1.8%)	▲ 57
500～1,000円未満	1,363 (5.1%)	1,434 (5.3%)	▲ 71
1,000～1,500円未満	3,384 (12.7%)	3,175 (11.8%)	209
1,500～2,000円未満	4,578 (17.2%)	4,456 (16.7%)	82
2,000～2,500円未満	5,202 (19.5%)	5,399 (20.1%)	▲ 197
2,500～3,000円未満	1,103 (4.1%)	1,105 (4.1%)	▲ 2
3,000～3,500円未満	570 (2.1%)	538 (2.0%)	32
3,500円以上	433 (1.6%)	508 (1.9%)	▲ 75
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注: ()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

利用料減免の対象 (複数回答)	令和4年	令和3年	増減
生活保護受給世帯	16,880 (63.3%)	16,973 (63.0%)	▲ 93
市町村民税非課税世帯	10,584 (39.7%)	10,369 (38.5%)	215
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,087 (11.6%)	2,920 (10.8%)	167
就学援助受給世帯	6,912 (25.9%)	6,511 (24.2%)	401
ひとり親世帯	7,394 (27.7%)	7,141 (26.5%)	253
兄弟姉妹利用世帯	14,173 (53.1%)	14,281 (53.0%)	▲ 108
その他市町村が定める場合	9,582 (35.9%)	9,726 (36.1%)	▲ 144
その他クラブが定める場合	1,011 (3.8%)	1,207 (4.5%)	▲ 196

注: ()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。
 []内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和4年:22,409、令和3年:22,426)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

利用料減免の方法 (複数回答)	令和4年	令和3年	増減
生活保護受給世帯	17,309 (64.9%)	17,404 (64.6%)	▲ 95
利用料の免除	14,084 (52.8%)	14,315 (53.2%)	▲ 231
利用料の半額のみ徴収	912 (3.4%)	838 (3.1%)	74
所得に応じて複数段階で減額	46 (0.2%)	37 (0.1%)	9
その他	2,267 (8.5%)	2,214 (8.2%)	53
市民税非課税世帯	11,147 (41.8%)	10,789 (40.1%)	358
利用料の免除	5,830 (21.8%)	5,974 (22.2%)	▲ 144
利用料の半額のみ徴収	2,237 (8.4%)	2,196 (8.2%)	41
所得に応じて複数段階で減額	548 (2.1%)	275 (1.0%)	273
その他	2,532 (9.5%)	2,344 (8.7%)	188
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,257 (12.2%)	2,948 (10.9%)	309
利用料の免除	958 (3.6%)	713 (2.6%)	245
利用料の半額のみ徴収	879 (3.3%)	827 (3.0%)	52
所得に応じて複数段階で減額	649 (2.4%)	621 (2.3%)	28
その他	771 (2.9%)	732 (2.7%)	39
就学援助受給世帯	7,284 (27.3%)	6,883 (25.6%)	401
利用料の免除	2,741 (10.3%)	2,940 (10.9%)	▲ 199
利用料の半額のみ徴収	2,384 (8.9%)	2,055 (7.6%)	329
所得に応じて複数段階で減額	34 (0.1%)	32 (0.1%)	2
その他	2,125 (8.0%)	1,856 (6.9%)	269
ひとり親世帯	7,516 (28.2%)	7,270 (27.0%)	246
利用料の免除	365 (1.4%)	400 (1.5%)	▲ 35
利用料の半額のみ徴収	2,021 (7.6%)	1,961 (7.3%)	60
所得に応じて複数段階で減額	393 (1.5%)	186 (0.7%)	207
その他	4,737 (17.8%)	4,723 (17.5%)	14
兄弟姉妹利用世帯	14,868 (55.7%)	15,014 (55.8%)	▲ 146
利用料の免除	571 (2.1%)	588 (2.2%)	▲ 17
利用料の半額のみ徴収	5,811 (21.8%)	5,777 (21.5%)	34
所得に応じて複数段階で減額	34 (0.1%)	35 (0.1%)	▲ 1
その他	8,452 (31.7%)	8,614 (32.0%)	▲ 162
その他市町村が定める場合	10,416 (39.0%)	10,647 (39.5%)	▲ 231
利用料の免除	3,900 (14.6%)	3,796 (14.1%)	104
利用料の半額のみ徴収	2,061 (7.8%)	2,064 (7.6%)	▲ 3
所得に応じて複数段階で減額	504 (1.9%)	698 (2.6%)	▲ 194
その他	3,931 (14.7%)	3,989 (14.8%)	▲ 58
その他クラブが定める場合	1,030 (3.9%)	1,423 (5.3%)	▲ 393
利用料の免除	59 (0.2%)	46 (0.2%)	13
利用料の半額のみ徴収	159 (0.6%)	133 (0.5%)	26
所得に応じて複数段階で減額	5 (0.0%)	203 (0.8%)	▲ 198
その他	807 (3.0%)	1,041 (3.9%)	▲ 234

注: ()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。
 []内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和4年:22,409、令和3年:22,426)に対する割合である。

39 指定管理者制度による実施の有無

	令和4年	令和3年	増減
実施している	3,556 (27.9%)	3,793 (28.8%)	▲ 137
実施していない	9,459 (72.1%)	9,390 (71.2%)	▲ 69
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:13,114、令和3年:13,183)に対する割合である。

40 おやつ提供の状況

	令和4年	令和3年	増減
おやつ提供有り	23,794 (89.2%)	24,326 (90.3%)	▲ 532
おやつ提供無し	2,889 (10.8%)	2,599 (9.7%)	▲ 290
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

41 保護者との連携の状況

	令和4年	令和3年	増減
13:00以前	4 (0.0%)	0 (0.0%)	▲ 4
13:01～14:00	40 (0.2%)	43 (0.2%)	▲ 3
14:01～15:00	1,857 (7.0%)	1,771 (6.6%)	▲ 86
15:01～16:00	18,003 (67.5%)	17,981 (66.8%)	▲ 22
16:01～17:00	3,442 (12.9%)	4,090 (15.2%)	▲ 648
17:01以降	448 (1.7%)	441 (1.6%)	▲ 7
計	23,794 (89.2%)	24,326 (90.3%)	▲ 532

注：()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和4年:23,794、令和3年:24,326)に対する割合である。

42 保護者との連携の状況

	令和4年	令和3年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,587 (99.6%)	26,830 (99.6%)	▲ 243
保護者からの相談への対応	26,457 (99.2%)	26,883 (99.8%)	▲ 426
保護者との連絡	26,626 (99.8%)	26,887 (99.9%)	▲ 261

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

43 育成支援の記録の状況

	令和4年	令和3年	増減
育成支援の内容を記録している	23,325 (87.4%)	23,718 (88.1%)	▲ 393

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

44 運営規程の状況

	令和4年	令和3年	増減
運営規程を定めている	25,880 (97.0%)	26,004 (96.6%)	▲ 124
運営規程を定めていない	803 (3.0%)	921 (3.4%)	▲ 118
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

	令和4年	令和3年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	2	▲ 2

注1:令和4年は令和3年4月1日～令和4年3月31日、令和3年は平成31年4月1日～令和3年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

44 運営規程の状況

	令和4年	令和3年	増減
運営規程を定めている	25,880 (97.0%)	26,004 (96.6%)	▲ 124
運営規程を定めていない	803 (3.0%)	921 (3.4%)	▲ 118
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

	令和4年	令和3年	増減
運営規程に定めている事項	25,814 (96.7%)	25,938 (96.3%)	▲ 124
事業の目的及び運営の方針	25,349 (95.0%)	25,381 (94.3%)	▲ 32
職員の職種、員数及び職務の内容	25,739 (96.5%)	25,915 (96.2%)	▲ 176
開所している日及び時間	25,489 (95.5%)	25,592 (95.0%)	▲ 103
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者への保護者が支払うべき額	24,613 (92.2%)	24,564 (91.2%)	▲ 49
利用定員	25,049 (93.9%)	25,139 (93.4%)	▲ 90
通常の事業の実施地域	25,296 (94.8%)	25,388 (94.3%)	▲ 92
事業の利用に当たっての留意事項	25,116 (94.1%)	25,130 (93.3%)	▲ 14
緊急時等における対応方法	24,878 (93.2%)	24,919 (92.5%)	▲ 41
非常災害対策	23,532 (88.2%)	23,393 (86.9%)	▲ 139
虐待の防止のための措置に関する事項	10,807 (40.5%)	10,875 (40.4%)	▲ 68
その他事業の運営に関する重要事項			

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合、

[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和4年:26,880、令和3年:26,004)に対する割合である。

45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

	令和4年	令和3年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	2	▲ 2

注1:令和4年は令和3年4月1日～令和4年3月31日、令和3年は平成31年4月1日～令和3年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

	令和4年	令和3年	増減
帳簿を整備している	26,294 (98.5%)	26,504 (98.4%)	▲ 210

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

	令和4年	令和3年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	26,000 (97.4%)	26,221 (97.4%)	▲ 221
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	21,537 (80.7%)	22,045 (81.9%)	▲ 508

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

48 学校との連携状況

	令和4年	令和3年	増減
学校との情報交換を行っている	26,381 (98.9%)	26,684 (99.1%)	▲ 303
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っている	21,266 (79.7%)	21,493 (79.8%)	▲ 227

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

	令和4年	令和3年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,435 (61.6%)	16,796 (62.4%)	▲ 361

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

	令和4年	令和3年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,864 (74.4%)	20,316 (75.5%)	▲ 452
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,365 (61.3%)	16,268 (60.4%)	97
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,256 (72.2%)	19,203 (71.3%)	53

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

	令和4年	令和3年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている	26,217 (98.3%)	26,413 (98.1%)	▲ 196
安全性についての点検を行っている	26,413 (99.0%)	26,604 (98.8%)	▲ 191
マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	24,962 (93.6%)	25,097 (93.2%)	▲ 135
損害賠償保険に加入している	25,555 (95.8%)	25,500 (94.7%)	55
傷害保険に加入している	26,336 (98.7%)	26,508 (98.5%)	▲ 172
計画・マニュアル作成を行っている	24,954 (93.5%)	24,973 (92.8%)	▲ 19
定期的な避難訓練を行っている	25,036 (93.8%)	25,174 (93.5%)	▲ 138
緊急時の連絡体制を整備している	26,013 (97.5%)	26,218 (97.4%)	▲ 205
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,929 (89.7%)	23,936 (89.9%)	▲ 7

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

	令和4年	令和3年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	26,177 (98.1%)	26,159 (97.2%)	18

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

	令和4年	令和3年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	25,109 (94.1%)	25,133 (93.3%)	▲ 24
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	24,377 (91.4%)	24,446 (90.8%)	▲ 69

注：()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

	令和4年		令和3年		増減
資質向上のための研修を実施している	25,923 (97.2%)	26,072 (96.8%)	▲ 149		
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,425 (80.3%)	21,345 (79.3%)	80		
障害児受入のための研修を実施している	23,131 (86.7%)	22,955 (85.3%)	176		

注1: ()内は全クラブ数、令和4年:26,683、令和3年:26,925に対する割合である。

	令和4年		令和3年		増減
職員1人あたりの研修受講回数	令和4年		令和3年		増減
1回未満	2,857 (10.7%)	3,452 (12.8%)	▲ 595		
1回以上5回未満	15,188 (56.9%)	15,619 (58.0%)	▲ 431		
5回以上10回未満	4,898 (18.4%)	4,640 (17.2%)	258		
10回以上	3,740 (14.0%)	3,214 (11.9%)	526		
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242		

注1: ()内は全クラブ数、令和4年:26,683、令和3年:26,925に対する割合である。

注2: 研修は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

	令和4年		令和3年		増減
職員1人あたりの研修受講日数	令和4年		令和3年		増減
1日未満	2,863 (10.7%)	3,441 (12.8%)	▲ 578		
1日以上5日未満	14,675 (55.0%)	15,412 (57.2%)	▲ 737		
5日以上10日未満	5,159 (19.3%)	4,575 (16.8%)	634		
10日以上	3,986 (14.9%)	3,547 (13.2%)	439		
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242		

注1: ()内は全クラブ数、令和4年:26,683、令和3年:26,925に対する割合である。

注2: 研修は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

	令和4年		令和3年		増減
自己評価の実施有り	14,917 (55.9%)	15,047 (55.9%)	▲ 130		
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,981 (52.4%)	13,827 (51.4%)	154		

注1: ()内は全クラブ数、令和4年:26,683、令和3年:26,925に対する割合である。

56 運営内容の第三者評価の実施状況

	令和4年		令和3年		増減
第三者評価の実施有り	4,879 (18.3%)	5,520 (20.5%)	▲ 641		
第三者評価の結果を公表している	3,401 (12.7%)	3,537 (13.1%)	▲ 136		
実施要綱別添1「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	919 (3.4%)	1,056 (3.9%)	▲ 137		

注1: ()内は全クラブ数、令和4年:26,683、令和3年:26,925に対する割合である。

注2: 第三者評価を実施しているクラブ数(令和4年:4,879)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数(都道府県・指定都市・中核市別)

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数	No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	610	27,777	68	函館市	68	2,674
2	青森県	182	11,161	69	旭川市	96	3,280
3	岩手県	313	13,190	70	青森市	51	3,160
4	宮城県	284	16,481	71	八戸市	48	2,024
5	秋田県	187	9,749	72	盛岡市	66	3,325
6	山形県	266	12,900	73	秋田市	54	2,289
7	福島県	246	14,770	74	山形市	78	3,944
8	茨城県	596	38,658	75	福島市	94	3,419
9	栃木県	509	21,290	76	那須市	107	4,369
10	群馬県	363	16,311	77	いわき市	79	3,341
11	埼玉県	1,159	51,576	78	水戸市	98	5,178
12	千葉県	793	43,730	79	宇都宮市	71	3,116
13	東京都	1,840	121,122	80	前橋市	87	4,660
14	神奈川県	506	24,090	81	彦根市	101	4,195
15	新潟県	338	16,638	82	川越市	86	3,371
16	富山県	173	6,831	83	川口市	135	5,354
17	石川県	242	10,187	84	越谷市	53	3,170
18	福井県	167	7,109	85	船橋市	105	5,580
19	山梨県	222	9,432	86	柏市	89	3,876
20	長野県	302	17,598	87	八王子市	90	6,419
21	岐阜県	309	13,565	88	横須賀市	78	2,336
22	静岡県	502	22,023	89	富山市	126	6,356
23	愛知県	699	38,054	90	金沢市	103	5,185
24	三重県	448	18,051	91	福井市	81	3,565
25	滋賀県	274	15,968	92	甲府市	53	1,722
26	京都府	252	14,453	93	長野市	87	8,435
27	大阪府	530	28,893	94	松本市	41	3,351
28	兵庫県	514	24,354	95	岐阜市	46	3,517
29	奈良県	207	12,597	96	豊橋市	98	3,696
30	和歌山県	143	6,142	97	岡崎市	51	3,180
31	鳥取県	121	5,430	98	一宮市	60	3,170
32	島根県	177	6,531	99	豊田市	72	3,928
33	岡山県	241	9,439	100	大津市	65	3,937
34	広島県	282	12,637	101	豊中市	41	4,592
35	山口県	268	13,900	102	牧田市	36	4,680
36	徳島県	189	8,174	103	高槻市	82	3,539
37	香川県	176	7,266	104	枚方市	96	4,663
38	愛媛県	181	8,804	105	八尾市	89	3,510
39	高知県	96	3,330	106	藤原市	41	2,224
40	福岡県	461	29,615	107	東大阪市	56	4,334
41	佐賀県	283	11,851	108	姫路市	121	4,465
42	長崎県	243	10,002	109	尼崎市	91	3,392
43	熊本県	338	13,147	110	明石市	28	3,701
44	大分県	244	9,408	111	西宮市	97	4,248
45	宮崎県	228	8,563	112	奈良市	47	3,907
46	鹿児島県	430	16,469	113	和歌山市	105	3,668
47	沖縄県	472	19,246	114	鳥取市	76	3,048
都道府県合計	17,606	878,032	115	松江市	81	3,311	
			116	倉敷市	163	5,769	
			117	呉市	64	2,615	
			118	福山市	72	6,087	
			119	下関市	37	2,539	
			120	高松市	35	5,012	
			121	松山市	55	5,821	
			122	高知市	90	3,909	
			123	久留米市	49	4,546	
			124	長崎市	96	6,006	
			125	佐世保市	73	2,536	
			126	大分市	70	5,316	
			127	宮崎市	57	4,569	
			128	鹿児島市	214	8,474	
			129	那覇市	112	5,077	
			中核市合計	4,933	258,397		
			総合計	26,683	1,392,155		

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	248	24,024
49	仙台市	238	15,008
50	さいたま市	296	12,040
51	千葉市	176	9,893
52	横浜市	574	35,258
53	川崎市	138	14,405
54	相模原市	124	7,357
55	新潟市	182	11,620
56	静岡市	97	5,935
57	浜松市	165	7,071
58	名古屋市	239	8,764
59	京都市	218	15,574
60	大阪市	187	6,163
61	堺市	92	8,417
62	神戸市	240	16,752
63	岡山市	210	8,829
64	広島市	212	12,512
65	北九州市	133	11,928
66	福岡市	139	17,492
67	熊本市	176	6,687
指定都市合計	4,084	255,723	

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減	（単位：か所）
1	北海道	610	624	▲14	4
2	青森県	182	170	▲12	64
3	岩手県	313	311	▲2	97
4	宮城県	284	295	▲11	0
5	秋田県	187	187	▲0	47
6	山形県	266	268	▲2	67
7	福島県	246	253	▲7	53
8	茨城県	506	601	▲95	71
9	栃木県	509	459	▲50	91
10	群馬県	365	357	▲8	84
11	埼玉県	1,159	1,146	▲13	97
12	千葉県	793	827	▲34	119
13	東京都	1,840	1,812	▲28	83
14	神奈川県	506	488	▲18	100
15	新潟県	338	339	▲1	83
16	富山県	173	172	▲1	6
17	石川県	242	235	▲7	52
18	福井県	167	168	▲1	104
19	山梨県	222	226	▲4	83
20	長野県	302	302	▲0	6
21	岐阜県	309	306	▲3	48
22	静岡県	502	493	▲9	74
23	愛知県	699	701	▲2	5
24	三重県	448	438	▲10	82
25	滋賀県	274	270	▲4	1
26	京都府	252	249	▲3	89
27	大阪府	530	535	▲5	2
28	兵庫県	514	528	▲14	41
29	奈良県	207	215	▲8	46
30	和歌山県	143	148	▲5	96
31	鳥取県	121	120	▲1	52
32	徳島県	171	176	▲5	71
33	岡山県	241	235	▲6	65
34	広島県	282	294	▲12	63
35	山口県	266	303	▲37	41
36	徳島県	159	183	▲24	36
37	香川県	176	169	▲7	77
38	愛媛県	181	224	▲43	5
39	高知県	96	94	▲2	84
40	福岡県	461	455	▲6	41
41	佐賀県	283	278	▲5	41
42	長崎県	243	242	▲1	123
43	熊本県	338	332	▲6	93
44	大分県	244	246	▲2	2
45	宮崎県	228	219	▲9	28
46	鹿児島県	430	411	▲19	90
47	沖縄県	472	450	▲22	47
都道府県合計		17,606	17,732	▲126	1
指定都市合計		4,084	4,049	▲35	1

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減	（単位：人）
1	北海道	27,777	27,526	251	161
2	青森県	11,161	9,838	1,323	69
3	岩手県	13,190	12,980	210	33
4	宮城県	16,481	16,090	391	37
5	秋田県	9,749	9,404	345	110
6	山形県	12,500	12,065	435	278
7	福島県	14,770	14,046	724	270
8	茨城県	38,668	37,761	907	21
9	栃木県	21,340	20,779	561	365
10	群馬県	6,311	5,608	703	81
11	埼玉県	51,576	49,332	2,244	263
12	千葉県	43,730	41,138	2,591	521
13	東京都	121,122	113,531	7,591	267
14	神奈川県	24,090	22,572	1,518	▲13
15	新潟県	16,638	16,295	343	144
16	富山県	6,831	6,611	220	148
17	石川県	10,187	9,915	272	162
18	福井県	7,109	6,788	321	42
19	山梨県	9,432	9,385	47	108
20	長野県	17,586	16,874	712	310
21	岐阜県	13,565	13,689	▲134	144
22	静岡県	22,023	21,523	500	185
23	愛知県	38,054	37,954	100	54
24	三重県	18,051	17,663	388	192
25	滋賀県	15,968	15,300	668	35
26	京都府	14,453	14,286	167	210
27	大阪府	28,893	28,139	754	172
28	兵庫県	24,354	23,686	668	76
29	奈良県	12,597	12,850	▲247	164
30	和歌山県	6,142	6,211	▲69	76
31	鳥取県	5,430	5,268	▲164	182
32	徳島県	6,531	6,233	298	18
33	岡山県	9,439	9,662	▲223	202
34	広島県	12,637	12,442	195	331
35	山口県	3,500	3,594	▲94	262
36	徳島県	6,174	6,079	▲95	311
37	香川県	7,266	6,810	456	▲9
38	愛媛県	8,804	8,785	▲19	75
39	高知県	3,330	3,222	108	46
40	福岡県	29,615	29,098	517	128
41	佐賀県	11,851	11,804	47	48
42	長崎県	10,002	9,810	192	213
43	熊本県	13,147	12,729	418	207
44	大分県	9,408	9,553	▲145	163
45	宮崎県	8,563	8,426	▲137	84
46	鹿児島県	16,489	16,186	293	58
47	沖縄県	19,246	18,131	1,115	279
都道府県合計		878,032	849,082	28,950	176
指定都市合計		255,729	247,857	7,872	▲35

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減	（単位：人）
1	北海道	27,777	27,526	251	161
2	青森県	11,161	9,838	1,323	69
3	岩手県	13,190	12,980	210	33
4	宮城県	16,481	16,090	391	37
5	秋田県	9,749	9,404	345	110
6	山形県	12,500	12,065	435	278
7	福島県	14,770	14,046	724	270
8	茨城県	38,668	37,761	907	21
9	栃木県	21,340	20,779	561	365
10	群馬県	6,311	5,608	703	81
11	埼玉県	51,576	49,332	2,244	263
12	千葉県	43,730	41,138	2,591	521
13	東京都	121,122	113,531	7,591	267
14	神奈川県	24,090	22,572	1,518	▲13
15	新潟県	16,638	16,295	343	144
16	富山県	6,831	6,611	220	148
17	石川県	10,187	9,915	272	162
18	福井県	7,109	6,788	321	42
19	山梨県	9,432	9,385	47	108
20	長野県	17,586	16,874	712	310
21	岐阜県	13,565	13,689	▲134	144
22	静岡県	22,023	21,523	500	185
23	愛知県	38,054	37,954	100	54
24	三重県	18,051	17,663	388	192
25	滋賀県	15,968	15,300	668	35
26	京都府	14,453	14,286	167	210
27	大阪府	28,893	28,139	754	172
28	兵庫県	24,354	23,686	668	76
29	奈良県	12,597	12,850	▲247	164
30	和歌山県	6,142	6,211	▲69	76
31	鳥取県	5,430	5,268	▲164	182
32	徳島県	6,531	6,233	298	18
33	岡山県	9,439	9,662	▲223	202
34	広島県	12,637	12,442	195	331
35	山口県	3,500	3,594	▲94	262
36	徳島県	6,174	6,079	▲95	311
37	香川県	7,266	6,810	456	▲9
38	愛媛県	8,804	8,785	▲19	75
39	高知県	3,330	3,222	108	46
40	福岡県	29,615	29,098	517	128
41	佐賀県	11,851	11,804	47	48
42	長崎県	10,002	9,810	192	213
43	熊本県	13,147	12,729	418	207
44	大分県	9,408	9,553	▲145	163
45	宮崎県	8,563	8,426	▲137	84
46	鹿児島県	16,489	16,186	293	58
47	沖縄県	19,246	18,131	1,115	279
都道府県合計		878,032	849,082	28,950	176
指定都市合計		255,729	247,857	7,872	▲35

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減	（単位：か所）
1	北海道	610	624	▲14	4
2	青森県	182	170	▲12	64
3	岩手県	313	311	▲2	97
4	宮城県	284	295	▲11	0
5	秋田県	187	187	▲0	47
6	山形県	266	268	▲2	67
7	福島県	246	253	▲7	53
8	茨城県	506	601	▲95	71
9	栃木県	509	459	▲50	91
10	群馬県	365	357	▲8	84
11	埼玉県	1,159	1,146	▲13	97
12	千葉県	793	827	▲34	119
13	東京都	1,840	1,812	▲28	83
14	神奈川県	506	488	▲18	100
15	新潟県	338	339	▲1	83
16	富山県	173	172	▲1	6
17	石川県	242	235	▲7	52
18	福井県	167	168	▲1	104
19	山梨県	222	226	▲4	83
20	長野県	302	302	▲0	6
21	岐阜県	309	306	▲3	48
22	静岡県	502	493	▲9	74
23	愛知県	699	701	▲2	5
24	三重県	448	438	▲10	82
25	滋賀県	274	270	▲4	1
26	京都府	252	249	▲3	89
27	大阪府	530	535	▲5	2
28	兵庫県	514	528	▲14	41
29	奈良県	207	215	▲8	46
30	和歌山県	143	148	▲5	96
31	鳥取県	121	120	▲1	52
32	徳島県	171	176	▲5	71
33	岡山県	241	235	▲6	65
34	広島県	282	294	▲12	41
35	山口県	266	303	▲37	36
36	徳島県	159	183	▲24	77
37	香川県	176	169	▲7	77
38	愛媛県	181	224	▲43	5
39	高知県	96	94	▲2	84
40	福岡県	461	455	▲6	41
41	佐賀県	283	278	▲5	41
42	長崎県	243	242	▲1	123
43	熊本県	338	332	▲6	93
44	大分県	244	246	▲2	2
45	宮崎県	228	219	▲9	28
46	鹿児島県	430	411	▲19	90
47	沖縄県	472	450	▲22	47
都道府県合計		17,606	17,732	▲126	1
指定都市合計		4,084	4,049	▲35	1

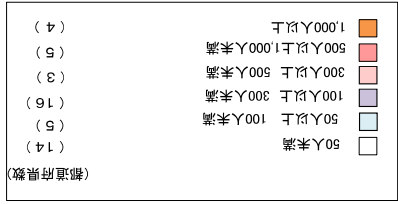
放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減	（単位：か所）
1	北海道	610	624	▲14	4
2	青森県	182	170	▲12	64
3	岩手県	313	311	▲2	97
4	宮城県	284	295	▲11	0
5	秋田県	187	187	▲0	47
6	山形県	266	268	▲2	67
7	福島県	246	253	▲7	53
8	茨城県	506	601	▲95	71
9	栃木県	509	459	▲50	91
10	群馬県	365	357	▲8	84
11	埼玉県	1,159	1,146	▲13	97
12	千葉県	793	827	▲34	119
13	東京都	1,840	1,812	▲28	83
14	神奈川県	506	488	▲18	100
15	新潟県	338	339	▲1	83
16	富山県	173	172	▲1	6
17	石川県	242	235	▲7	52
18	福井県	167	168	▲1	104
19	山梨県	222	226	▲4	83
20	長野県	302	302	▲0	6
21	岐阜県	309	306	▲3	48
22	静岡県	502	493	▲9	74
23	愛知県	699	701	▲2	

№	都道府県名	令和4年	令和3年	増減
1	北海道	164	145	▲19
2	青森県	5	11	▲6
3	岩手県	69	110	▲41
4	宮城県	252	267	▲15
5	秋田県	41	44	▲3
6	山形県	62	20	▲42
7	福島県	251	222	▲29
8	茨城県	235	150	▲85
9	栃木県	14	68	▲54
10	群馬県	0	11	▲11
11	埼玉県	1,030	760	▲270
12	千葉県	243	533	▲290
13	東京都	3,465	3,277	▲188
14	神奈川県	467	426	▲41
15	新潟県	25	0	▲25
16	富山県	68	28	▲40
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	31	57	▲26
20	長野県	0	1	▲1
21	岐阜県	38	49	▲11
22	静岡県	512	447	▲65
23	愛知県	298	252	▲46
24	三重県	52	26	▲24
25	滋賀県	41	61	▲20
26	京都府	18	28	▲10
27	大阪府	199	160	▲39
28	兵庫県	449	345	▲104
29	奈良県	44	16	▲28
30	和歌山県	116	55	▲61
31	鳥取県	27	57	▲30
32	島根県	90	69	▲21
33	岡山県	3	31	▲28
34	広島県	99	64	▲35
35	山口県	378	338	▲40
36	徳島県	60	43	▲17
37	香川県	27	44	▲17
38	愛媛県	169	85	▲84
39	高知県	57	36	▲21
40	福岡県	357	264	▲93
41	佐賀県	173	136	▲37
42	長崎県	24	17	▲7
43	熊本県	181	195	▲14
44	大分県	24	21	▲3
45	宮崎県	140	169	▲29
46	鹿児島県	121	108	▲13
47	沖縄県	640	788	▲148
都道府県合計		11,301	9,924	▲1,377
指定都市別		令和4年	令和3年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	20	5	▲15
50	さいたま市	311	202	▲109
51	千葉市	83	182	▲99
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	107	96	▲11
55	新潟市	30	13	▲17
56	金沢市	263	343	▲82
57	富山市	37	36	▲1
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	神戸市	0	0	0
62	神戸市	167	147	▲20
63	岡山市	165	40	▲125
64	広島市	0	0	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	8	0	▲8
指定都市合計		1,189	1,064	▲125
中核市合計		2,680	2,838	▲158
合計		15,180	13,416	▲1,764

№	中核市名	令和4年	令和3年	増減
68	函館市	3	4	▲1
69	旭川市	0	0	0
70	帯広市	0	0	0
71	八戸市	0	4	▲4
72	盛岡市	42	32	▲10
73	秋田市	16	7	▲9
74	山形市	0	0	0
75	福島市	9	13	▲4
76	郡山市	161	167	▲6
77	いわき市	24	3	▲21
78	宇都宮市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	0	18	▲18
81	高崎市	0	0	0
82	川崎市	0	0	0
83	川崎市	0	0	0
84	さいたま市	213	268	▲55
85	熊本市	311	204	▲107
86	松本市	40	21	▲19
87	八王子市	0	84	▲84
88	練馬区	11	60	▲49
89	重山市	47	45	▲2
90	金沢市	8	19	▲11
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	本庄市	0	0	0
95	駒田市	38	20	▲18
96	静岡市	1	2	▲1
97	岡崎市	129	123	▲6
98	一宮市	0	17	▲17
99	豊田市	0	0	0
100	本巣市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	豊中市	68	7	▲61
103	高槻市	55	28	▲26
104	吹田市	114	43	▲71
105	八尾市	0	0	0
106	堺市	98	45	▲53
107	東大阪市	34	7	▲27
108	淀川市	416	481	▲65
109	堺市	0	0	0
110	堺市	116	90	▲26
111	西宮市	0	0	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	128	23	▲105
114	鳥取市	41	91	▲50
115	松江市	55	25	▲30
116	彦根市	0	0	0
117	福山市	0	0	0
118	下関市	132	40	▲92
119	高松市	37	34	▲3
120	香川県	64	23	▲41
121	高松市	0	0	0
122	徳島市	0	0	0
123	久米市	0	0	0
124	津島市	0	0	0
125	津島市	0	0	0
126	津島市	0	11	▲11
127	津島市	59	138	▲79
128	津島市	34	14	▲20
129	津島市	23	16	▲7
中核市合計		2,680	2,838	▲158
合計		15,180	13,416	▲1,764

都道府県	利用できなかつた児童数
北海道	167
青森県	5
岩手県	111
宮城県	272
秋田県	57
山形県	62
福島県	445
茨城県	236
栃木県	14
群馬県	0
埼玉県	1,534
千葉県	1,179
東京都	3,465
神奈川県	885
新潟県	25
富山県	115
石川県	8
福井県	0
山梨県	31
長野県	0
岐阜県	38
静岡県	512
愛知県	298
三重県	52
滋賀県	41
京都府	18
大阪府	199
兵庫県	449
奈良県	44
和歌山県	116
鳥取県	27
島根県	90
岡山県	3
広島県	99
山口県	378
徳島県	60
香川県	27
愛媛県	169
高知県	57
福岡県	357
佐賀県	173
長崎県	24
熊本県	181
大分県	24
宮崎県	140
鹿児島県	121
沖縄県	640
都道府県合計	15,180



注: 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

Table with 5 columns: No., 郡道府県名, 放課後児童支援員等数, うち常勤職員数, 常勤職員の数割合. Includes a summary row for 郡道府県合計.

※放課後児童支援員等は、育成支援の補助業務を行う職員及びボランティアを含まない。

Table with 5 columns: No., 郡道府県名, 学校の余給教室, 学校敷地内専用施設, 各クラブに対する割合. Includes a summary row for 郡道府県合計.

【調査概要】

- 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。
- 2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)
- 3 調査の期日

令和4年5月1日現在
- 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等
- 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入
- 6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業
 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後児童教室の活動プログラムに参加しているクラブ数(都道府県・指定都市・中核市別)

No.	都道府県名	学校の余裕教室 専用施設	合計	学校敷地内専用施設		合計	学校敷地内専用施設	学校敷地内専用施設 に占める割合
				学校敷地内専用施設	学校敷地内専用施設			
1	北海道	27	38	11	38	0	11.3%	
2	青森県	4	8	4	8	0	0.0%	
3	岩手県	6	13	7	13	0	0.0%	
4	宮城県	9	17	8	17	2	28.6%	
5	秋田県	28	36	8	36	0	0.0%	
6	山形県	10	17	7	17	0	0.0%	
7	福島県	27	34	7	34	3	7.7%	
8	茨城県	92	155	63	155	0	0.0%	
9	栃木県	36	42	6	42	6	31.4%	
10	群馬県	25	33	8	33	0	0.0%	
11	埼玉県	168	364	196	364	31	70.9%	
12	千葉県	90	142	52	142	7	83.1%	
13	東京都	501	861	360	861	19	87.5%	
14	神奈川県	87	110	23	110	0	0.0%	
15	新潟県	5	9	4	9	1	6.3%	
16	富山県	27	43	16	43	2	51.9%	
17	石川県	1	6	5	6	1	34.0%	
18	福井県	5	5	0	5	0	0.0%	
19	山梨県	16	23	7	23	0	0.0%	
20	長野県	13	21	8	21	28	52.9%	
21	岐阜県	27	38	11	38	3	10.0%	
22	静岡県	37	45	8	45	4	15.4%	
23	愛知県	50	91	41	91	1	6.3%	
24	三重県	6	14	20	13.9%	0	0.0%	
25	滋賀県	0	1	0	1	0	0.0%	
26	京都府	5	49	54	29.8%	0	0.0%	
27	大阪府	239	368	74.9%	0	0.0%		
28	兵庫県	83	90	173	49.9%	5	11.3%	
29	奈良県	6	7	13	9.8%	19	30.7%	
30	和歌山県	11	12	23	25.0%	0	0.0%	
31	徳島県	1	2	4	4.9%	0	0.0%	
32	香川県	14	6	20	27.8%	0	0.0%	
33	岡山県	7	14	11	1.3%	0	0.0%	
34	広島県	7	18	25	16.6%	33	92.7%	
35	山口県	34	33	67	39.9%	0	0.0%	
36	徳島県	6	7	9	9.3%	12	28.3%	
37	香川県	0	0	0	0.0%	5	17.2%	
38	愛媛県	18	12	30	27.0%	16	100.0%	
39	高知県	2	4	6	9.0%	44	65.9%	
40	福岡県	30	54	84	25.5%	34	41.0%	
41	佐賀県	19	25	44	19.2%	0	0.0%	
42	長崎県	2	1	3	10.0%	0	0.0%	
43	熊本県	11	22	33	26.4%	13	56.1%	
44	大分県	8	12	20	17.7%	3	3.5%	
45	宮崎県	4	1	5	6.8%	6	42.9%	
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	
47	沖縄県	0	2	2	3.1%	2	4.3%	
都道府県合計				1,804	1,404	3,208	35.7%	
No.	指定都市名	学校の余裕教室 専用施設	合計	学校敷地内専用施設	学校敷地内専用施設 に占める割合			
48	札幌市	90	0	90	100.0%			
49	仙台市	27	22	49	65.3%			
50	さいたま市	64	54	118	99.2%			
51	千葉市	315	22	337	100.0%			
52	横浜市	0	114	114	100.0%			
53	川崎市	3	1	4	10.0%			
54	相模原市	13	49	62	56.4%			
55	新潟市	38	28	66	95.7%			
56	静岡市	0	0	0	0.0%			
57	浜松市	53	0	53	96.4%			
58	名古屋市	20	2	22	35.5%			
59	京都市	81	0	81	96.4%			
60	大阪市	16	5	21	23.3%			
61	神戸市	28	6	34	52.3%			
62	岡山市	2	22	24	13.1%			
63	広島市	0	0	0	0.0%			
64	北九州市	0	0	0	0.0%			
65	福岡市	26	113	139	100.0%			
66	福岡市	53	89	142	95.3%			
67	熊本市	837	830	1,667	85.2%			
指定都市合計				3,248	2,621	5,869	41.4%	

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の实情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

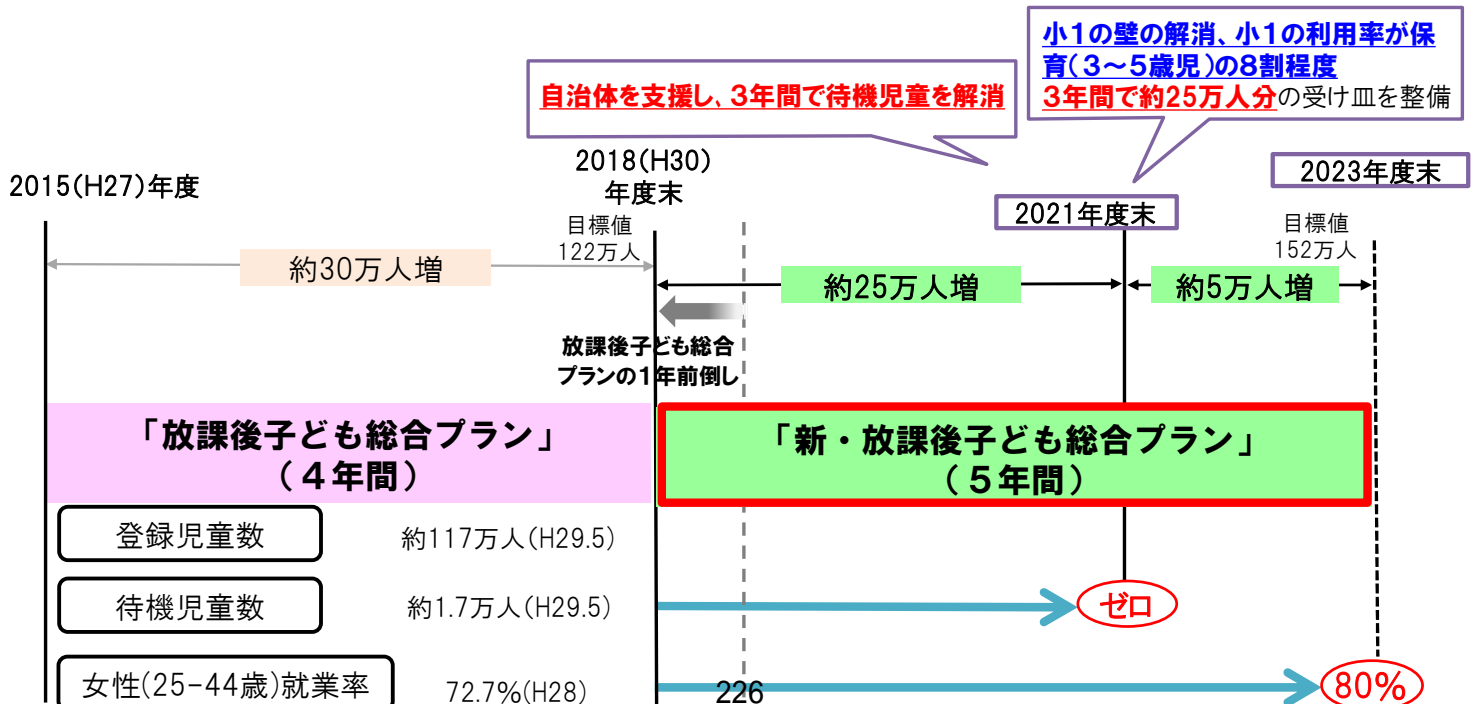
- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

(2018(平成30)年9月14日公表)

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人



元教地推第12号
子子発0704第1号
令和元年7月4日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

中野理美

(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田村悟

(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余剰教室や放課後等に一時的に使用されていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話:03(6253)1111 内線:4845, 4966

【放課後子供教室、小学校の学校開放に関すること】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働活動推進室
電話:03(5253)4111 内線:3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
 - （2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
 - （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。

3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

（光熱水費の負担）

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

（学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応）

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。

2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

（個別協議）

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

（疑義等があった場合の対応）

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 〇〇市 ▲▲

乙 〇〇市教育委員会 ■■

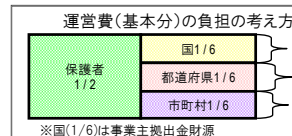
放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算額 1,065億円 → 令和5年度予算案 1,205億円

子ども・子育て支援交付金 令和4年度 981億円 → 令和5年度予算案 1,046億円
 子ども・子育て支援施設整備交付金 令和4年度 84億円 → 令和5年度予算案 159億円

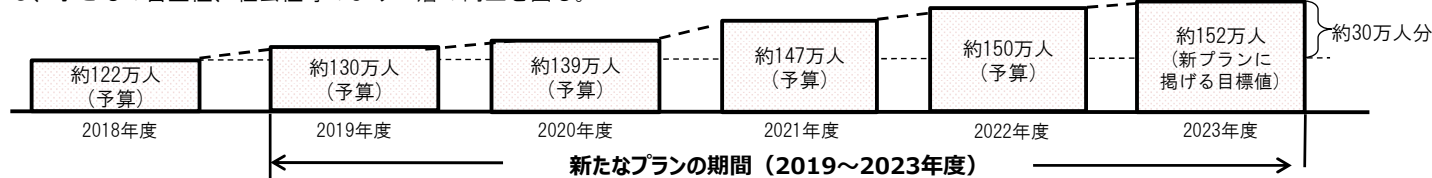
施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等(主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費(主な内容)

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ(平成28年度からの継続)>

公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：(嵩上げ前)国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3
 →(嵩上げ後)国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

3. 研修関係(主な内容)

(1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他(保育対策総合支援事業費補助金により実施)

I 子どもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。【拡充】

※主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡充

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置(「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施)

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援(「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施)

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和5年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業(運営費)(子ども・子育て支援交付金)【拡充】

放課後児童支援員は、基礎資格+研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。

本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

② 放課後児童クラブ運営支援事業(子ども・子育て支援交付金)【拡充】

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費(リース代)を加えることとする。

③ 放課後児童クラブ利用調整支援事業(子ども・子育て支援交付金)【新規】

待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた2029

放課後児童クラブ整備促進事業

令和4年度第2次補正予算：11億円

趣旨・目的

○放課後児童クラブの整備を更に加速化させるため、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

事業の内容

○待機児童が発生している市町村等（※）において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※ 以下に該当する市町村（国庫補助率嵩上げ要件）

- ① 当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること
- ② 当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

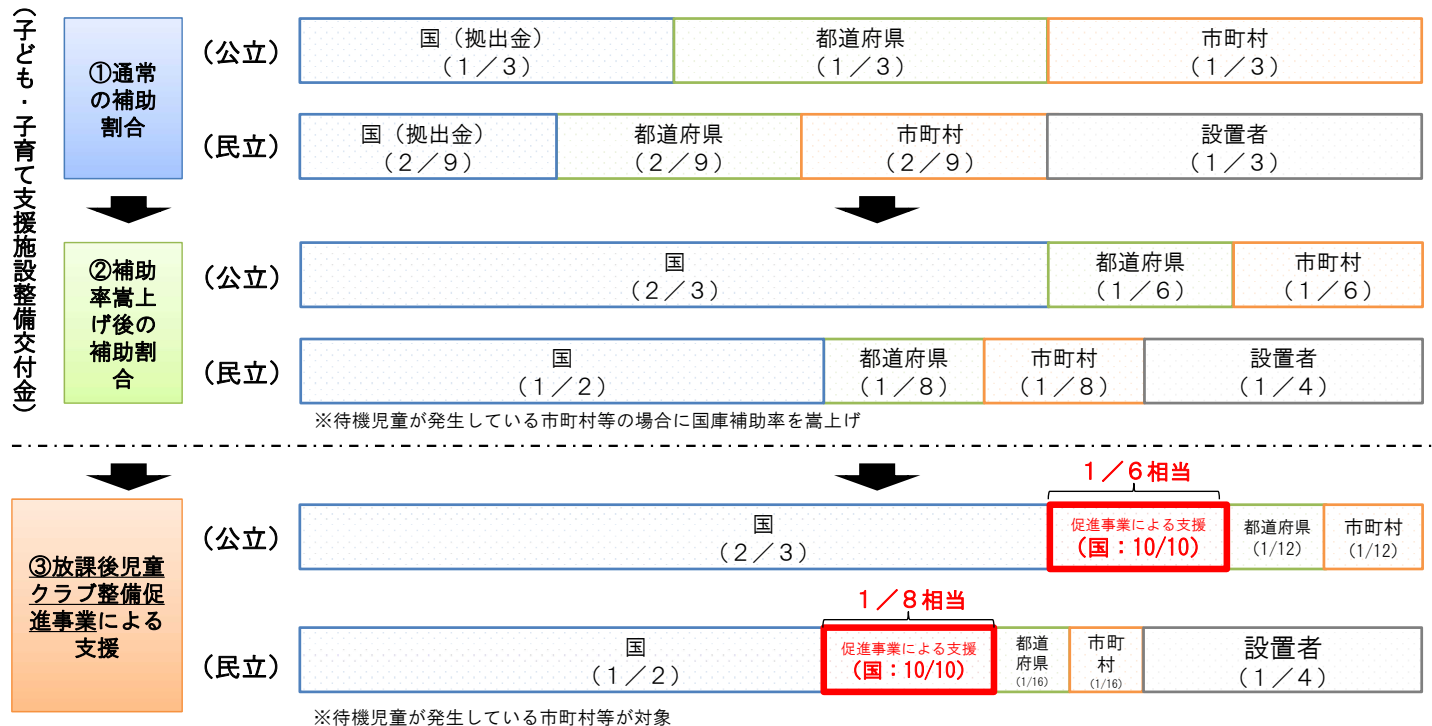
実施主体

- 市町村（特別区を含む。）

補助率

- 定額（10/10相当） ※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業のイメージ



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

令和4年度第2次補正予算 1億円

1 事業の目的

- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して事業を実施し、放課後の子どもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、連携に資する事前準備から事業実施の検証を行うことにより、両事業の連携又は一体的実施を促進する。

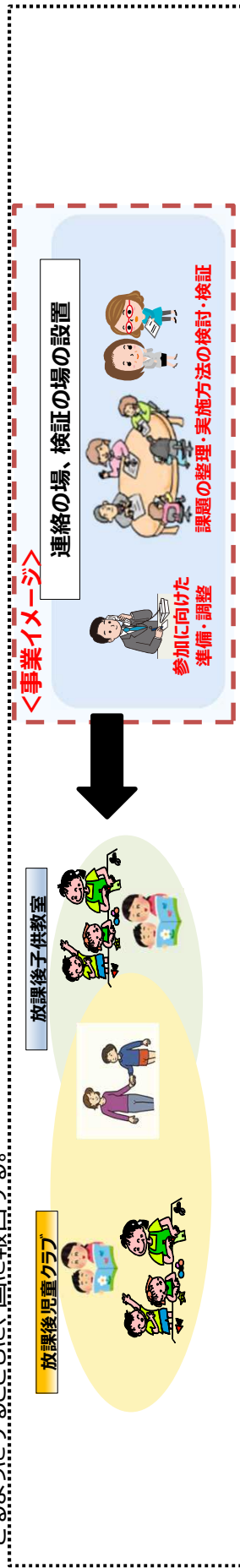
2 事業の概要・スキーム

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室関係者による協議の場の設置

- ア 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的な実施に当たって、子どもが安心・安全に多様な体験・活動ができる放課後の居場所づくりに向けた協議を行う場（以下「関係者協議会」という。）を設け、市町村の放課後児童クラブ担当部署や学校・教育委員会等の関係者を集め、学校施設の利用促進の観点（学校施設の管理運営の責任所在や利用の時間帯など）も含め、両事業を連携又は一体的に実施する上での課題を整理し、具体的な対応策を検討する。
- イ 関係者協議会には、市町村の放課後児童クラブ担当部署、放課後児童クラブ職員、学校・教育委員会関係者や放課後子供教室関係者など両事業の関係者が参画するとともに、放課後児童クラブ等を利用している子どもなどの意見を反映させる仕組みを設ける。
- ウ 関係者協議会は定期的開催し、協議会に参画する者・開催回数・利用者からの意見聴取方法を定めた「協議実施計画」をあらかじめ策定する。

(2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に向けた効果的な実施方法等の検証

- ア 関係者協議会において議論された課題や対応策について、事業の準備から実施までの実際の運用を通して把握した効果や新たな課題を整理し、より実践的・効果的な実施方法等の検証を行う。
- イ 検証に当たっては、関係者協議会において実施するものとし、実際の運用期間中及び運用終了後において検証を行うものとし、放課後児童クラブ等を利用している子どもや保護者から意見を聴取するなどし、利用者の意見も踏まえながら検証を行う。
- ウ 検証結果については、関係者協議会に参画する者のみならず、放課後児童クラブ等を利用している子どもや保護者、その他両事業の関係者が閲覧できるようにするとともに、国に報告する。



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：定額（国：10/10）
- ◆ 補助基準額（1事業所当たり）：1,685千円

令和4年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村												
1	北海道	8	札幌市①②	函館市①	帯広市①	江別市①	名寄市②	当別町①	鷹栖町①	更別村①					
2	青森県	5	弘前市①②	藤崎町①②	三戸町①	田子町①	新郷村①								
3	岩手県	11	盛岡市①②	大船渡市①	花巻市①②	北上市①	久慈市①	一関市①	陸前高田市①	釜石市②	奥州市①②	滝沢市①②			
4	宮城県	3	仙台市①	石巻市①	登米市①②										
5	秋田県	3	能代市①	鹿角市①	湯上市②										
6	山形県	16	山形市①②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市①②	村山市①	長井市①	天童市①②	東根市①②			
7	福島県	3	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②										
8	茨城県	11	水戸市①	石岡市①	常総市②	北茨城市①	つくば市①	ひたちなか市①②	潮来市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	小美玉市①②			
9	栃木県	8	足利市①	栃木市①②	佐野市①	日光市①②	大田原市①	矢板市②	那須塩原市①	野木町②					
10	群馬県	17	前橋市①	高崎市①	桐生市②	伊勢崎市①	太田市①	沼田市①	館林市①②	渋川市①	藤岡市①	富岡市①			
11	埼玉県	45	さいたま市①②	熊谷市①②	行田市②	秩父市①	飯能市①	加須市①②	本庄市①②	東松山市①	鴻巣市①	深谷市①②			
12	千葉県	14	千葉市①	市川市②	船橋市①	松戸市①②	野田市①	成田市①	習志野市①	市原市①	八千代市①	鴨川市①②			
13	東京都	10	新宿区①	渋谷区①	板橋区①②	葛飾区①②	武蔵野市①②	青梅市①②	調布市①②	町田市②	清瀬市①	多摩市①			
14	神奈川県	14	横浜市②	相模原市①	横浜賀市①②	平塚市①	鎌倉市①	藤沢市①	茅ヶ崎市①②	逗子市①	三浦市①	伊勢原市①			
15	新潟県	4	燕市①	上越市①	佐渡市①	南魚沼市①②									
16	富山県	5	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①								
17	石川県	8	金沢市①	七尾市①	小松市①	加賀市①②	羽咋市①	白山市①②	野々市市①	津幡町①					
18	福井県	1	永平寺町①												
19	山梨県	1	北杜市①												
20	長野県	4	松本市②	上田市②	須坂市①	佐久市①②									
21	岐阜県	4	大垣市②	中津川市①	瑞浪市①	恵那市①②									
22	静岡県	5	三島市②	伊東市①	島田市②	焼津市①	藤枝市①								
23	愛知県	17	名古屋市①②	豊橋市①②	岡崎市①②	一宮市①	瀬戸市①	春日井市①	豊川市①	津島市①②	犬山市①	小牧市①			

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ※②…常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

0

令和4年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村												
24	三重県	11	津市①②	四日市市①	松阪市①②	鈴鹿市①	亀山市①②	熊野市①	志摩市①	朝日町①	川越町①	多気町①			
25	滋賀県	10	大津市①	長浜市①	近江八幡市①	栗東市①	野洲市②	湖南市①②	高島市①	東近江市①②	日野町①②	竜王町①			
26	京都府	1	向日市①												
27	大阪府	12	堺市①	豊中市②	池田市①	守口市①②	枚方市①	茨木市①	富田林市①	寝屋川市①	泉南市①	大阪狭山市①			
28	兵庫県	7	神戸市①②	明石市①	西宮市①②	宝塚市①	三木市①	川西市①	播磨町①						
29	奈良県	8	奈良市①	天理市①	橿原市①	御所市②	生駒市①	三宅町①	田原本町①②	王寺町②					
30	和歌山県	8	海南市②	橋本市①	御坊市②	新宮市①	湯浅町①	広川町②	有田川町②	串本町①②					
31	鳥取県	2	鳥取市①	倉吉市①											
32	島根県	3	大田市①②	安来市①	雲南市①										
33	岡山県	7	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①	赤磐市①	和気町①	吉備中央町①						
34	広島県	0													
35	山口県	0													
36	徳島県	6	徳島市①	小松島市①②	吉野川市①	美馬市①	石井町①	神山町①							
37	香川県	1	高松市①②												
38	愛媛県	0													
39	高知県	3	高知市①	南国市②	香美市①②										
40	福岡県	6	古賀市①②	志免町①②	粕屋町①	鞍手町①	大刀洗町①	大木町①							
41	佐賀県	3	鳥栖市①	嬉野市①	有田町①										
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	五島市①	西海市①②	長与町①	時津町①	川棚町①	波佐見町①			
43	熊本県	15	八代市①②	玉名市①②	菊池市①	宇土市①	阿蘇市①	天草市①	合志市①②	玉東町②	菊陽町①	御船町①			
44	大分県	2	中津市①②	宇佐市②											
45	宮崎県	3	都城市①	延岡市①	串間市①										
46	鹿児島県	13	鹿屋市①②	阿久根市①	出水市①	垂水市②	薩摩川内市①②	曾於市①	霧島市①	南さつま市①②	東串良町①	錦江町①			
47	沖縄県	25	那覇市①	宜野湾市①	石垣市①②	浦添市①	名護市①	糸満市①	沖縄市①②	豊見城市①	うるま市①②	宮古島市①			
			南城市①	国頭村①	大宜味村①	今帰仁村①	本部町②	恩納村①	金武町①	嘉手納町①	北谷町①②	中城村①			
			西原町①②	与那原町①	南風原町①②	久米島町①	八重瀬町①								
合計		374(23.0%)	※()内はクラブ実施市区町村数(1,627市区町村)に対する割合である。												

※①の合計: 334市区町村 ②の合計: 133市区町村 ①、②の合計: 93市区町村

令和4年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村											
			札幌市	函館市	小樽市	旭川市	帯広市	苫小牧市	名寄市	根室市	恵庭市	石狩市		
1	北海道	26	札幌市 当別町	函館市 八雲町	小樽市 京極町	旭川市 仁木町	帯広市 栗山町	苫小牧市 月形町	名寄市 鷹栖町	根室市 豊浦町	恵庭市 厚真町	石狩市 安平町		
2	青森県	3	青森市	五所川原市	三沢市	むつ市								
3	岩手県	11	盛岡市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	一関市	陸前高田市	奥州市	滝沢市	住田町		
4	宮城県	7	仙台市	塩竈市	登米市	富谷市	利府町	大和町	大郷町					
5	秋田県	12	能代市	横手市	大館市	湯沢市	鹿角市	由利本荘市	湯上市	大仙市	北秋田市	にかほ市		
6	山形県	20	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市	寒河江市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市		
7	福島県	10	福島市	会津若松市	いわき市	須賀川市	南相馬市	伊達市	川俣町	湯川村	会津美里町	飯館村		
8	茨城県	16	水戸市	日立市	石岡市	結城市	常総市	北茨城市	つくば市	ひたちなか市	常陸大宮市	那珂市		
9	栃木県	13	宇都宮市	小美玉市	大洗町	東海村	八千代町	境町	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	益子町		
10	群馬県	18	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	富岡市	安中市		
11	埼玉県	35	さいたま市	川越市	熊谷市	秩父市	飯能市	加須市	本庄市	春日部市	狭山市	鴻巣市		
12	千葉県	15	上尾市	越谷市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	北本市	八潮市		
13	東京都	11	文京区	中野区	豊島区	板橋区	足立区	武蔵野市	青梅市	町田市	日野市	清瀬市		
14	神奈川県	9	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	座間市	葉山町	開成町			
15	新潟県	3	新潟市	魚沼市	南魚沼市									
16	富山県	1	舟橋村											
17	石川県	11	金沢市	七尾市	小松市	輪島市	加賀市	羽咋市	白山市	野々市市	津幡町	宝達志水町		
18	福井県	6	福井市	勝山市	鯖江市	越前市	坂井市	越前町						
19	山梨県	2	中央市	昭和町										
20	長野県	5	松本市	上田市	須坂市	佐久市	木曾町							
21	岐阜県	12	大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	瑞浪市	恵那市	美濃加茂市	可児市	本巢市		
22	静岡県	9	三島市	伊東市	島田市	磐田市	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	小山町			
23	愛知県	15	名古屋市中区	日進市	北名古屋市中区	長久手市	扶桑町	豊川市	津島市	豊田市	大府市	知立市		
24	三重県	8	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	尾鷲市	熊野市	志摩市	紀北町				

2

令和4年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村											
			大津市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	湖南市	高島市	東近江市		
25	滋賀県	13	大津市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	湖南市	高島市	東近江市		
26	京都府	3	京都市	木津川市	大山崎町									
27	大阪府	5	大阪市	河内長野市	島本町	忠岡町								
28	兵庫県	10	神戸市	尼崎市	明石市	西宮市	加古川市	三木市	川西市	三田市	播磨町	上郡町		
29	奈良県	6	天理市	橿原市	生駒市	三宅町	田原本町	玉寺町						
30	和歌山県	11	田辺市	新宮市	かつらぎ町	九度山町	湯浅町	広川町	有田川町	美浜町	印南町	白浜町		
31	鳥取県	2	鳥取市	倉吉市										
32	島根県	4	松江市	大田市	安来市	邑南町								
33	岡山県	12	岡山市	倉敷市	津山市	笠岡市	井原市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	和気町		
34	広島県	4	広島市	三原市	東広島市	安芸高田市								
35	山口県	6	宇都市	山口市	下松市	美祿市	周防大島町	和木町						
36	徳島県	2	小松島市	石井町										
37	香川県	5	高松市	三豊市	土庄町	小豆島町	多度津町							
38	愛媛県	1	松山市											
39	高知県	10	高知市	安芸市	南国市	土佐市	須崎市	土佐清水市	香美市	奈半利町	いの町	佐川町		
40	福岡県	13	北九州市	大牟田市	久留米市	筑後市	行橋市	うきは市	宮若市	嘉麻市	朝倉市	みやま市		
41	佐賀県	8	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	武雄市	嬉野市	有田町	太良町				
42	長崎県	10	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	平戸市	西海市	長与町	時津町	東彼杵町	佐々町		
43	熊本県	14	熊本市	八代市	玉名市	菊池市	宇土市	合志市	大津町	菊陽町	嘉島町	益城町		
44	大分県	9	別府市	中津市	日田市	臼杵市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市			
45	宮崎県	8	宮崎市	都城市	延岡市	日向市	串間市	三股町	綾町	高鍋町				
46	鹿児島県	23	枕崎市	阿久根市	出水市	指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市	曾於市	南さつま市	志布志市		
47	沖縄県	18	宜野湾市	石垣市	名護市	沖繩市	うるま市	宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	今帰仁村		
合計		475 (29.2%)	※ () 内はクラブ実施市区町村数 (1,627市区町村) に対する割合である。											

北海道府県名	市区町村名	北海道府県名	市区町村名
北海道	札幌市	北海道	釧路市
北海道	函館市	北海道	興部町
北海道	旭川市	北海道	大空町
北海道	室蘭市	北海道	豊浦町
北海道	帯広市	北海道	白老町
北海道	北見市	北海道	厚真町
北海道	網走市	北海道	洞爺湖町
北海道	留萌市	北海道	安平町
北海道	苫小牧市	北海道	平取町
北海道	稚内市	北海道	浦河町
北海道	美瑛市	北海道	新ひだか町
北海道	芦別市	北海道	菅野町
北海道	江別市	北海道	土曜町
北海道	紋別市	北海道	茅渚町
北海道	士別市	北海道	更別村
北海道	名寄市	北海道	釧路町
北海道	三笠市	北海道	弟子屈町
北海道	千歳市	北海道	白糠町
北海道	滝川市	北海道	中標津町
北海道	深川市	青森県	羅臼町
北海道	恵庭市	青森県	青森市
北海道	北広島市	青森県	弘前市
北海道	石狩市	青森県	八戸市
北海道	北斗市	青森県	黒石市
北海道	当別町	青森県	五所川原市
北海道	木古内町	青森県	十和田市
北海道	森町	青森県	三沢市
北海道	八雲町	青森県	むつ市
北海道	今金町	青森県	つがる市
北海道	南幌町	青森県	平川市
北海道	栗山町	青森県	西目屋村
北海道	月形町	青森県	藤崎町
北海道	雨宮町	青森県	大鰐町
北海道	鷹栖町	青森県	田舎館村
北海道	東神楽町	青森県	板柳町
北海道	東川町	青森県	鶴田町
北海道	上富良野町	青森県	野辺地町
北海道	中富良野町	青森県	七戸町
北海道	和寒町	青森県	六戸町
北海道	釧路町	青森県	おいらせ町
北海道	下川町	青森県	三戸町
北海道	美深町	青森県	五戸町
北海道	幌加内町	青森県	田子町
北海道	羽幌町	青森県	南部町
北海道	初山別村	青森県	陣上町
北海道	斜里町	青森県	新郷村
北海道	清里町	岩手県	盛岡市
北海道	小清水町	岩手県	宮古市
		岩手県	大船渡市
		岩手県	花巻市

北海道府県名	市区町村名	北海道府県名	市区町村名
岩手県	北上市	秋田県	にかほ市
岩手県	久慈市	秋田県	仙北市
岩手県	遠野市	秋田県	上小阿仁村
岩手県	一関市	秋田県	三種町
岩手県	陸前高田市	秋田県	美郷町
岩手県	釜石市	秋田県	真成瀬村
岩手県	二戸市	山形県	山形市
岩手県	八幡平市	山形県	米沢市
岩手県	奥州市	山形県	鶴岡市
岩手県	滝沢市	山形県	酒田市
岩手県	雫石町	山形県	新庄市
岩手県	紫波町	山形県	寒河江市
岩手県	矢野町	山形県	上山市
岩手県	西和賀町	山形県	村山市
岩手県	金ヶ崎町	山形県	長井市
岩手県	平泉町	山形県	天童市
岩手県	住田町	山形県	東根市
岩手県	大槌町	山形県	尾花沢市
岩手県	田野畑村	山形県	南陽市
岩手県	野田村	山形県	山辺町
岩手県	洋野町	山形県	中山町
宮城県	仙台市	山形県	河北町
宮城県	石巻市	山形県	大江町
宮城県	塩竈市	山形県	大石田町
宮城県	気仙沼市	山形県	霧上町
宮城県	白石市	山形県	高畠町
宮城県	名取市	山形県	川西町
宮城県	角田市	山形県	小国町
宮城県	多賀城市	山形県	白鷹町
宮城県	岩沼市	山形県	鮎川町
宮城県	登米市	山形県	三川町
宮城県	東松島市	山形県	庄内町
宮城県	富谷市	山形県	遊佐町
宮城県	丸森町	福島県	福島市
宮城県	亘理町	福島県	会津若松市
宮城県	山元町	福島県	郡山市
宮城県	松島町	福島県	いわき市
宮城県	七ヶ浜町	福島県	須賀川市
宮城県	利府町	福島県	相馬市
宮城県	大和町	福島県	田村市
宮城県	大郷町	福島県	南相馬市
宮城県	色麻町	福島県	伊達市
宮城県	涌谷町	福島県	本宮市
秋田県	秋田市	福島県	川俣町
秋田県	能代市	福島県	大玉村
秋田県	横手市	福島県	南会津町
秋田県	湯沢市	福島県	西会津町
秋田県	鹿角市	福島県	会津美里町
秋田県	由利本荘市	福島県	小野町
秋田県	北秋田市		

都道府県名	市区町村名
千葉県	木更津市
千葉県	松戸市
千葉県	野田市
千葉県	茂原市
千葉県	佐倉市
千葉県	黄金市
千葉県	習志野市
千葉県	柏市
千葉県	市原市
千葉県	流山市
千葉県	八千代市
千葉県	我孫子市
千葉県	鴨川市
千葉県	鎌ヶ谷市
千葉県	君津市
千葉県	富津市
千葉県	浦安市
千葉県	四街道市
千葉県	袖ヶ浦市
千葉県	八街市
千葉県	印西市
千葉県	白井市
千葉県	富里市
千葉県	南房総市
千葉県	香取市
千葉県	山武市
千葉県	いすみ市
千葉県	大網白里市
千葉県	酒々井町
千葉県	多古町
千葉県	東庄町
千葉県	芝山町
千葉県	楯芝光町
千葉県	鋸南町
東京都	千代田区
東京都	中央区
東京都	港区
東京都	新宿区
東京都	文京区
東京都	台東区
東京都	墨田区
東京都	江東区
東京都	品川区
東京都	目黒区
東京都	大田区
東京都	世田谷区
東京都	渋谷区
東京都	中野区
東京都	杉並区
東京都	北区

都道府県名	市区町村名
埼玉県	深谷市
埼玉県	上尾市
埼玉県	真加市
埼玉県	越谷市
埼玉県	蕨市
埼玉県	戸田市
埼玉県	入間市
埼玉県	朝霞市
埼玉県	志木市
埼玉県	和光市
埼玉県	新座市
埼玉県	桶川市
埼玉県	久喜市
埼玉県	北本市
埼玉県	八潮市
埼玉県	富士見市
埼玉県	三郷市
埼玉県	蓮田市
埼玉県	坂戸市
埼玉県	幸手市
埼玉県	鶴ヶ島市
埼玉県	日高市
埼玉県	吉川市
埼玉県	ふじみ野市
埼玉県	白岡市
埼玉県	伊奈町
埼玉県	毛呂山町
埼玉県	滑川町
埼玉県	嵐山町
埼玉県	小川町
埼玉県	川島町
埼玉県	吉見町
埼玉県	鳩山町
埼玉県	ときがわ町
埼玉県	横瀬町
埼玉県	皆野町
埼玉県	長瀨町
埼玉県	小鹿野町
埼玉県	美里町
埼玉県	神川町
埼玉県	上里町
埼玉県	寄居町
埼玉県	宮代町
埼玉県	杉戸町
埼玉県	松伏町
千葉県	千葉市
千葉県	銚子市
千葉県	市川市
千葉県	船橋市
千葉県	館山市

都道府県名	市区町村名
栃木県	矢板市
栃木県	那須塩原市
栃木県	さくら市
栃木県	上三川町
栃木県	益子町
栃木県	茂木町
栃木県	市貝町
栃木県	壬生町
栃木県	野木町
栃木県	塩谷町
栃木県	那須町
栃木県	那珂川町
群馬県	前橋市
群馬県	高崎市
群馬県	桐生市
群馬県	伊勢崎市
群馬県	太田市
群馬県	沼田市
群馬県	館林市
群馬県	渋川市
群馬県	藤岡市
群馬県	富岡市
群馬県	安中市
群馬県	みどり市
群馬県	榛東村
群馬県	下仁田町
群馬県	甘楽町
群馬県	東吾妻町
群馬県	昭和村
群馬県	みなみかみ町
群馬県	玉村町
群馬県	板倉町
群馬県	明和町
群馬県	大泉町
群馬県	邑楽町
埼玉県	さいたま市
埼玉県	川越市
埼玉県	熊谷市
埼玉県	川口市
埼玉県	行田市
埼玉県	秩父市
埼玉県	所沢市
埼玉県	飯能市
埼玉県	加須市
埼玉県	本庄市
埼玉県	東松山市
埼玉県	春日部市
埼玉県	蕨市
埼玉県	羽生市
埼玉県	鴻巣市

都道府県名	市区町村名
福島県	川内村
茨城県	水戸市
茨城県	日立市
茨城県	土浦市
茨城県	石岡市
茨城県	結城市
茨城県	龍ヶ崎市の
茨城県	下妻市
茨城県	常総市
茨城県	常陸太田市
茨城県	高萩市
茨城県	北茨城市
茨城県	笠間市
茨城県	取手市
茨城県	牛久市
茨城県	つくば市
茨城県	ひたちなか市
茨城県	鹿嶋市
茨城県	潮来市
茨城県	守谷市
茨城県	常陸大宮市
茨城県	那珂市
茨城県	筑西市
茨城県	坂東市
茨城県	稲敷市
茨城県	かすみがうら市
茨城県	神栖市
茨城県	行方市
茨城県	鉾田市
茨城県	つくばみらい市
茨城県	小美玉市
茨城県	茨城町
茨城県	大洗町
茨城県	城里町
茨城県	東海村
茨城県	大子町
茨城県	美浦村
茨城県	阿見町
茨城県	八千代町
茨城県	五霞町
茨城県	境町
栃木県	宇都宮市
栃木県	足利市
栃木県	栃本市
栃木県	佐野市
栃木県	鹿沼市
栃木県	日光市
栃木県	小山市
栃木県	真岡市
栃木県	大田原市

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
東京都	荒川区	神奈川県	座間市
東京都	板橋区	神奈川県	南足柄市
東京都	練馬区	神奈川県	綾瀬市
東京都	足立区	神奈川県	葉山町
東京都	葛飾区	神奈川県	寒川町
東京都	江戸川区	神奈川県	大磯町
東京都	八王子市	神奈川県	二宮町
東京都	立川市	神奈川県	開成町
東京都	武蔵野市	神奈川県	相模町
東京都	三鷹市	神奈川県	真鶴町
東京都	青梅市	神奈川県	湯河原町
東京都	府中市	神奈川県	愛川町
東京都	昭島市	神奈川県	清川村
東京都	調布市	新潟県	新潟市
東京都	町田市	新潟県	長岡市
東京都	小金井市	新潟県	三条市
東京都	小平市	新潟県	柏崎市
東京都	日野市	新潟県	新発田市
東京都	東村山市	新潟県	小千谷市
東京都	国分寺市	新潟県	加茂市
東京都	福生市	新潟県	十日町市
東京都	狛江市	新潟県	見附市
東京都	東大和市	新潟県	村上市
東京都	清瀬市	新潟県	燕市
東京都	東久留米市	新潟県	妙高市
東京都	武蔵村山市	新潟県	上越市
東京都	多摩市	新潟県	阿賀野市
東京都	稲城市	新潟県	佐渡市
東京都	羽村市	新潟県	魚沼市
東京都	あきる野市	新潟県	南魚沼市
東京都	西東京市	新潟県	胎内市
東京都	瑞穂町	新潟県	弥彦村
東京都	日の出町	新潟県	出雲崎町
東京都	大島町	新潟県	関川村
神奈川県	横浜市	富山県	富山市
神奈川県	川崎市	富山県	高岡市
神奈川県	相模原市	富山県	魚津市
神奈川県	横浜須賀野市	富山県	氷見市
神奈川県	平塚市	富山県	小矢部市
神奈川県	鎌倉市	富山県	射水市
神奈川県	藤沢市	富山県	舟橋村
神奈川県	小田原市	富山県	上市町
神奈川県	茅ヶ崎市	富山県	立山町
神奈川県	三浦市	富山県	入善町
神奈川県	秦野市	富山県	朝日町
神奈川県	厚木市	石川県	金沢市
神奈川県	大和市	石川県	七尾市
神奈川県	伊勢原市	石川県	小松市
神奈川県	海老名市	石川県	輪島市
神奈川県		石川県	加賀市

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
長野県	東御市	石川県	羽咋市
長野県	安曇野市	石川県	かほく市
長野県	青木村	石川県	白山市
長野県	長和町	石川県	能美市
長野県	富士見町	石川県	野々市市
長野県	辰野町	石川県	川北町
長野県	箕輪町	石川県	津幡町
長野県	飯島町	石川県	内灘町
長野県	南箕輪村	石川県	志賀町
長野県	中川村	石川県	宝達志水町
長野県	松川町	石川県	中能登町
長野県	高森町	石川県	穴水町
長野県	豊丘村	石川県	能登町
長野県	上松町	福井県	福井市
長野県	木相村	福井県	敦賀市
長野県	木曾町	福井県	小浜市
長野県	山形村	福井県	大野市
長野県	朝日村	福井県	鱒江市
長野県	池田町	福井県	越前市
長野県	坂城町	福井県	坂井市
長野県	小布施町	福井県	永平寺町
長野県	高山村	福井県	池田町
長野県	山ノ内町	福井県	南越前町
長野県	木島平村	福井県	越前町
岐阜県	岐阜市	福井県	おおい町
岐阜県	大垣市	山梨県	甲府市
岐阜県	高山市	山梨県	富士吉田市
岐阜県	多治見市	山梨県	大月市
岐阜県	中津川市	山梨県	南アルプス市
岐阜県	瑞浪市	山梨県	北杜市
岐阜県	羽島市	山梨県	笛吹市
岐阜県	恵那市	山梨県	上野原市
岐阜県	各務原市	山梨県	中央市
岐阜県	可児市	山梨県	昭和町
岐阜県	瑞穂市	山梨県	富士河口湖町
岐阜県	飛騨市	長野県	松本市
岐阜県	郡上市	長野県	上田市
岐阜県	下呂市	長野県	岡谷市
岐阜県	海津市	長野県	飯田市
岐阜県	岐南町	長野県	諏訪市
岐阜県	笠松町	長野県	須坂市
岐阜県	神戸町	長野県	小諸市
岐阜県	輪之内町	長野県	伊那市
岐阜県	大野町	長野県	駒ヶ根市
岐阜県	坂野町	長野県	中野市
岐阜県	川辺町	長野県	大町市
静岡県	静岡市	長野県	茅野市
静岡県	浜松市	長野県	塩尻市
静岡県	三島市	長野県	佐久市
静岡県	富士宮市	長野県	千曲市

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
静岡県	伊東市	三重県	四日市市
静岡県	島田市	三重県	伊勢市
静岡県	富士市	三重県	松阪市
静岡県	磐田市	三重県	桑名市
静岡県	焼津市	三重県	鈴鹿市
静岡県	掛川市	三重県	名張市
静岡県	藤枝市	三重県	尾鷲市
静岡県	御殿場市	三重県	亀山市
静岡県	袋井市	三重県	鳥羽市
静岡県	湖西市	三重県	熊野市
静岡県	伊豆市	三重県	志摩市
静岡県	菊川市	三重県	伊賀市
静岡県	伊豆の国市	三重県	木曾岬町
静岡県	牧之原市	三重県	菟野町
静岡県	函南町	三重県	朝日町
静岡県	清水町	三重県	川越町
静岡県	長泉町	三重県	明和町
静岡県	森町	三重県	玉城町
愛知県	名古屋	三重県	南伊勢町
愛知県	豊橋市	三重県	紀北町
愛知県	岡崎市	三重県	御荘町
愛知県	瀬戸市	三重県	紀宝町
愛知県	半田市	滋賀県	大津市
愛知県	春日井市	滋賀県	彦根市
愛知県	豊川市	滋賀県	長浜市
愛知県	津島市	滋賀県	近江八幡市
愛知県	碧南市	滋賀県	草津市
愛知県	豊田市	滋賀県	守山市
愛知県	西尾市	滋賀県	栗東市
愛知県	常滑市	滋賀県	甲賀市
愛知県	稲沢市	滋賀県	野洲市
愛知県	東海市	滋賀県	湖南市
愛知県	大府市	滋賀県	高島市
愛知県	知立市	滋賀県	東近江市
愛知県	尾張旭市	滋賀県	米原市
愛知県	高浜市	滋賀県	日野町
愛知県	豊明市	滋賀県	竜王町
愛知県	日進市	滋賀県	愛荘町
愛知県	田原市	滋賀県	甲良町
愛知県	愛西市	京都府	京都市
愛知県	北名古屋	京都府	福知山市
愛知県	弥富市	京都府	綾部市
愛知県	みよし市	京都府	宮津市
愛知県	長久手市	京都府	亀岡市
愛知県	東郷町	京都府	城陽市
愛知県	豊山町	京都府	向日市
愛知県	大口町	京都府	京丹後市
愛知県	蟹江町	京都府	木津川市
愛知県	阿久比町	京都府	精華町
三重県	津市	京都府	京丹波町

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
兵庫県	加西市	兵庫県	加西市
兵庫県	丹波篠山市	兵庫県	丹波篠山市
兵庫県	養父市	兵庫県	養父市
兵庫県	丹波市	兵庫県	丹波市
兵庫県	朝来市	兵庫県	朝来市
兵庫県	宍粟市	兵庫県	宍粟市
兵庫県	加東市	兵庫県	加東市
兵庫県	たつの市	兵庫県	たつの市
兵庫県	瀬川町	兵庫県	瀬川町
兵庫県	多可町	兵庫県	多可町
兵庫県	稲美町	兵庫県	稲美町
兵庫県	播磨町	兵庫県	播磨町
兵庫県	福崎町	兵庫県	福崎町
兵庫県	神河町	兵庫県	神河町
兵庫県	太子町	兵庫県	太子町
兵庫県	上郡町	兵庫県	上郡町
兵庫県	佐用町	兵庫県	佐用町
兵庫県	香美町	兵庫県	香美町
兵庫県	新温泉町	兵庫県	新温泉町
奈良県	奈良市	奈良県	奈良市
奈良県	大和高田市	奈良県	大和高田市
奈良県	大和郡山市	奈良県	大和郡山市
奈良県	天理市	奈良県	天理市
奈良県	橿原市	奈良県	橿原市
奈良県	桜井市	奈良県	桜井市
奈良県	五條市	奈良県	五條市
奈良県	生駒市	奈良県	生駒市
奈良県	香芝市	奈良県	香芝市
奈良県	葛城市	奈良県	葛城市
奈良県	川西町	奈良県	川西町
奈良県	田原本町	奈良県	田原本町
奈良県	高取町	奈良県	高取町
奈良県	上牧町	奈良県	上牧町
奈良県	王寺町	奈良県	王寺町
奈良県	広陵町	奈良県	広陵町
奈良県	吉野町	奈良県	吉野町
奈良県	大淀町	奈良県	大淀町
和歌山県	海南市	和歌山県	海南市
和歌山県	橋本市	和歌山県	橋本市
和歌山県	有田市	和歌山県	有田市
和歌山県	御坊市	和歌山県	御坊市
和歌山県	新宮市	和歌山県	新宮市
和歌山県	紀の川市	和歌山県	紀の川市
和歌山県	紀美野町	和歌山県	紀美野町
和歌山県	かつらぎ町	和歌山県	かつらぎ町
和歌山県	九度山町	和歌山県	九度山町
和歌山県	高野町	和歌山県	高野町
和歌山県	湯浅町	和歌山県	湯浅町
和歌山県	広川町	和歌山県	広川町
和歌山県	有田川町	和歌山県	有田川町

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
和歌山県	美浜町	広島県	福山市
和歌山県	日高町	広島県	府中市
和歌山県	由良町	広島県	三次市
和歌山県	印南町	広島県	庄原市
和歌山県	日高川町	広島県	大竹市
和歌山県	白浜町	広島県	東広島市
和歌山県	上富田町	広島県	廿日市市
和歌山県	那智勝浦町	広島県	安芸高田市
和歌山県	串本町	広島県	府中町
鳥取県	鳥取市	広島県	海田町
鳥取県	米子市	広島県	熊野町
鳥取県	倉吉市	広島県	坂町
鳥取県	境港市	広島県	北広島町
鳥取県	琴浦町	山口県	宇部市
鳥取県	南朝町	山口県	山口市
鳥取県	伯耆町	山口県	下松市
島根県	松江市	山口県	岩国市
島根県	益田市	山口県	柳井市
島根県	大田市	山口県	美祿市
島根県	安来市	山口県	山陽小野田市
島根県	江津市	山口県	周防大島町
島根県	雲南市	山口県	和木町
島根県	奥出雲町	山口県	田布施町
島根県	邑南町	徳島県	徳島市
島根県	津和野町	徳島県	鳴門市
島根県	吉賀町	徳島県	小松島市
島根県	海士町	徳島県	阿南市
島根県	西ノ島町	徳島県	吉野川市
島根県	隠岐の島町	徳島県	阿波市
岡山県	岡山市	徳島県	美馬市
岡山県	倉敷市	徳島県	勝浦町
岡山県	津山市	徳島県	上勝町
岡山県	笠岡市	徳島県	佐那河内村
岡山県	井原市	徳島県	松茂町
岡山県	新見市	香川県	高松市
岡山県	備前市	香川県	丸亀市
岡山県	瀬戸内市	香川県	坂出市
岡山県	赤磐市	香川県	観音寺市
岡山県	真庭市	香川県	さぬき市
岡山県	美作市	香川県	東かがわ市
岡山県	浅口市	香川県	土庄町
岡山県	和気町	香川県	小豆島町
岡山県	里庄町	香川県	宇多津町
岡山県	矢掛町	香川県	綾川町
岡山県	勝央町	香川県	多度津町
岡山県	美咲町	香川県	まんのう町
広島県	広島市	愛媛県	宇和島市
広島県	呉市	愛媛県	八幡浜市
広島県	三原市	愛媛県	新居浜市
広島県	尾道市	愛媛県	大洲市

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
福岡県	伊予市	福岡県	那珂川市
愛媛県	四国中央市	福岡県	宇美町
愛媛県	西予市	福岡県	篠栗町
愛媛県	久万高原町	福岡県	志免町
愛媛県	松前町	福岡県	須恵町
愛媛県	砥部町	福岡県	新宮町
愛媛県	伊方町	福岡県	粕屋町
愛媛県	松野町	福岡県	芦屋町
愛媛県	鬼北町	福岡県	水巻町
愛媛県	愛南町	福岡県	岡垣町
高知県	高知市	福岡県	遠賀町
高知県	安芸市	福岡県	小竹町
高知県	南国市	福岡県	鞍手町
高知県	土佐市	福岡県	筑前町
高知県	土佐清水市	福岡県	大刀洗町
高知県	香美市	福岡県	大木町
高知県	奈半利町	福岡県	広川町
高知県	いの町	福岡県	香春町
高知県	中土佐町	福岡県	添田町
高知県	佐川町	福岡県	糸田町
高知県	越前町	福岡県	川崎町
高知県	四万十町	福岡県	赤村
福岡県	北九州市	福岡県	苅田町
福岡県	福岡市	福岡県	みやこ町
福岡県	大牟田市	福岡県	築上町
福岡県	久留米市	佐賀県	佐賀市
福岡県	直方市	佐賀県	唐津市
福岡県	飯塚市	佐賀県	鳥栖市
福岡県	田川市	佐賀県	武雄市
福岡県	柳川市	佐賀県	鹿島市
福岡県	八女市	佐賀県	嬉野市
福岡県	筑後市	佐賀県	神埼市
福岡県	大川市	佐賀県	吉野ヶ里町
福岡県	行橋市	佐賀県	基山町
福岡県	豊前市	佐賀県	上峰町
福岡県	中間市	佐賀県	みやき町
福岡県	小郡市	佐賀県	有田町
福岡県	筑紫野市	佐賀県	江北町
福岡県	春日市	佐賀県	白石町
福岡県	大野城市	佐賀県	太良町
福岡県	宗像市	長崎県	長崎市
福岡県	太宰府市	長崎県	佐世保市
福岡県	古賀市	長崎県	島原市
福岡県	福津市	長崎県	諫早市
福岡県	うきは市	長崎県	大村市
福岡県	宮若市	長崎県	平戸市
福岡県	嘉麻市	長崎県	松浦市
福岡県	朝倉市	長崎県	対馬市
福岡県	みやま市	長崎県	杵岐市
福岡県	糸島市	長崎県	五島市

都道府県名	市区町村名
長崎県	西海市
長崎県	雲仙市
長崎県	南島原市
長崎県	長与町
長崎県	時津町
長崎県	東彼杵町
長崎県	川棚町
長崎県	波佐見町
長崎県	佐々町
長崎県	新上五島町
熊本県	熊本市
熊本県	八代市
熊本県	人吉市
熊本県	荒尾市
熊本県	水俣市
熊本県	玉名市
熊本県	山鹿市
熊本県	菊池市
熊本県	宇土市
熊本県	上天草市
熊本県	宇城市
熊本県	天草市
熊本県	合志市
熊本県	美里町
熊本県	玉東町
熊本県	南関町
熊本県	和水町
熊本県	大津町
熊本県	菊陽町
熊本県	小国町
熊本県	高森町
熊本県	御船町
熊本県	薫島町
熊本県	益城町
熊本県	甲佐町
熊本県	山都町
熊本県	水川町
熊本県	芦北町
熊本県	溝森木町
熊本県	錦町
熊本県	湯前町
熊本県	相良村
熊本県	山江村
熊本県	あさぎり町
熊本県	苓北町
大分県	大分市
大分県	別府市
大分県	中津市
大分県	日田市
大分県	佐伯市

都道府県名	市区町村名
鹿児島県	湧水町
鹿児島県	大崎町
鹿児島県	東串良町
鹿児島県	錦江町
鹿児島県	南大隅町
鹿児島県	肝付町
鹿児島県	中種子町
鹿児島県	屋久島町
鹿児島県	大和村
鹿児島県	宇検村
鹿児島県	瀬戸内町
鹿児島県	龍郷町
鹿児島県	徳之島町
鹿児島県	天城町
鹿児島県	伊仙町
鹿児島県	知名町
鹿児島県	与論町
沖縄県	那覇市
沖縄県	宜野湾市
沖縄県	石垣市
沖縄県	浦添市
沖縄県	名護市
沖縄県	糸満市
沖縄県	沖繩市
沖縄県	豊見城市
沖縄県	うるま市
沖縄県	宮古島市
沖縄県	南城市
沖縄県	国頭村
沖縄県	大宜味村
沖縄県	今帰仁村
沖縄県	本部町
沖縄県	恩納村
沖縄県	宜野座村
沖縄県	金武町
沖縄県	読谷村
沖縄県	霧手納町
沖縄県	北谷町
沖縄県	北中城村
沖縄県	中城村
沖縄県	西原町
沖縄県	与那原町
沖縄県	南風原町
沖縄県	久米島町
沖縄県	八重瀬町
合計	1145市区町村

事務連絡
令和4年10月5日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に係る
留意事項について

平素より、子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
放課後児童支援員等の処遇改善につきまして、「コロナ克服・新時代のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する」とこととされたことを受け、令和3年度補正予算に令和4年2月から9月分までの関係経費（保育士等処遇改善臨時特例交付金）を計上し、実施してきたところです。令和4年10月以降については、子ども・子育て支援交付金において同様の措置を講ずることとしていたことから、今般「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0921第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を改正し、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）（以下、「10月以降の処遇改善事業」という。）の内容について定めました。

事業の実施にあたり御留意いただきたい点について、別紙の通りまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いします。また、同様に、市町村においても管内の放課後児童クラブに対して周知がなされるようお願いいたします。

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課健全育成係
TEL: 03-5253-1111（内線 4966）
E-mail: clubsenmon@mhlw.go.jp

1. 事業の対象等について
(1) 対象事業所について

○ 10月以降の処遇改善事業の対象となる事業所は、令和3年度補正予算において実施した「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（令和3年12月23日付け子発1223第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「令和3年度補正予算事業」という。）に基づく賃金改善を実施している事業所に加え、以下の事業所も対象とします。

- ・ 令和4年2月以降に賃金改善を実施しているものの、令和3年度補正予算事業の対象となっていない事業所であって、10月以降において、基準額以上の賃金改善を実施している事業所
- ・ 令和4年9月末時点で賃金改善を実施していない事業所であって、10月またはそれ以降において基準額以上の賃金改善を実施予定の事業所

○ ただし、令和3年度補正予算事業に基づく賃金改善を実施している事業所においては、同事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないこと、また、10月以降新たに処遇改善事業の対象となる事業所にあつては、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することが条件であることに留意願います。

(2) 賃金改善額の考え方

○ 賃金の改善に当たっては、常勤職員については別に定める補助基準額（月額9,000円相当）以上、非常勤職員については、常勤職員の勤務時間数に対する割合（1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除したものを）を別に定める補助基準額に乗じて算出した金額（月額）以上の賃金改善を行うことを基本的な考え方としていきます。

○ なお、一律月額9,000円相当の賃金改善ではなく、職員の勤続年数や職務内容等に応じた賃金改善も可能ですが、特定の職員や特定の勤務形態の職員に偏った賃金改善を行うなど、合理的な理由のない、恣意的な賃金改善を行うことがないようお願い致します。

2. 公設公営の施設・事業所における賃金改善について

○ 今般の処遇改善については、令和3年度補正予算事業と同様に、公立の施設・事業所も対象となります。

○ 原則、補助基準額以上の賃金改善を行うことが必要となりますが、他の職種の均衡等の観点から、職員一人当たりの補助基準額と同程度程度の賃金改善を行えないなどの理由がある場合には、賃金改善計画の段階で補助基準額を下回ることも可能とする取扱いとしています。

総行給第 80 号
令和 3 年 12 月 24 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
(八事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 総 務 局 長
(人事担当課扱い)
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公 印 省 略)

公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において、看護、介護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引上げることとされ、先日、令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）が成立しました。

当該補正予算においては、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より別添のとおり実施要綱、Q&A が発出されたところです。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっており、各地方公共団体においては、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を勘案しつつ、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。

- 地方公務員である公設公営の施設・事業所の職員については、令和 3 年 12 月の総務省公務員部の通知（別添 1）や、令和 4 年 2 月にお示しした自治体の取組事例（別添 2）も参考に、積極的な実施についてご検討をお願い致します。

- ・ 保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。
- ・ 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。

2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。

A市

対象職員	常勤職員及び会計年度任用職員
対象職種	保育士、保育教諭
賃金改善方法・金額	職務の困難性・特殊性等に着目して支給される本給の調整額の支給対象範囲に保育士を追加することにより3%程度の賃金改善を実施（具体的な金額については適用される級に応じて規定される。）

B市

対象職員	会計年度任用職員
対象職種	保育士
賃金改善方法・金額	時間当たりの報酬額を引き上げる。 （金額については、常勤職員並みに勤務した場合に月額9,000円の引上げとなるよう設定。）

C市

対象職員	会計年度任用職員
対象職種	放課後児童支援員及び補助員
賃金改善方法・金額	時間当たりの報酬額を3%以上引き上げる。

D市

対象職員	会計年度任用職員
対象職種	放課後児童支援員及び補助員
賃金改善方法・金額	適用する給料表の級号給を3%程度改善されるよう引き上げる。